

# 新潟県林業土木工事標準仕様書 (その2)

- I 林業土木工事監督要領
- II 林業土木工事監督技術基準
- III 林業土木工事施工管理基準
- IV 出来形管理基準及び規格値
- V 品質管理基準及び規格値
- VI 写真撮影要領
- VII 監督技術基準・施工管理関係資料

令和8年4月

新潟県農林水産部

(空白)

# I 林業土木工事監督要領

(空白)

## 林業土木工事監督要領

	参考(約款等・条項等)
<p>(目的)</p> <p><b>第1条</b> この監督要領は新潟県が発注する林業土木工事における監督実務を適正かつ効率的に行うため、建設工事請負基準約款（以下「約款」という。）及び建設工事執行規程（以下「規程」という。）に定めるもののほか必要な事項を定める。</p>	
<p>(監督業務の分類)</p> <p><b>第2条</b> 監督業務は監督総括業務及び監督一般業務に分類するものとし、業務の内容は次の各号に示すとおりとする。</p> <p>(1) 監督総括業務</p> <p>(イ) 約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち地域振興局においては農林振興部長又は農林水産振興部長もしくは新潟地域振興局津川地区振興事務所長（以下「振興部長等」という。）が必要と認め委任したものの処理</p> <p>(ロ) 約款第2条に基づく関連する2以上の工事の監督を行う場合における工程の調整で必要なものの処理</p> <p>(ハ) 施工状況の確認及び受注者に対する指示、承諾、協議のうち重要なものの処理</p> <p>(ニ) 当該工事に係わる損害、災害、苦情等の調査、協議及び報告等の処理</p> <p>(ホ) 工事関係者への措置請求</p> <p>(ヘ) 監督一般業務の担当者の指揮及び所要事項についての振興部長等への報告</p> <p>(2) 監督一般業務</p> <p>(イ) 工事内容の変更、一時中止又は打切りの必要を認めた場合の処理</p> <p>(ロ) 契約図書に基づく工事実施のための詳細図の作成、交付及び受注者が作成した図面の承諾</p> <p>(ハ) 契約図書に基づく工程の管理、立会い及び工事材料の試験又は検査の実施</p> <p>(ニ) 契約の履行について受注者に対する必要な指示、承諾、協議又は受注者からの報告書類の処理</p> <p>(ホ) 監督総括業務担当者への報告</p>	<p>約款第10条第2項 (監督員)</p> <p>約款第13条第1～ 第2項（工事関係者 に関する措置請求）</p> <p>約款第14条（工事 材料の品質及び検査 等）</p>
<p>(監督員の区分及び業務等)</p> <p><b>第3条</b> 監督員は総括監督員及び主任監督員とする。</p> <p>2 総括監督員は原則として当該工事を所掌する工務課長等が前条第1項第1号</p>	

の監督総括業務を、また主任監督員は当該工事を所掌する担当者が同第2号の監督一般業務を担うものとする。

ただし、総括監督員を置かない場合は、主任監督員が監督総括業務及び監督一般業務を併せて行うものとする。

3 本庁請負工事の監督は総括監督員及び主任監督員を置くものとする。

ただし、技術的条件を勘案し、振興部長等が必要ないと認めたときは総括監督員を置かないことができる。

4 委任請負工事の監督は、主任監督員を置くものとする。

ただし、技術的条件を勘案し、振興部長等が必要と認めたときは総括監督員及び主任監督員を置くことができる。

#### (監督員の任命等)

**第4条** 監督員の任命は振興部長等が、請負契約ごとに行うものとする。

2 振興部長等は、工事の特殊性、技術的及び労務的条件等を勘案し、前条第2項の規定にかかわらず、所属以外の職員及び県の職員以外の者を監督員として任命することができる。

3 前項において監督業務を委託する場合は、前2項に示す事項は、当該委託契約に基づき措置されるものとする。

#### (受注者への通知)

**第5条** 前条第1項の規定に基づき監督員が定められた場合、振興部長等は約款第10条第1項に基づき受注者に通知するものとする。

監督員を変更したときも同様とする。

#### (監督の技術的基準)

**第6条** 監督員が監督を行うにあたって必要とする技術的な基準は別に定めるところによる。

#### (検査時の対応)

**第7条** 監督員は約款第32条及び第50条に基づく検査については立会し、工事の進捗状況及び受注者に行った指示、承諾、協議等の経過について検査職員に報告するものとする。

付 則

この要領は平成25年4月1日から適用する。

約款第51条(監督又は検査の委託)

(様式一)

別途(林業土木工事監督技術基準)

約款第32条(検査及び引き渡し)  
約款第50条(臨時検査)

## II 林業土木工事監督技術基準

(空白)

# 林業土木工事監督技術基準

## (目 的)

第1条 この技術基準は、林業土木工事監督要領第6条に基づいて、新潟県が発注する林業土木工事の請負契約に係る監督の技術的基準を定めることにより監督業務の適切な実施を図ることを目的とする。

## (用語の定義)

### 第2条

- (1) 「監督」…………… 契約図書における発注者の責務を適切に遂行するために、工事施工状況の確認及び把握等を行い、契約の適正な履行を確保する業務をいう。
- (2) 「監督員」…………… 総括監督員及び主任監督員を総称していう。
- (3) 「監督の方法」…… 監督行為（指示、承諾、協議、通知、受理、確認、立会い、把握）を総称していう。
  - ① 指 示…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工上必要な事項について書面により示し、実施させることをいう。
  - ② 承 諾…………… 契約図書で明示した事項について、受注者が監督員に対し書面で申し出た工事の施工上必要な事項について、監督員が書面により同意することをいう。
  - ③ 協 議…………… 書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議し結論を得ることをいう。
  - ④ 通 知…………… 監督員が受注者に対し、工事の施工に関する事項について、書面により知らせることをいう。
  - ⑤ 受 理…………… 契約図書に基づき受注者の責任において監督員に提出された書面を監督員が受け取り、内容を把握することをいう。
  - ⑥ 確 認…………… 契約図書に示された事項について、監督員等が臨場若しくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
  - ⑦ 把 握…………… 監督員等が臨場若しくは受注者が提出又は提示した資料により施工状況、使用材料、提出資料の内容等について、監督員が契約図書との適合を自ら認識しておくことをいい、受注者に対して認めるものではない。
  - ⑧ 立 会…………… 契約図書に示された項目について、監督員等が臨場により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(監督の実施)

第3条 監督員等は、以下の表の各項目について技術的に十分検討のうえ監督を実施するものとする。

なお、関連図書及び条項の欄は下記のとおりとする。

約 款・・・・・・・・建設工事請負基準約款

標 仕・・・・・・・・林業土木工事標準仕様書

適正化法・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

適正化指針・・・・・・・・公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針

項 目	業 務 内 容	関連図書及び条項
<p>1. 契約の履行の確保</p> <p>(1) 契約図書の内容の把握</p> <p>(2) 施工計画書の受理</p> <p>(3) 施工体制の把握</p> <p>(4) 約款及び設計図書に基づく指示、承諾、協議、受理等</p>	<p>請負契約書、設計書、仕様書、図面、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書等及びその他契約の履行上必要な事項について把握する。</p> <p>受注者から提出された施工計画書により、施工計画の概要を把握する。 受注者から施工計画書の提出の省略を求められた場合、別紙－1により省略の可否について判断する。</p> <p>「県発注工事における適正な施工体制の確保等について」（平成13年8月31日付け、監第2573号）、「施工体制等確認要領」（制定平成13年8月31日伺定）により現場における施工体制の把握を行う。</p> <p>約款及び設計図書に示された指示、承諾、協議（詳細図の作成を含む）及び受理等について、必要により現場状況を把握し、適切に行う。 上記指示、承諾、協議等の書面を作成する。 (約款1条第3項に係るものは不要)</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-3</p> <p>標仕第1編 1-1-1-6</p> <p>適正化法 第15条</p> <p>適正化指針 第2 5. (5)</p> <p>約款 第10条 (監督員)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-8 (様式3 工事打合簿)</p>

(5) 条件変更に関する 確認、調査、検討、 通知	<p>① 約款第 19 条第 1 項の第 1 号から第 5 号までの事実を発見したとき、又は受注者から事実の確認を請求されたときは、速やかに調査を行い、その内容を確認し検討のうえ、必要により工事内容の変更、設計図面の訂正内容を定める。但し、特に重要な変更等が伴う場合は、あらかじめ振興部長等に報告する。</p> <p>② 前項の調査結果を受注者に通知（指示する必要があるときは、当該指示を含む）する。</p>	<p>約款 第 19 条（条件変更等） 標仕第 1 編 1-1-1-3</p> <p>約款 第 19 条</p>
(6) 変更設計図面及び 数量等の作成	<p>一般的な変更設計図面及び数量について、受注者からの確認資料等をもとに作成する。</p>	<p>約款 第 19 条 標仕第 1 編 1-1-1-18</p>
(7) 関連工事との調整	<p>関連する 2 以上の工事が施工上密接に関連する場合は、必要に応じて施工について調整し必要事項を受注者に対し指示を行う。</p>	<p>約款 第 2 条（関連工事の調整） 標仕第 1 編 1-1-1-15</p>
(8) 工程把握及び工事 促進指示	<p>受注者からの履行状況報告に基づき工程を把握し、必要に応じて工事促進の指示を行う。</p>	<p>約款 第 12 条（履行報告） 標仕第 1 編 1-1-1-32</p>
(9) 工期変更協議の対 象の確認	<p>約款第 16 条第 7 項、第 18 条第 1 項、第 19 条第 6 項、第 20 条、第 21 条第 4 項、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 40 条第 2 項の規定に基づく工期変更について、協議及びその結果を確認し振興部長等へ報告する。</p>	<p>標仕第 1 編 1-1-1-19</p> <p>約款 第 16 条（支給材料及び貸与品） 約款 第 18 条（設計図書不適合の場合の改造義務破壊検査等） 約款 第 19 条（条件変更等） 約款 第 20 条（設計図書の変更） 約款 第 21 条（工事の中止） 約款 第 22 条（受注者の請求による工期の延長） 約款 第 23 条（発注者の請求による工期の短縮等）（様式-2） 約款 第 40 条（前払い金等の不払いに対する受注者の工事の中止）</p>

(10) 振興部長等への報告		
1) 工事の中止及び工期の延長の検討及び報告	<p>① 工事の全部若しくは一部の施工を一時中止する必要があると認められるときは、中止期間を検討し、振興部長等へ報告する。</p> <p>② 受注者から工期延長の申し出があった場合は、その理由を検討し契約担当官等へ報告する。</p>	<p>約款 第 21 条 (工事の中止) 標仕第 1 編 1-1-1-17</p> <p>約款 第 22 条 (受注者の請求による工期の延長)</p>
2) 一般的な工事目的物等の損害の調査及び報告	<p>工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し、発注者の責に帰する理由及び損害額の請求内容を審査し、振興部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 28 条 (一般的損害)</p>
3) 不可抗力による損害の調査及び報告	<p>① 天災等の不可抗力により、工事目的物等の損害について、受注者から通知を受けた場合は、その原因、損害の状況等を調査し確認結果を振興部長等へ報告する。</p> <p>② 損害額の負担請求内容を審査し、振興部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 30 条 (不可抗力による損害) 標仕第 1 編 1-1-1-48</p> <p>約款 第 30 条</p>
4) 第三者に及ぼした損害の調査及び報告	<p>工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、その原因、損害の状況等を調査し、発注者が損害を賠償しなければならないと認められる場合は、振興部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 29 条 (第三者に及ぼした損害)</p>
5) 部分使用の確認及び報告	<p>部分使用を行う場合の品質及び出来形の確認を行い、振興部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第 34 条 (部分使用) 標仕第 1 編 1-1-1-30</p>
6) 中間前金払請求時の履行状況の調査・認定	<p>中間前金払の請求があった場合は、履行状況報告書に基づき調査を実施し、認定調書を受注者に交付する。</p>	<p>約款 第 35 条 (前金払) 標仕第 1 編 1-1-1-28</p>

7) 部分払請求時の出来形の審査及び報告	部分払の請求があった場合は、工事出来形内訳表の審査及び既成部分出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。	約款 第38条 (部分払) 標仕第1編 1-1-1-28
8) 工事関係者に関する措置請求	現場代理人がその職務の執行につき著しく不相当と認められる場合及び主任技術者若しくは監理技術者又は専門技術者下請負人等が工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められる場合は、振興部長等への措置請求を行う。	約款 第13条 (工事関係者に関する措置請求)
9) 契約解除に関する必要書類の作成及び措置請求又は報告	<p>① 約款第45条第1項及び第46条第1項に基づき契約を解除する必要があると認められる場合は、振興部長等に対して措置請求を行う。</p> <p>② 受注者から契約の解除の通知を受けたときは、契約解除要件を確認し、振興部長等へ報告する。</p> <p>③ 契約が解除された場合は、既成部分出来形の調査及び出来高対照表の作成を行い、振興部長等へ報告する。</p>	<p>約款 第46条 (発注者の任意解除権)</p> <p>約款 第47条 (受注者の解除権)</p> <p>約款 第48条 (解除に伴う措置)</p>
2. 施工状況の確認等		
(1) 事前調査等	<p>下記の事前調査業務を必要に応じて行う。</p> <p>① 工事基準点の指示</p> <p>② 既設構造物の把握</p> <p>③ 支給 (貸与) 品の確認</p> <p>④ 事業損失防止家屋調査結果の確認又は立会</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-3</p> <p>標仕第1編 1-1-1-20</p>

	⑤ 受注者が行う官公庁等への届出の把握	標仕第1編 1-1-1-44
	⑥ 工事区域用地の把握	約款 第17条 (工事用地の確保等)
	⑦ その他必要な事項	標仕第1編 1-1-1-10
(2) 指定材料の確認	① 別表1及び設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに確認する。	約款 第14条 (工事材料の品質及び検査等) 約款 第15条 (監督員の立会及び工事記録の整備)
(3) 品質証明	① 品質証明員が工事施工途中において必要と認める時期及び検査の事前に品質確認を行い、検査時にその結果を所定の様式により提出する。別紙-3 ② 品質証明員届の提出。別紙-4	標仕第1編 1-1-1-23 (様式-5 材料確認書 (立会・机上))
(4) 工事施工の立会 (確認も含む)	設計図書において、監督職員の立会のうえ施工するものと指定された工種において、設計図書の規定に基づき立会を行う。	約款 第15条 (監督員の立会及び工事記録の整備) 標仕第1編 1-1-1-24
(5) 工事施工状況の確認 (段階確認)	設計図書に示された施工段階において別表2に基づき、臨場等により確認を行う。	標仕第1編 1-1-1-24 (様式-6 段階確認書 (立会・机上))
(6) 工事施工状況の把握	主要な工種について、別表3に基づき適宜臨場等により把握を行う。	(様式-7 施工状況把握票) 監督員等作成様式

<p>(7) 建設副産物の適正処理状況等の把握</p>	<p>建設副産物を搬出する工事にあつては産業廃棄物管理票(マニフェスト)等により、適正に処理されているか把握する。</p> <p>また、建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する工事にあつては、受注者が作成する再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書により、リサイクルの実施状況を把握する。</p>	<p>標仕第1編 1-1-1-22</p>
<p>(8) 改造請求及び破壊による確認</p>	<p>① 工事の施工部分が契約図書に適合しない事実を発見した場合で、必要があると認められるときは、改善の指示又は改造請求を行う。</p> <p>② 約款第14条第2項若しくは第15条第1項から第3項までの規定に違反した場合、又は工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められる場合は、工事の施工部分を破壊して確認する。</p>	<p>約款 第18条(計画図書不適合の場合の改造義務、破壊検査等)</p>
<p>(9) 支給材料及び貸与品の検査、引渡し</p>	<p>① 設計図書に定められた支給材料及び貸与品については、その品名、数量、品質、規格又は性能を設計図書に基づき検査し、引渡しを行う。</p> <p>② 前項の確認の結果、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なる場合、又は使用に適當でないとして認められる場合は、これに代わる支給材料若しくは貸与品を契約担当官等と打ち合わせのうえ引渡し等の措置をとる。</p>	<p>約款 第16条(支給材料及び貸与品)</p> <p>標仕第1編 1-1-1-20</p>

3. 円滑な施工の確保		
(1) 地元対応	地元住民等からの工事に関する苦情、要望等に対し必要な措置を行う。	標仕第 1 編 1-1-1-44
(2) 関係機関との協議・調整	工事に関して、関係機関との協議・調整等における必要な措置を行う。	標仕第 1 編 1-1-1-44
4. その他		
(1) 現場発生品の処理	工事現場における発生品について、規格、数量等を確認しその処理方法について指示する。	標仕第 1 編 1-1-1-21
(2) 臨機の措置	災害防止、その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対し臨機の措置を求める。	約款 第 27 条 (臨機の措置)
(3) 事故等に対する措置	事故等が発生した時は、速やかに状況を調査し、振興部長等及び県担当課に報告する。	標仕第 1 編 1-1-1-38
(4) 工事成績の評定	総括監督員及び主任監督員は、工事完成のとき県営林業工事成績評定実施要領に基づき工事成績の評定を行う。	
(5) 工事完成検査等の立会	原則として総括監督員、主任監督員は工事の完成、既成部分、臨時検査の各段階において工事の検査に立会を行う。	標仕第 1 編 1-1-1-27 標仕第 1 編 1-1-1-28 標仕第 1 編 1-1-1-29
(6) 検査日の通知	工事検査に先立って、受注者に対して検査実施日を通知する。	標仕第 1 編 1-1-1-27

別表 1

## 指定材料の品質確認一覧表

区 分	確 認 材 料 名	摘 要	対 象 外
鋼 材	構造用圧延鋼材	すべての工事材料対象	
	プレストレストコンクリート用鋼材 (ポストテンション)	すべての工事材料対象	
	鋼製ぐい及び鋼矢板	すべての工事材料対象	仮設材
セメント 及び混和 材料	セメント		JIS マーク表示品
	混和材料		
セメント コンクリ ート製品	セメントコンクリート製品		JIS マーク表示品 製造管理技術委員会認定品 県土木部承認品 県農地部指定品
	コンクリート杭、コンクリート矢板		JIS マーク表示品
塗 料	塗料一般	すべての工事材料対象	路面標示用塗料
そ の 他	レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品
	アスファルト混合物		アスファルト混合物事前審査制度の認定混合物
	場所打ち杭用 レディーミクストコンクリート		JIS マーク表示品
	薬液注入剤	すべての工事材料対象	
	種子・肥料		小口、路肩等のすり付けの 植生土のう
	薬剤	すべての工事材料対象	
	かごマット	鉄線籠型護岸の設計・施工技術基準 (案)	
	袋型根固め用袋材	すべての工事材料対象	
	河川護岸用吸い出し防止材 (シート)	引張強度 9.8kN/m 以上	
	遮水シート B	すべての工事材料対象	
	現場発生品		

(注) 1 本表で日本下水道協会規格 (JSWAS) 製品は JIS マーク表示品に準じて扱う。

2 上表 (指定材料) のほか特殊な製品等は設計図書において指定し、受注者の提出した見本または品質を証明する資料を、工事材料を使用するまでに、監督員が確認すること。

別表2

## 段階確認一覧

【注意】一覧は、あくまでも例であって、完成時に主たる工種の出来形・品質・出来ばえの確認に必要なものについては、甲乙協議の上、臨時検査・段階確認を実施する。

一般:一般監督

重点:重点監督

1/6

種別	細別	段階確認		
		確認時期	確認項目	確認の程度
指定仮設工		施工時 設置完了時	使用材料、高さ、幅、長さ、 深さ等	1回/1工事
治山土工(掘削工) 林道土工(掘削工)		土(岩)質の変 化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
林道土工 (路床盛土工)		路床盛土工 ブルーローリング 実施時	ブルーローリング実施状況	1回/1工事
舗装工 (下層路盤)		下層路盤(100 ㎡以上) 完了時	ブルーローリング実施状況 使用材料、基準高、幅、延 長、施工厚さ	1回/1工区
舗装工 (上層路盤)		上層路盤(100 ㎡以上の舗装 単独工事)完了 時	使用材料、幅、延長、施工 厚さ	1回/1工区
安定処理工	表層混合処理 路床安定処理	処理完了時	使用材料、基準高、幅、延 長、施工厚さ、ブルーローリ ング	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
置換		掘削完了時	使用材料、幅、 延長、置換厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
サンドマット		処理完了時	使用材料、幅、 延長、施工厚さ	一般:1回/1工事 重点:1回/100m
パーチカルドレーン工	サンドドレーン 袋詰式サンドド レーン ペーパードレーン等	施工時	使用材料、 打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
締固め改良工	サンドコンパク ションパイル	施工時	使用材料、 打込長さ	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、施工位置、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
固結工	粉体噴射攪拌 高圧噴射攪拌 セメントミルク攪拌 生石灰パイル	施工時	使用材料、深度	一般:1回/200本 重点:1回/100本
		施工完了時	基準高、 位置・間隔、杭径	一般:1回/200本 重点:1回/100本
	薬液注入	施工時	使用材料、深度、注入量	一般:1回/20本 重点:1回/10本

種別	細別	段階確認		
		確認時期	確認項目	確認の程度
矢板工 (仮設を除く)	鋼矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/150枚 重点:1回/100枚
		打込完了時	基準高、変位	
	鋼管矢板	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否	試験矢板+ 一般:1回/75本 重点:1回/50本
		打込完了時	基準高、変位	
既製杭工	既製コンクリート杭 鋼管杭 H鋼杭	打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、 杭の支持力	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込完了時(打込杭)	基準高、偏心量、傾斜	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
	掘削完了時(中掘杭)	掘削長さ、杭の先端土質		
	施工完了時(中掘杭)	基準高、偏心量、傾斜		
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
場所打杭工	リバース杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口徑杭	掘削完了時	掘削長さ、傾斜 支持地盤	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		施工完了時	基準高、偏心量、杭径	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
深礎工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		掘削完了時	長さ、支持地盤、傾斜	一般:1回/3本 重点:全数
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	1回/1本
		施工完了時	基準高、偏心量、径	一般:1回/3本 重点:全数
		グラウト注入時	使用材料、使用量	一般:1回/3本 重点:全数

種別	細別	段階確認		
		確認時期	確認項目	確認の程度
オープンケーソン基礎工  ニューマチックケーソン基礎工		鉄杮据え付け完了時	使用材料、施工位置	1回/1構造物
		本体設置前(オープンケーソン)	支持層	
		掘削完了時 (ニューマチックケーソン)		
		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎
		鉄筋組立て完了時	使用材料、設計図書との対比	1回/1ロット
鋼管矢板基礎工		打込時	使用材料、長さ、溶接部の適否、支持力	試験杭+ 一般:1回/10本 重点:1回/5本
		打込完了時	基準高、偏心量	
		杭頭処理完了時	杭頭処理状況	一般:1回/10本 重点:1回/5本
控工(タイロッド等)		港湾工事監督技術基準控工による		
置換工(重要構造物)		掘削完了時	使用材料、幅、延長、置換厚さ、支持地盤	1回/1構造物
築堤・護岸工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
治山ダム		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
土留工		法線設置完了時	法線設置状況	1回/1法線
護岸工	法覆工(覆土施工がある場合)	覆土前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区
	護岸工	埋戻し前	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区
	基礎工、根固工、落差工	設置完了時	設計図書との対比(不可視部分の出来形)	1回/1工区
ブロック工		ブロック製作、据付工の個数 10 個未満の場合 ブロック据付前	使用材料、設計図書との対比	1回/1工事

種別	細別	段階確認		
		確認時期	確認項目	確認の程度
重要構造物 (河渠工(樋門・樋管含む) 躯体工(橋台) RC躯体工(橋脚) 橋脚ワーキング工 RC擁壁 治山ダム工 土留工 擁壁(補強土壁含) 堰本体工 排水機場本体工 水門工 共同溝本体工)		土(岩質)の変化した時	土(岩質)、変化位置	1回/土(岩質)の変化毎
		床堀掘削完了時	支持地盤 (直接基礎)	1回/1構造物
		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
		埋戻し前	設計図書との対比(不 可視部分の出来形)	1回/1構造物
ケーソン工		港湾工事監督技術基 準ケーソン工による		
捨石工		港湾工事監督技術基 準基礎工による		
集水井(地すべり)		集水井掘削完了時	設計図書との対比	1回/集水井
集水井内 集水ボーリング		集水ボーリング完了時	削孔深さ、配置誤差、 せん孔方向	1回/1群全孔の30%程度
躯体工 RC躯体工		沓座の位置決定時	沓座の位置	1回/1構造物
床版工		鉄筋組立て完了時	使用材料、 設計図書との対比	一般:30%程度/1構造物 重点:60%程度/1構造物
鋼橋		仮組立て完了時(仮組 立てが省略となる場合 を除く)	キャンバー、 寸法等	一般:なし 重点:1回/1構造物
		工場塗装完了時(仮組 立てが省略となる場合 を除く)	塗装検査	一般:なし 重点:1回/1構造物
		工場塗装完了時(仮組 立てが省略となる場 合)	X線フィルム検査、 超音波探傷試験、 塗装検査	一般:なし 重点:1回/1構造物
		工場製作鋼材材料確 認結果提出後工場製 作着手前	代表的な鋼板の現物 照合	一般:なし 重点:1回/1構造物
		仮組立がある場合は X 線フィルム検査、超音波探傷試験を仮組完了時に確認 する		

種別	細別	段階確認		
		確認時期	確認項目	確認の程度
ポストテンション T(I)桁製作工 プレビーム桁製作工 プレキャストブロック桁組立工 PC ホロースラブ製作工 PC 版桁製作工 PC 箱桁製作工 PC 片持箱桁製作工 PC 押出し箱桁製作工 床版・横組工		プレストレスト導入完了時 横締め作業完了時	設計図書との 対比	一般5%程度/総ケーブル数 重点10%程度/総ケーブル数
		プレストレスト導入完了時 縦締め作業完了時	設計図書との 対比	一般10%程度/総ケーブル数 重点20%程度/総ケーブル数
		PC鋼線・鉄筋組立完了時(工場製作除く)	使用材料、 設計図書との 対比	一般 30%程度/1構造物 重点 60%程度/1構造物
鋼板巻立て工	フーチング定着アンカー穿孔工	フーチング定着アンカー穿孔完了時	削孔長、径、間隔、孔内状況	1回/1構造物
	鋼板取付け工、固定アンカー工	鋼板建込み固定アンカー完了時	施工図との照合、材片の組合せ精度	1回/1構造物
	現場溶接工	溶接前	仮付け溶接前の開先面の清掃と乾燥状況・材片の組合せ状況、仮付け溶接の寸法・外観状況	1回/1構造物
		溶接完了時	溶接部の外観状況	
	現場塗装工	塗装前	鋼板面の素地調整状況	1回/1構造物
		塗装完了時	外観状況	

種別	細別	段階確認		
		確認時期	確認項目	確認の程度
管渠開削		埋戻し前	不可視部分の出来形 (基準高、中心線偏位)	1回/1 スパン (マンホール間)
管渠推進		推進中	基準高、中心線偏位	一般:1回/1 スパン 重点:1回/50m
植生基材吹付工 客土吹付工		各完了時	法面整正 ラス張り 吹付	1回/1 工事
下刈り		下刈り開始時	下草の繁茂状態 (1回刈り、2回刈り)	1 施工地毎
		下刈り完了時	下刈り完了の確認	1 施工地毎
その他	各工事で別途定める	各工事で別途定める	各工事で別途定める	

※1 危険箇所、狭隘な場所、応急工事等、現地計測・目視確認が困難な場合は、臨時検査・段階確認を書類、写真、遠隔カメラ等を用いた机上検査・机上確認とすることが出来る。

※2 1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打込み毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

※3 ・一般監督:重点監督以外の工事

・重点監督:下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

## 施工状況把握一覧

一般:一般監督

重点:重点監督

1/2

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
オープンケーソン基礎工 ニューマチックケーソン基礎工 深礎工		コンクリート打込み時	品質規格、運搬時間、 打込み順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
場所打杭工	リバーズ杭 オールケーシング杭 アースドリル杭 大口径杭	コンクリート打込み時	品質規格、運搬時間、打込 み順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
重要構造物 函渠工 (樋門・樋管を含む) 躯体工 (橋台) RC躯体工 (橋脚) 橋脚フーチング工 RC擁壁 治山ダム		コンクリート打込み時	品質規格、運搬時間、 打込み順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
床版工		コンクリート打込み時	品質規格、運搬時間、 打込み順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット
ポストテンションT(1)桁製作 工 プレビーム桁製作工 PCホロースラブ製作工 PC版桁製作工 PC箱桁製作工 PC片持箱桁製作工 PC押し出し箱桁製作工		コンクリート打込み時 (工場製作を除く)	品質規格、運搬時間、 打込み順序、天候、気温	一般:1回/1構造物 重点:1回/1ロット

一般:一般監督  
重点:重点監督

2/2

種別	細別	施工時期	把握項目	把握の程度
盛土工		敷均し・転圧時	使用材料、 敷均し・締固め状況	一般:1回/1工事 重点:2~3回/1工事
舗装工	路盤、表層、 基層	舗設時	使用材料、 敷均し・締固め状況、 天候、気温、舗設温度	一般:1回/1工事 重点:1回/3,000㎡
塗装工		清掃・錆落とし施 工時	清掃・錆落とし状況	1回/1工事
		施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事
樹木・芝生管理工 植生工	施肥、薬剤散布	施工時	使用材料、天候、気温	1回/1工事

注)・表中の「把握の程度」は、把握頻度の目安であり、実施にあたっては現場状況等を勘案のうえ、これを最小限として設定することとする。

・1ロットとは、橋台等の単体構造物はコンクリート打込み毎、函渠等の連続構造物は施工単位(目地)毎とする。

・一般監督:重点監督以外の工事

・重点監督:下記の工事

イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事

ロ 施工条件が厳しい工事

ハ 第三者に対する影響のある工事

ニ その他

## 〈参 考〉

### 重点監督

主たる工種に新工法・新材料を採用した工事、施工条件が厳しい工事、第三者に対する影響のある工事、低入札工事、その他上記に類する工事については、確認の頻度を増すこととし、工事の重要度に応じた監督とする。(重点監督という。)

なお、対象工事は下記のイ～ニのとおりとする。

- イ 主たる工種に新工法・新材料を採用した工事 (対象工種のみ)
  - ・標準歩掛のない新工法を用いた工事
  - ・その他これらに類する工事 (歩掛調査工事他)
  
- ロ 施工条件が厳しい工事
  - ・鉄道又は現道上及び、最大支間長 100m以上の橋梁工事
  - ・掘削深さ 7m以上の土留工及び締切工を有する工事
  - ・鉄道・道路等重要構造物の近接工事
  - ・治山ダム (堤高 15m以上)
  - ・軟弱地盤上での構造物
  - ・場所打ち PC 橋
  - ・ハイピア (躯体高 30m以上)
  
- ハ 第三者に影響のある工事
  - ・周辺地域等へ地盤変動等の影響が予想される掘削を伴う工事
  - ・一般交通に供する路面覆工・仮橋等を有する工事
  - ・河川堤防と同等の機能の仮締切を有する工事
  
- ニ その他
  - ・低入札工事
  - ・振興部長等が必要と認めた工事

## 別紙-1

### 施工計画書の省略について

標準仕様書第1編 1-1-1-6 第2項のただし書の取扱いは次のとおりとする。

- 1 「簡易な工事」とは、設計金額が500万円未満の工事とする。  
ただし、次に掲げる工事のいずれかに該当するものは除くものとする。
  - (1) 指定工法、指定仮設のある工事
  - (2) 施工時間及び交通量を考慮し、一般交通に対し影響の大きい工事
  - (3) 振動、騒音等公衆災害のおそれのある工事
  
- 2 「緊急を要する工事」とは、災害時の応急処理工事又は災害防止対策のために緊急に対応する必要がある工事とする。

## 別紙-2

### 仮設・施工方法等の指定及び任意について

#### 1 定義

- ・「指定」とは、工事目的物を施工するにあたり、設計図書に明示された仮設、施工方法等を設計図書どおりに行わなければならないものをいう。
- ・「任意」とは、工事目的物を施工するにあたり、受注者の責任において、自主的に施工できるものをいう。

#### 2 指定及び任意の考え方

- ・約款第1条第3項に「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き受注者がその責任において定める」とあり、積算基準を根拠とした指導は受注者の任意性を損なうこととなる。
- ・したがって、指定及び任意の考え方とこれらに対する設計変更の取扱いは下表によるものとする。

	指 定	任 意	備 考	
設計図書	仮設、施工方法などを設計図書に具体的に明示したもの	仮設、施工方法について図面等で示さないもの		
建設機械の機種及び規格	騒音、振動規制法に関する機械及び特記仕様書で指定したもの	左の制約以外すべて任意	*積算基準により計上した機種規格は「指定」とはならない	
工事標識等安全施設費	特記仕様書等で指定した交通誘導員及び当該工事場所に特別に指定したもの	左以外のものは受注者の任意		
施工方法の変更	発注者の指示又は承諾が必要	受注者の任意		
設計変更の取扱い	施工内容の変更がある場合の変更	設計変更する	設計変更しない	約款第20条に関する設計変更
	当初設計に示した条件の変更	設計変更する	設計変更する	約款第19条に関する設計変更

#### 3 指定としての許容事例

指定仮設として、図示した仮締切又は土留鋼矢板長9mに対し、受注者が10mのリース鋼矢板を使用した場合、目的を達成しているので容認するものとする。ただし、設計変更は行わない。

## 別紙－3

# 品 質 証 明

### 1 書類の目的

一般の製品と違い契約前に品質を確認できない土木構造物の特殊性及び製造物責任法（PL法）等にみられる供給者（製造業、施工者等）の自己責任強化の社会的動向から、公共工事においても、受注者自らがいままで自主的に実施してきた社内検査を品質証明するための書類。  
（林業土木工事標準仕様書第1編 1-1-1-26）

### 2 対象工事

3億円以上の工事及び振興部長等が必要と認める工事。

### 3 実施内容

#### (1) 施工計画書の確認

施工計画書作成時に安全、工程及び品質確保のための施工方法、品質証明が出来る品質管理方法等について確認する。

- ①安全管理 安全に関する組織、緊急時の体制及び連絡体制の確認
- ②施工方法 品質に関係する施工方法の確認
- ③施工管理計画 設計図書等に規定された品質が確保出来るか確認
  - ・工程管理 計画工程が無理なく実施可能か確認
  - ・品質管理 品質管理基準に基づいて品質試験項目、試験方法、試験頻度等の確認
  - ・出来形管理 出来形管理基準に基づいて測定位置、測定頻度等の確認
  - ・写真管理 写真撮影要領に基づいて撮影項目、撮影時期、撮影頻度、提出頻度等の確認

#### (2) 施工実態の確認

現場の施工（事前測定の測量結果の照査も含む）及び安全、工程、品質が施工計画書と同様の方法で行われているか関係資料等で確認する。

- ①現場が設計図書どおりの品質、出来形が確保されているかを、施工管理資料等により確認
- ②臨場確認を必要とする場合及び関係資料等で確認した結果、不可解な点がある場合、臨場して確認

#### (3) 検査の事前確認

検査職員が行う検査の事前に、現場が設計図書どおりの品質（出来形も含む）が確保されていることを関係資料等で確認する。

- ①施工段階で作成されたすべての資料を対象に確認

### 4 品質確認の証明方法

- ・品質確認を行った項目については、検査時に下記の品質証明書を提出する。  
なお、品質証明表（チェックリスト）については各社の様式とする。

### 5 提出時期・部数

- ・検査時に提出する
- ・正1部

記載例：臨時検査時

# 品質証明書

工事名： \_\_\_\_\_ 工事

## 品質証明記事

品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事
施工計画書	年 月 日	施工計画書（当初）		
施工実態	年 月 日	臨時検査対象工種		
臨時検査	年 月 日	臨時検査対象工種		

社内検査基準又は別紙品質証明表により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者住所  
氏名

【A列4版横】

記載例：完成検査時

## 品質証明書

工事名： \_\_\_\_\_ 工事

品質証明記事				
品質証明項目	実施日	箇所	品質証明員 氏名	記事
施工計画書 (新規工種及び大幅な施工方法等 の変更があった場合)	年 月 日	施工計画書 (変更)		
施工実態	年 月 日	工事全般		
完成検査	年 月 日	工事全般		

社内検査基準又は別紙品質証明表により確認した結果、工事請負契約書、図面、仕様書、その他の関係図書に示された品質を確保していることを確認したので報告します。

受注者住所  
氏名

【A列4版横】



様式－1

監督員 指定 変更 通知書

年 月 日

受注者 \_\_\_\_\_ 様

〇〇地域振興局農林（水産）部長  
新潟地域振興局  
津川地区振興事務所長

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について監督員を指定したため、建設工事請負基準約款第10条第1項の規定により通知します。

記

工事番号	工事名		工事場所	
監督員の区分	所属	職名	氏名	職務権限等
総括監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)に示す事項
主任監督員				林業土木工事監督要領第2条(1)、(2)に示す事項

- ※1 監督員2名指定の場合は、主任監督員の職務権限等欄の(1)を削除する。
- 2 監督員1名指定の場合は、総括監督員欄のすべてを削除する。

様式－2

工期変更協議書

年 月 日付けで請負契約を締結した下記工事について、建設工事請負基準  
 ※約款第 条第 項に基づき工期の変更について協議した結果のとおり確認する。

記

工事番号	工事名	工事場所
工事日数	工事日数 日間を 日間に変更する。	
竣工期限	竣工期限 年 月 日を 月 日迄と変更する。	
工期変更 協議内容		

年 月 日

新潟県知事  
 ○○地域振興局農林（水産）振興部長  
 新潟地域振興局津川地区振興事務所長

受注者氏名

※約款第 16 条第 7 項、約款第 18 条第 1 項、約款第 19 条第 6 項、約款第 20 条、約款第 21 条第 4 項約款第 22 条、約款第 23 条第 1 項及び約款第 40 条第 2 項のいずれかを [ ] に適用する。

様式－3

工 事 打 合 簿

標準仕様書第1編 1-1-1-8 第2項に基づく打合せ内容を下記のとおり確認する。

工事名	工事	受注者
発議者	発注者・受注者	発議年月日
発議事項	指示・協議・通知・承諾・提出・報告・その他（ ）	
内容：		
処 理 ・ 回 答	発注者	上記について 指示・承諾・協議・通知・受理・その他（ ）します。
	受注者	上記について 了解・協議・提出・報告・届出・その他（ ）します。

年 月 日

総 括 監 督 員	主 任 監 督 員	現 場 代 理 人	主 任 技 術 者

様式－４

履 行 状 況 報 告 書

年 月 日

標準仕様書第 1 編 1-1-1-32 に基づく履行状況を報告します。

受注者 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_

現場代理人	
-------	--

(例)

契 約 工 期	年 月 日～ 年 月 日 ( 日)		
月 別	予定工程 (%) (変更)	実施工程 (%)	備 考
4	0	0	
5	5	5	
6	15	13	
7	25	20	
8	30	25	
9	40 (35)	36	( 年 月末の出来高)
10	50 (45)		
11	60 (55)		
12	75 (70)		
1	85 (85)		
2	100 (95)		
3	(100)		
記 事			

年 月 日

受領者監督員名 \_\_\_\_\_

- ※ 1 履行状況報告は契約工期のほぼ中間に行うものとするが、監督員が指示した場合は指示した時期に報告する。
- 2 実施工程は前月までの出来高集計とする。

様式－５

## 材 料 確 認 書 (立会・机上)

年 月 日

標準仕様書第1編 1-1-1-23 に基づく検査（確認を含む）をお願いします。

受注者 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_

現場代理人	
-------	--

① 材 料 名	② 品質、規格	③ 単位	④ 搬入 数量	⑤ 確 認 欄		⑥ 備 考 (判定)
				確認年月日	確認方法	
(例) 圧延鋼材	SM50A	t	15	年 月 日	ミルシート及び 材料試験	合格
コンクリート ブロック	1,000 × 1,000 × 500 控	m <sup>2</sup>	100	年 月 日	目視による検査 コンクリートの 強度の確認	欠損ブロ ック 1 個 を不合格 とした

上記について材料を検査し確認した。

年 月 日

監督員名 \_\_\_\_\_

- ※1 この確認は監督技術基準別表-1 に定めた材料である。  
 2 ①、②、③、④は受注者が記入、⑤、⑥は監督員が記入する。

## 段 階 確 認 書 (立会・机上)

年 月 日

標準仕様書第1編 1-1-1-24に基づく検査(確認を含む)をお願いします。

受注者 \_\_\_\_\_

工事名 \_\_\_\_\_ 工事 \_\_\_\_\_

現場代理人	
-------	--

区分	① 工 種	② 細 別	③ 確 認 時 期	④ 確 認 項 目	⑤ 記事(確認日・その他指示事項等)
設計 図書 に 定 め た 工 種	(例-1) 矢板工	鋼矢板Ⅱ型	打ち込み時	L=〇〇m T=〇〇mm	年 月 日 (指示事項) 矢板は5枚ごとに番号を付し、 写真をとること
	(例-2) 深礎工	φ 2,000 mm	掘削完了時	支持地盤 深さ(長さ) 径 偏心量	年 月 日 (指示事項) 本日の計測に基づき偏心量(X 軸、Y軸)を示す図を作成するこ と
監 督 員 が 指 示 し た 工 種					

上記について段階確認を実施し確認した。

年 月 日  
監督員名 \_\_\_\_\_

※①②③は、受注者が記入  
④⑤は、監督員が記入



(空白)

### Ⅲ 林業土木工事施工管理基準

(空白)

## 林業土木工事施工管理基準

この林業土木工事施工管理基準は、林業土木工事標準仕様書第1編共通1-1-1-31「施工管理」に規定する林業土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

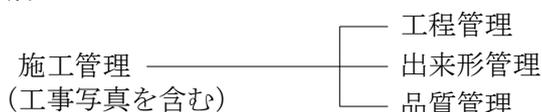
### 1 目的

この基準は、林業土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

### 2 適用

- (1) この基準は、新潟県が発注する林業土木工事について適用する。但し、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等によりこの基準によりがたい場合は、監督員と協議して他の方法によることができる。
- (2) この基準と特記仕様書が一致しない条項は特記仕様書が優先する。

### 3 構成



### 4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。
- (2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### 5 管理項目及び方法

#### (1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式など）を行うものとする。但し、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

#### (2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。

なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。

#### (3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理するものとする。

この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。

また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。

## 6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

## 7 その他

### (1) 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所（管）の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準（案）により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

### (2) 情報化施工及び3次元データによる施工管理（参考）

I C T技術を試行した場合の出来形管理については、「I C T活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について（通知）」（令和4年10月12日付け技第703号）の規定によるものとする。

I C T施工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定によるものとする。

なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。

### (3) 施工箇所が点在する工事について

施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。

なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

## IV 出来形管理基準及び規格値

(空白)

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	目	準用する出来型管理	頁
1					第1編 共通編		
1	2				第2章 土工		
1	2	3			治山土工		
1	2	3	4		掘削工		17
1	2	3	5		盛土工		18
1	2	3	7		法面整形工		19
1	2	3	8		堤防天端工		19
1	2	4			林道土工		
1	2	4	2		掘削工		20
1	2	4	3		路体盛土工		21
1	2	4	4		路床盛土工		21
1	2	4	5		盛土補強工		22
1	2	4	7		法面整形工		22
1	3				第3章 無筋・鉄筋コンクリート		
1	3	7			鉄筋工		
1	3	7	4		組立て		22
3					第3編 林業土木工事共通編		
3	1				第1章 一般施工		
3	1	3			共通の工種		
3	1	3	4		矢板工		23
3	1	3	5		縁石工		23
3	1	3	6		小型標識工		23
3	1	3	7		路側防護柵工		24
3	1	3	8		区画線工		24
3	1	3	9		道路付属物工		25
3	1	3	10		コンクリート面舗装工		25
3	1	3	11		プレテンション桁製作工(購入工)		25
3	1	3	12		ポステンション桁製作工		26
3	1	3	13	1	プレキャストセグメント桁製作(購入費)		26
3	1	3	13	2	プレキャストセグメント主桁組立工		27
3	1	3	14		PCホロースラブ製作工		27
3	1	3	15	1	PC箱桁製作工		27
3	1	3	15	2	PC押出し箱桁製作工		28
3	1	3	16		根固ブロック工		28
3	1	3	17		沈床工		28
3	1	3	18		捨石工		29
3	1	3	19		笠コンクリート工	3-1-4-3 基礎工(護岸)	35
3	1	3	20		階段工		29
3	1	3	21		現場継手工	6-3-8-11 現場継手工	119
3	1	3	22		伸縮装置工		29
3	1	3	23		環境配慮型護岸工		31
3	1	3	24		羽口工		31
3	1	3	25		プレキャストカルバート工		32
3	1	3	26		側溝工		32
3	1	3	27		集水桝工		34
3	1	3	28		現場塗装工		34
3	1	3	29		籠マット工	3-1-3-23 環境配慮型護岸工	31
3	1	4			基礎工		
3	1	4	2		一般事項(切込砂利、採石基礎、割りくり石基礎、枠コンクリート)		35
3	1	4	3		基礎工(護岸)		35
3	1	4	4		既製杭工		36
3	1	4	5		場所打杭工		36
3	1	4	6		深礎工		37

#### Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
3	1	4	7		オープンケーソン基礎工		37
3	1	4	8		ニューマチックケーソン基礎工		37
3	1	4	9		鋼管矢板基礎工		38
3	1	5			石・ブロック積(張)工		
3	1	5	3		コンクリートブロック工		38
3	1	5	4		緑化ブロック工		39
3	1	5	5		石積(張)工		39
3	1	6			コンクリート路面工・砂利路盤工		
3	1	6	2		コンクリート路面工		39
3	1	6	3		砂利路盤工		39
3	1	7			一般舗装工		
3	1	7	6		橋面防水工		40
3	1	7	7		アスファルト舗装工		41
3	1	7	8		コンクリート舗装工		50
3	1	7	9		路面切削工		63
3	1	7	10		舗装打換え工		63
3	1	7	11		オーバーレイ工		64
3	1	7	12		アスファルト舗装補修工	3-1-7-7 アスファルト舗装工	41
3	1	7	13		コンクリート舗装補修工	3-1-7-8 コンクリート舗装工	50
3	1	8			地盤改良工		
3	1	8	2		路床安定処理工		65
3	1	8	3		置換工		65
3	1	8	4		表層安定処理工		66
3	1	8	5		パイルネット工		66
3	1	8	6		サンドマット工		66
3	1	8	7		バーチカルドレーン工		67
3	1	8	8		締固め改良工		67
3	1	8	9		固結工		67
3	1	11			仮設工		
3	1	11	5		土留・仮締切工		69
3	1	12			軽量盛土工		
3	1	12	2		軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土	21
3	1	13			工場製作工(共通)		
3	1	13	1	1	鋳造費(金属支承工)		71
3	1	13	1	2	鋳造費(大型ゴム支承工)		72
3	1	13	1	3	仮設材製作工		73
3	1	13	1	4	刃口金物製作工		73
3	1	13	3		桁製作工		74
3	1	13	4		検査路製作工		79
3	1	13	5		鋼製伸縮継手製作工		79
3	1	13	6		落橋防止装置製作工		79
3	1	13	7		橋梁用防護柵製作工		79
3	1	13	8		アンカーフレーム製作工		79
3	1	13	9		プレビーム用桁製作工		80
3	1	13	10		鋼製排水管製作工		80
3	1	13	11		工場塗装工		81
3	1	14			橋梁架設工		
3	1	14	3		架設工(クレーン架設)		82
3	1	14	4		架設工(ケーブルクレーン架設)		82

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
3	1	14	5		架設工(ケーブルエレクション架設)		82
3	1	14	6		架設工(架設桁架設)		82
3	1	14	7		架設工(送出し架設)		82
3	1	14	8		架設工(トラベラークレーン架設)		82
3	1	14	9		架設工(コンクリート橋)、支保工、桁架設工		83
3	1	15			法面工(共通)		
3	1	15	2		植生工		83
3	1	15	3		吹付工		85
3	1	15	4		法粹工		86
3	1	15	5		アンカー工		87
3	1	15	6		籠工	3-1-3-24 羽口工	31
3	1	18			擁壁工(共通)		
3	1	18	2		場所打擁壁工		87
3	1	18	3		プレキャスト擁壁工		88
3	1	18	4		補強土壁工		88
3	1	18	5		井桁ブロック工		89
3	1	19			床版工		
3	1	19	2		床版工		89
4					<b>第4編 治山防潮工等</b>		
4	1				<b>第1章 堤防・護岸</b>		
4	1	3			軽量盛土工		
4	1	3	2		軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工	21
4	1	4			地盤改良工		
4	1	4	2		表層安定処理工	3-1-8-4 表層安定処理工	66
4	1	4	3		パイルネット工	3-1-8-5 パイルネット工	66
4	1	4	4		パーチカルドレーン工	3-1-8-7 パーチカルドレーン工	67
4	1	4	5		締固め改良工	3-1-8-8 締固改良工	67
4	1	4	6		固結工	3-1-8-9 団結工	67
4	1	5			護岸基礎工		
4	1	5	4		捨石工	3-1-3-18 捨石工	29
4	1	5	5		現場打コンクリート工		90
4	1	5	6		海岸コンクリートブロック工		90
4	1	5	7		笠コンクリート工	3-1-4-3 基礎工(護岸)	35
4	1	5	8		基礎工	3-1-4-3 基礎工(護岸)	35
4	1	5	9		矢板工	3-1-3-4 矢板工	23
4	1	6			護岸工		
4	1	6	3		石積(張)工	3-1-5-5 石積(張)工	39
4	1	6	4		海岸コンクリートブロック工		90
4	1	6	5		コンクリート被覆工		91
4	1	7			擁壁工		
4	1	7	3		場所打擁壁工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
4	1	8			天端被覆工		
4	1	8	2		コンクリート被覆工	4-1-6-5 コンクリート被覆工	91
4	1	9			波返工		
4	1	9	3		波返工	4-1-6-5 コンクリート被覆工	91
4	1	10			裏法被覆工		

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
4	1	10	2		石積(張)工	3-1-5-5 石積(張)工	39
4	1	10	3		コンクリートブロック工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
4	1	10	4		コンクリート被覆工	4-1-6-5 コンクリート被覆工	91
4	1	10	5		法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
4	1	11			カルバート工		
4	1	11	3		プレキャストカルバート工	3-1-3-25 プレキャストカルバート工	32
4	1	12			排水構造物工		
4	1	12	3		側溝工	3-1-3-26 側溝工	32
4	1	12	4		集水枡工	3-1-3-27 集水枡工	34
4	1	12	5		管渠工	3-1-3-26 側溝工(管渠)	33
4	1	12	6		場所打水路工	3-1-3-26 側溝工(場所打水路工)	33
4	1	13			付属物設置工		
4	1	13	4		階段工	3-1-3-20 階段工	
4	1	14			付帯道路工		
4	1	14	3		路側防護柵工	3-1-3-7 路側防護柵工	24
4	1	14	5		アスファルト舗装工	3-1-7-7 アスファルト舗装工	44
4	1	14	6		コンクリート舗装工	3-1-7-8 コンクリート舗装工	50
4	1	14	7		側溝工	3-1-3-26 側溝工	32
4	1	14	8		集水枡工	3-1-3-27 集水枡工	34
4	1	14	9		区画線工	3-1-3-8 区画線工	24
4	1	15			付帯道路施設工		
4	1	15	2		道路付属物工	3-1-3-9 道路付属物工	25
4	1	15	3		小型標識工	3-1-3-6 小型標識工	23
<b>4</b>	<b>2</b>				<b>第2章 突堤</b>		
4	2	3			突堤基礎工		
4	2	3	4		捨石工		92
4	2	3	5		吸出防止工		92
4	2	4			突堤本体工		
4	2	4	2		捨石工	4-2-3-4 捨石工	92
4	2	4	5		海岸コンクリートブロック工		93
4	2	4	6		既製杭工	3-1-4-4 既成杭工	36
4	2	4	7		詰杭工	3-1-4-4 既成杭工	36
4	2	4	8		矢板工	3-1-3-4 矢板工	23
4	2	4	9		石枠工		93
4	2	4	10		現場打コンクリート工		93
4	2	4	11		ケーソン工		94
4	2	4	12		セルラー工		95
4	2	5			根固工		
4	2	5	2		捨石工		95
4	2	5	3		根固ブロック工		96
4	2	6			消波工		
4	2	6	2		捨石工	3-1-3-18 捨石工	29
4	2	6	3		消波ブロック工		96
<b>4</b>	<b>3</b>				<b>第3章 離岸堤・潜堤</b>		
4	3	3			海域堤基礎工		
4	3	3	3		捨石工		96
4	3	3	4		吸出防止工	4-2-3-5 吸出防止工	92

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
4	3	4			海域堤本体工		
4	3	4	4		ケーソン工	4-2-4-11 ケーソン工	94
4	3	4	5		セルラー工	4-2-4-12 セルラー工	95
4	3	4	6		現場打コンクリート工	4-2-4-10 現場打コンクリート工	93
4	4				<b>第4章 砂丘造成</b>		
4	4	3			砂丘造成		
4	4	3	2		堆砂工(堆砂垣)		97
4	4	3	3		盛土工(土塁工)	1-2-3-5 盛土工	18
4	4	4			森林造成		
4	4	4	2		生育基盤盛土工		97
4	4	4	3		防風工		97
4	4	4	5		静砂工(静砂垣)		97
4	4	4	6		植栽工・保育	5-9-2 植栽、5-9-3 保育	105
5					<b>第5編 溪間・山腹工等</b>		
5	1				<b>第1章 共通施工</b>		
5	1	8			石積(張)工及びコンクリートブロック積(張)工		
5	1	8	2		石積(張)工	3-1-5-5 石積(張)工	39
5	1	8	3		コンクリートブロック積(張)工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
5	1	9			鉄線籠工	3-1-3-24 羽口工	31
5	1	10			矢板工	3-1-3-4 矢板工	23
5	1	11			管渠工	3-1-3-26 側溝工(管渠)	32
5	3				<b>第3章 溪間工</b>		
5	3	3			法面工		
5	3	3	2		植生工	3-1-15-2 植生工	83
5	3	3	3		法面吹付工	3-1-15-3 吹付工	85
5	3	3	4		法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
5	3	3	5		アンカー工	3-1-15-5 アンカー工	87
5	3	3	6		籠工	3-1-3-24 羽口工	31
5	3	5			コンクリート治山ダム工		
5	3	5	4		コンクリート治山ダム本体工		98
5	3	5	5		コンクリート副ダム工等		98
5	3	5	6		コンクリート側壁工		98
5	3	5	8		水叩工		98
5	3	6			鋼製治山ダム工		
5	3	6	5		鋼製治山ダム本体工(不透過型、透過型)		99
5	3	6	6		鋼製側壁工		100
5	3	6	7		コンクリート側壁工	5-3-5-6 コンクリート側壁工	98
5	3	6	9		水叩工	5-3-5-8 水叩工	98
5	3	6	10		現場塗装工	3-1-3-28 現場塗装工	34
5	3	6	11		流木捕捉工		100
5	3	7			鋼製枠治山ダム工		
5	3	7	2		基礎	3-1-4-2 基礎工(一般事項)	35
5	3	7	3		鋼製枠治山ダム工		100
5	3	8			木製治山ダム工		
5	3	8	6		木製治山ダム本体工		100
5	3	8	7		木製側壁工	5-3-8-6 木製治山ダム本体工	100
5	3	9			根固工		

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
5	3	9	4		根固ブロック工	3-1-3-16 根固ブロック工	28
5	3	9	6		沈床工	3-1-3-17 沈床工	28
5	3	9	7		籠工	3-1-3-24 羽口工	31
5	3	11			付帯道路工		
5	3	11	3		路側防護柵工	3-1-3-7 路側防護柵工	24
5	3	11	5		アスファルト舗装工	3-1-7-7 アスファルト舗装工	41
5	3	11	6		コンクリート舗装工	3-1-7-8 コンクリート舗装工	50
5	3	11	7		側溝工	3-1-3-26 側溝工	33
5	3	11	8		集水枡工	3-1-3-27 集水枡工	34
5	3	11	9		縁石工	3-1-3-5 縁石工	23
5	3	11	10		区画線工	3-1-3-8 区画線工	24
5	3	12			付帯道路施設工		
5	3	12	3		道路付属物工	3-1-3-9 道路付属物工	25
5	3	12	4		小型標識工	3-1-3-6 小型標識工	23
<b>5</b>	<b>4</b>				<b>第4章 流路工</b>		
5	4	3			流路工・護岸工		
5	4	3	4		基礎工(護岸)	3-1-4-3 基礎工(護岸)	35
5	4	3	5		コンクリート擁壁工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
5	4	3	6		ブロック積擁壁工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
5	4	3	7		石積擁壁工	3-1-5-5 石積(張)工	39
5	4	3	8		護岸付属物工		101
5	4	3	9		植生工	3-1-15-2 植生工	84
5	4	4			床固工		
5	4	4	4		床固本体工	5-3-5-4 コンクリートダム本体工	98
5	4	4	5		垂直壁工	5-3-5-4 コンクリートダム本体工	98
5	4	4	6		側壁工	5-3-5-6 コンクリート側壁工	98
5	4	4	7		水叩工	5-3-5-8 水叩工	98
5	4	4	8		魚道工		101
5	4	5			根固・水制工		
5	4	5	4		床固ブロック工	3-1-3-16 根固ブロック工	28
5	4	5	6		捨石工	3-1-3-18 捨石工	29
5	4	5	7		籠工	3-1-3-24 羽口工	31
5	4	6			流路付属物設置工		
5	4	6	2		階段工	3-1-3-20 階段工	29
<b>5</b>	<b>5</b>				<b>第5章 山腹工</b>		
5	5	3			法切工	1-2-3-4 掘削工	17
5	5	4			階段切付工	1-2-3-4 掘削工	17
5	5	5			軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工	21
5	5	6			土留工		
5	5	6	3		コンクリート土留工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
5	5	6	4		鉄筋コンクリート土留工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
5	5	6	5		石積及びコンクリートブロック積土留工	3-1-5 石・ブロック積(張)工	39
5	5	6	6		丸太積土留工	5-3-8-6 木製治山ダム工	100
5	5	6	7		コンクリート板土留工	3-1-5 石・ブロック積(張)工	38
5	5	6	8		鋼製枠土留工	5-3-7-3 鋼製枠治山ダム工	100
5	5	6	9		鉄線籠土留工	3-1-3-24 羽口工	31
5	5	6	11		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36
5	5	6	12		プレキャスト土留工	3-1-18-3 プレキャスト擁壁工	88

#### Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
5	5	6	13		補強土壁工	3-1-18-4 補強土壁工	88
5	5	6	14		井桁ブロック工	3-1-18-5 井桁ブロック工	89
5	5	8			落石防護工		
5	5	8	3		鋼製落石防護壁工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
5	5	8	4		落石防護柵工	6-1-11-5 落石防護柵工	109
5	5	8	5		落石防止網工	6-1-11-4 落石防止網工	109
5	5	8	6		固定工(ロープ伏工)	6-1-11-4 落石防止網工	109
5	5	9			暗渠工		
5	5	9	2		礫暗渠工		101
5	5	9	4		鉄線籠暗渠工	5-5-9-2 礫暗渠工	101
5	5	9	6		ポーリング暗渠工		102
5	5	10			山腹水路工		
5	5	10	3		水路工		
5	5	10	3	3	練張・空張水路工	5-5-10-8 練石張水路工	102
5	5	10	4	4	コンクリート水路工	3-1-3-26 側溝工(場所打水路工)	33
5	5	10	5	7	コルゲート管水路工	3-1-3-26 側溝工	32
5	5	10	4		暗渠併用水路工		102
5	5	10	5		暗渠工	5-5-9-2 礫暗渠工	101
5	5	10	6		場所打水路工	3-1-3-26 側溝工(場所打水路工)	33
5	5	10	8		練石張水路工		102
5	5	10	10		植生土のう水路工	5-5-10-8 練石張水路工	102
5	5	10	11		張芝水路工	5-5-10-8 練石張水路工	102
5	5	10	12		集水柵工	3-1-3-27 集水柵工	34
5	5	11			柵工		
5	5	11	2		編柵工	6-1-5-7 柵工	107
5	5	11	3		木柵及び丸太柵工	6-1-5-7 柵工	107
5	5	11	4		コンクリート版柵工	6-1-5-7 柵工	107
5	5	12			筋工		
5	5	12	2		石筋工		103
5	5	12	3		萱筋工		103
5	5	12	4		丸太筋工		103
5	5	12	5		粗朶筋工		103
5	5	12	6		芝筋工		103
5	5	13			伏工		
5	5	13	2		わら伏工	3-1-15-2-1 植生工	83
5	5	13	3		むしろ伏工	3-1-15-2-1 植生工	83
5	5	13	4		網伏工	3-1-15-2-1 植生工	83
5	5	15			吹付工		
5	5	15	4		植生基材吹付工(客土及び厚層基材)	3-1-15-2-2 植生工	84
5	5	15	5		特殊吹付工	3-1-15-2-2 植生工	84
5	5	16			法枠工		
5	5	16	2		軽量法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
5	5	16	3		プレキャストブロック法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
5	5	16	4		現場打及び現場吹付法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
5	5	17			植栽工		
5	5	17	2		植栽	5-9-2-5 植付け	105
5	5	17	3		追肥	5-9-3-8 追肥	106
5	5	17	4		補植	5-9-2-7 補植	105

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
5	6				<b>第6章 地すべり防止工</b>		
5	6	3			暗渠工		
5	6	3	2		礫暗渠工	5-5-9-2 礫暗渠工	101
5	6	3	3		鉄線籠暗渠工	5-5-9-2 礫暗渠工	101
5	6	3	5		ボーリング暗渠工	5-5-9-6 ボーリング暗渠工	102
5	6	4			地下水排除工		
5	6	4	4		集排水ボーリング	5-5-9-5 ボーリング暗渠工	102
5	6	6			集水井工		
5	6	6	4		集水井工		103
5	6	9			杭工		
5	6	9	2		鋼管杭及び合成杭	3-1-4-5 場所打杭工	35
5	6	9	3		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	35
5	6	10			シャフト工(深礎工)	3-1-4-6 深礎工	37
5	6	11			アンカー工	3-1-15-5 アンカー工	87
5	8				<b>第8章 なだれ防止林造成</b>		
5	8	4			雪庇予防工		
5	8	4	2		吹きだめ柵・吹き払い柵		103
5	8	5			なだれ予防工		
5	8	5	2		階段工		104
5	8	5	3		予防柵 (なだれ予防柵)		104
5	8	5	4		吊柵・吊枠	5-8-4-2 吹きだめ柵・吹き払い柵	103
5	8	6			誘導工		
5	8	6	2		誘導堤	1-2-3-5 盛土工	18
5	8	6	3		誘導擁壁	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
5	8	6	4		誘導柵	5-8-4-2 吹きだめ柵・吹き払い柵	103
5	8	7			減勢工		
5	8	7	2		減勢杭・減勢枠組	5-3-6-5 鋼製治山ダム本体工	99
5	8	8			防護工		
5	8	8	2		防護擁壁	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
5	8	8	3		防護柵	5-3-6-5 鋼製治山ダム本体工	99
5	8	10			森林造成		
5	8	10	2		植栽工	5-9-2-5 植付け	105
5	8	10	3		除伐	5-9-3-6 本数調整伐・受光伐・除伐	106
5	9				<b>第9章 森林整備</b>		
5	9	2			植栽		
5	9	2	2		地拵え		105
5	9	2	5		植付け		105
5	9	2	7		補植		105
5	9	2	8		施肥		105
5	9	3			保育		
5	9	3	2		下刈り		105
5	9	3	5		つる切		105
5	9	3	6		本数調整伐・受光伐・除伐		106
5	9	3	7		枝落し		106
5	9	3	8		追肥		106

#### Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
5	9	3	9		雪起し		106
5	9	3	10		根踏		106
5	9	4			歩道整備		
5	9	4	2		歩道作設		106
5	10				第10章 保安林管理道整備		
5	10	1			保安林管理道	1-2-4 林道土工	20
6					第6編 林道編		
6	1				第1章 林道		
6	1	1			路線・縦断		107
6	1	4			地盤改良工		
6	1	4	2		路床安定処理工	3-1-8-2 路床安定処理工	65
6	1	4	3		置換工	3-1-8-3 置換工	65
6	1	4	4		サンドマット工	3-1-8-6 サンドマット工	66
6	1	4	5		パーチカルドレーン工	3-1-8-7 パーチカルドレーン工	67
6	1	4	6		締固改良工	3-1-8-8 締固改良工	67
6	1	4	7		固結工	3-1-8-9 団結工	67
6	1	5			法面工		
6	1	5	2		植生工	3-1-15-2 植生工	84
6	1	5	3		吹付工	3-1-15-3 吹付工	85
6	1	5	4		法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
6	1	5	5		アンカー工	3-1-15-5 アンカー工	87
6	1	5	6		籠工	3-1-3-24 羽口工	31
6	1	5	7		柵工		107
6	1	6			軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工	21
6	1	7			擁壁工		
6	1	7	3		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36
6	1	7	4		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	1	7	5		場所打擁壁工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
6	1	7	6		プレキャスト擁壁工	3-1-18-3 プレキャスト擁壁工	88
6	1	7	7		補強土壁工	3-1-18-4 補強土壁工	88
6	1	7	8		井桁ブロック工	3-1-18-5 井桁ブロック工	89
6	1	7	9		コンクリートブロック擁壁工・石積擁壁工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
6	1	7	10		鋼製擁壁工	5-3-7-3 鋼製枠治山ダム工	100
6	1	7	11		簡易鋼製擁壁工	5-3-7-3 鋼製枠治山ダム工	100
6	1	7	12, 13		木製土留擁壁工・土のう積工		107
6	1	8			石・ブロック積(張)工		
6	1	8	3		コンクリートブロック工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
6	1	8	4		石積(張)工	3-1-5-5 石積(張)工	39
6	1	9			カルバート工		
6	1	9	4		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36
6	1	9	5		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	1	9	6		場所打函渠工		108
6	1	9	7		プレキャストカルバート工	3-1-3-25 プレキャストカルバート工	32
6	1	9	8		防水工		108
6	1	10			排水施設工		
6	1	10	3		側溝工	3-1-3-26 側溝工	32
6	1	10	3	3	素掘り側溝		109

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
6	1	10	4		横断工	3-1-3-26 側溝工	32
6	1	10	5		コルゲートパイプ工	3-1-3-26 側溝工	32
6	1	10	6		コルゲートフリーム工	3-1-3-26 側溝工	32
6	1	10	7		洗越工		109
6	1	10	8		呑口工及び吐口工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
6	1	10	9		集水枿工	3-1-3-27 集水枿工	34
6	1	10	12		地下排水工	3-1-3-26 側溝工（暗渠工）	33
6	1	10	13		法面排水工（小段排水工・縦排水工）	3-1-3-26 側溝工	32
6	1	10	14		管渠工	3-1-3-25 プレキャストカルバート工	32
6	1	10	15		場所打水路工	3-1-3-26 側溝工（場所打水路工）	33
6	1	11			落石雪害防止工		
6	1	11	4		落石防止網工		109
6	1	11	5		落石防護柵工		109
6	1	11	6		防雪柵工		110
6	1	11	7		雪崩予防柵工		110
<b>6</b>	<b>2</b>				<b>第2章 舗装</b>		
6	2	3			地盤改良工		
6	2	3	2		路床安定処理工	3-1-8-2 路床安定処理	65
6	2	3	3		置換工	3-1-8-3 置換工	65
6	2	4			舗装工		
6	2	4	5		アスファルト舗装工	3-1-7-7 アスファルト舗装工	41
6	2	4	6		コンクリート舗装工	3-1-7-8 コンクリート舗装工	50
6	2	5			防護施設工		
6	2	5	3		路側防護柵工	3-1-3-7 路側防護柵工	24
6	2	5	5		車止めポスト工		110
6	2	6			区画線工		
6	2	6	2		区画線工	3-1-3-8 区画線工	24
<b>6</b>	<b>3</b>				<b>第3章 橋梁下部工</b>		
6	3	3			工場製作工		
6	3	3	2		刃口金物製作工	3-1-13-1-4 羽口金物製作工	73
6	3	3	3		鋼製橋脚製作工		111
6	3	3	4		アンカーフレーム製作工	3-1-13-8 アンカーフレーム製作工	79
6	3	3	5		工場塗装工	3-1-13-11 工場塗装工	81
6	3	5			軽量盛土工		
6	3	5	2		軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工	21
6	3	6			橋台工		
6	3	6	3		既製杭工	3-1-4-4 既製杭打工	36
6	3	6	4		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	3	6	5		深礎工	3-1-4-6 深礎工	37
6	3	6	6		オープンケーソン基礎工	3-1-4-7 オープンケーソン基礎工	37
6	3	6	7		ニューマチックケーソン基礎工	3-1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	37
6	3	6	8		橋台躯体工		112
6	3	7			RC橋脚工		
6	3	7	3		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36
6	3	7	4		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	3	7	5		深礎工	3-1-4-6 深礎工	37
6	3	7	6		オープンケーソン基礎工	3-1-4-7 オープンケーソン基礎工	37
6	3	7	7		ニューマチックケーソン基礎工	3-1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	37

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
6	3	7	8		鋼管矢板基礎工	3-1-4-9 鋼管矢板基礎工	38
6	3	7	9		橋脚躯体工	6-3-6-8 橋台躯体工	112
6	3	8			鋼製橋脚工		
6	3	8	3		既製杭工	3-1-4-4 既製杭打工	36
6	3	8	4		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	3	8	5		深礎工	3-1-4-6 深礎工	37
6	3	8	6		オープンケーソン基礎工	3-1-4-7 オープンケーソン基礎工	37
6	3	8	7		ニューマチックケーソン基礎工	3-1-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	37
6	3	8	8		鋼管矢板基礎工	3-1-4-9 鋼管矢板基礎工	38
6	3	8	9		橋脚フーチング工		118
6	3	8	10		橋脚架設工		118
6	3	8	11		現場継手工		119
6	3	8	12		現場塗装工	3-1-3-28 現場塗装工	33
6	3	9			護岸基礎工		
6	3	9	3		基礎工	3-1-4-3 基礎工（護岸）	35
6	3	9	4		矢板工	3-1-3-4 矢板工	23
6	3	10			矢板護岸工		
6	3	10	3		笠コンクリート工	3-1-4-3 基礎工（護岸）	35
6	3	10	4		矢板工	3-1-3-4 矢板工	23
6	3	11			法覆護岸工		
6	3	11	2		コンクリートブロック工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
6	3	11	3		護岸付属物工	5-4-3-8 護岸付属物工	101
6	3	11	4		緑化ブロック工	3-1-5-4 緑化ブロック工	39
6	3	11	5		環境護岸ブロック工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
6	3	11	6		石積（張）工	3-1-5-5 石積（張）工	39
6	3	11	7		法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
6	3	11	8		環境配慮型護岸工	3-1-3-23 環境配慮型護岸工	31
6	3	11	9		吹付工	3-1-15-3 吹付工	85
6	3	11	10		植生工	3-1-15-2 植生工	84
6	3	11	11		覆土工	1-2-3-5 法面整形工	19
6	3	11	12		羽口工	3-1-3-24 羽口工	31
6	3	12			擁壁護岸工		
6	3	12	3		場所打擁壁工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
6	3	12	4		プレキャスト擁壁工	3-1-18-3 プレキャスト擁壁工	88
<b>6</b>	<b>4</b>				<b>第4章 鋼橋上部工</b>		
6	4	3			工場製作工		
6	4	3	3		桁製作工	3-1-13-3 桁製作工	76
6	4	3	4		検査路製作工	3-1-13-4 検査路製作工	79
6	4	3	5		鋼製伸縮継手製作工	3-1-13-5 鋼製伸縮継手製作工	79
6	4	3	6		落橋防止装置製作工	3-1-13-6 落橋防止装置製作工	79
6	4	3	8		橋梁用防護柵製作工	3-1-13-7 橋梁防護柵製作工	79
6	4	3	9		橋梁用高欄製作工		119
6	4	3	11		アンカーフレーム製作工	3-1-13-8 アンカーフレーム製作工	79
6	4	3	12		工場塗装工	3-1-13-11 工場塗装工	81
6	4	5			鋼橋架設工		
6	4	5	4		架設工(クレーン架設)	3-1-14-3 架設工(クレーン架設)	82
6	4	5	5		架設工(ケーブルクレーン架設)	3-1-14-4 架設工(ケーブルクレーン架設)	82
6	4	5	6		架設工(ケーブルエレクション架設)	3-1-14-5 架設工(ケーブルエレクション架設)	82
6	4	5	7		架設工(架設桁架設)	3-1-14-6 架設工(架設桁架設)	82
6	4	5	8		架設工(送出し架設)	3-1-14-7 架設工(送出し架設)	82

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
6	4	5	9		架設工(トラベラークレーン架設)	3-1-14-8 架設工(トラベラークレーン架設)	82
6	4	5	10		支承工		119
6	4	5	11		現場継手工	6-3-8-11 現場継手工	119
6	4	6			橋梁現場塗装工		
6	4	6	3		現場塗装工	3-1-3-28 現場塗装工	34
6	4	7			床版工	3-1-19-2 床版工	89
6	4	8			橋梁付属物工		
6	4	8	2		伸縮装置工	3-1-3-22 伸縮装置工	29
6	4	8	3		落橋防止装置工		120
6	4	8	5		地覆工		120
6	4	8	6		橋梁用防護柵工		121
6	4	8	7		橋梁用高欄工		121
6	4	8	8		検査路工		121
6	5				<b>第5章 コンクリート橋上部工</b>		
6	5	3			工場製作工		
6	5	3	2		プレビーム用桁製作工	3-1-13-9 プレビーム用桁製作工	80
6	5	3	3		橋梁用防護柵製作工	3-1-13-7 橋梁用防護柵作成工	79
6	5	3	4		鋼製伸縮継手製作工	3-1-13-5 鋼製伸縮継手製作工	79
6	5	3	5		検査路製作工	3-1-13-4 検査路製作工	79
6	5	3	6		工場塗装工	3-1-13-11 工場塗装工	81
6	5	5			PC橋工		
6	5	5	2		プレテンション桁製作工(購入工)	3-1-3-11 プレテンション桁製作工(購入工)	25
6	5	5	3		ポストテンション桁製作工	3-1-3-12 ポストテンション桁製作工	26
6	5	5	4		プレキャストセグメント製作工(購入工)	3-1-3-13 プレキャストセグメント製作工(購入工)	27
6	5	5	5		プレキャストセグメント主桁組立工	3-1-3-13 プレキャストセグメント主桁組立工	27
6	5	5	6		支承工	6-4-5-10 支承工	119
6	5	5	7		架設工(クレーン架設)	3-1-14-3 架設工(クレーン架設)	82
6	5	5	8		架設工(架設桁架設)	3-1-14-6 架設工(架設桁架設)	82
6	5	5	9		床版・横組工	3-1-19-2 床版工	89
6	5	5	10		落橋防止装置工	6-4-8-3 落橋防止装置工	120
6	5	6			プレビーム桁橋工		
6	5	6	2		プレビーム桁製作工(現場)		121
6	5	6	3		支承工	6-4-5-10 支承工	119
6	5	6	4		架設工(クレーン架設)	3-1-14-3 架設工(クレーン架設)	82
6	5	6	5		架設工(架設桁架設)	3-1-14-6 架設工(架設桁架設)	82
6	5	6	6		床版・横組工	3-1-19-2 床版工	89
6	5	6	9		落橋防止装置工	6-4-8-3 落橋防止装置工	120
6	5	7			PCホロースラブ橋工		
6	5	7	3		支承工	6-4-5-10 支承工	119
6	5	7	4		PCホロースラブ製作工	3-1-3-14 PCホロースラブ製作工	27
6	5	7	5		落橋防止装置工	6-4-8-3 落橋防止装置工	120
6	5	8			RCホロースラブ橋工		
6	5	8	3		支承工	6-4-5-10 支承工	119
6	5	8	4		RC場所打ホロースラブ製作工	3-1-3-14 PCホロースラブ製作工	27
6	5	8	5		落橋防止装置工	6-4-8-3 落橋防止装置工	120
6	5	9			PC版桁橋工		
6	5	9	2		PC版桁製作工	3-1-3-14 PCホロースラブ製作工	27

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
6	5	10			PC箱桁橋工		
6	5	10	3		支承工	6-4-5-10 支承工	119
6	5	10	4		PC箱桁製作工	3-1-3-15 PC箱桁製作工	27
6	5	10	5		落橋防止装置工	6-4-8-3 落橋防止装置工	120
6	5	11			PC片持箱桁橋工		
6	5	11	2		PC片持箱桁製作工	3-1-3-15 PC箱桁製作工	27
6	5	11	3		支承工	6-4-5-10 支承工	119
6	5	11	4		架設工(片持架設)	3-1-14-9 架設工(コンクリート橋)、支保工、桁架設工	83
6	5	12			PC押出し箱桁橋工		
6	5	12	2		PC押出し箱桁製作工	3-1-3-15 PC箱桁製作工	27
6	5	12	3		架設工(押出し架設)	3-1-14-9 架設工(コンクリート橋)、支保工、桁架設工	83
6	5	13			橋梁付属物工		
6	5	13	2		伸縮装置工	3-1-3-22 伸縮装置工	29
6	5	13	4		地覆工	6-4-8-5 地覆工	120
6	5	13	5		橋梁用防護柵工	6-4-8-6 橋梁用防護柵工	121
6	5	13	6		橋梁用高欄工	6-4-8-7 橋梁用高欄工	121
6	5	13	7		検査路工	6-4-8-8 検査路工	121
6	6				<b>第6章 木造橋上部工</b>		
6	6	3			木造橋上部		
6	6	3	3		木桁		122
6	7				<b>第7章 林道維持</b>		
6	7	3			舗装工		
6	7	3	3		路面切削工	3-1-7-9 路面切削工	64
6	7	3	4		舗装打換え工	3-1-7-10 舗装打換え工	63
6	7	3	5		切削オーバーレイ工	3-1-7-9 路面切削工	123
6	7	3	6		オーバーレイ工	3-1-7-11 オーバーレイ工	64
6	7	3	7		路上再生工		124
6	7	4			排水構造物工		
6	7	4	3		側溝工	3-1-3-26 側溝工	32
6	7	4	4		横断工	3-1-3-26 側溝工	32
6	7	4	5		コルゲートパイプ工	3-1-3-26 側溝工	32
6	7	4	6		洗越工	6-1-10-7 洗越工	109
6	7	4	8		集水枡工	3-1-3-27 集水枡工	34
6	7	4	11		法面排水工(小段排水・縦排水工)	3-1-3-26 側溝工	32
6	7	4	12		管渠工	3-1-3-26 側溝工	32
6	7	4	14		場所打水路工	3-1-3-26 側溝工(場所打水路工)	33
6	7	5			防護柵工		
6	7	5	3		路側防護柵工	3-1-3-7 路側防護柵工	24
6	7	5	4		ボックスビーム工	6-2-5-4 ボックスビーム工	24
6	7	5	5		車止めポスト工	6-2-5-5 車止めポスト工	110
6	7	5	6		防護柵基礎工	3-1-4-3 基礎工(護岸)	35
6	7	6			標識工		
6	7	6	3		小型標識工	3-1-3-6 小型標識工	23
6	7	7			軽量盛土工		
6	7	7	2		軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工	21
6	7	8			擁壁工		
6	7	8	3		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36

## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

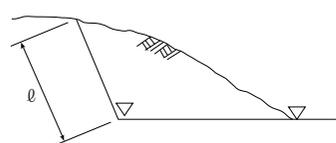
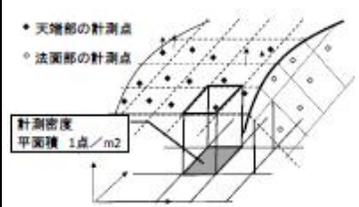
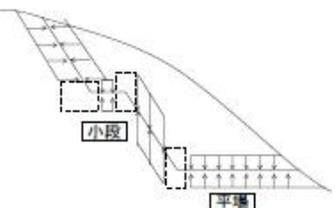
編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
6	7	8	4		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	7	8	5		場所打擁壁工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
6	7	8	6		プレキャスト擁壁工	3-1-18-3 プレキャスト擁壁工	88
6	7	8	7		補強土壁工	3-1-18-4 補強土壁工	88
6	7	8	8		井桁ブロック工	3-1-18-5 井桁ブロック工	89
6	7	8	9		鋼製擁壁工	5-3-7-3 鋼製杵治山ダム工	100
6	7	8	10		簡易鋼製擁壁工	5-3-7-3 鋼製杵治山ダム工	100
6	7	8	11		木製土留擁壁工	5-3-8-6 木製治山ダム本体工	100
6	7	9			石・ブロック積(張)工		
6	7	9	3		コンクリートブロック工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
6	7	9	4		石積(張)工	3-1-5-5 石積(張)工	39
6	7	10			カルバート工		
6	7	10	4		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36
6	7	10	5		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	7	10	6		現場打函渠工	6-1-9-6 場所打管渠工	108
6	7	10	7		プレキャストカルバート工	3-1-3-25 プレキャストカルバート工	32
6	7	10	8		防水工	6-1-9-8 防水工	108
6	7	11			法面工		
6	7	11	2		植生工	3-1-15-2 植生工	83
6	7	11	3		吹付工	3-1-15-3 吹付工	85
6	7	11	4		法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
6	7	11	5		アンカー工	3-1-15-5 アンカー工	87
6	7	11	6		籠工	3-1-3-24 羽口工	31
6	7	11	7		柵工	6-1-5-7 柵工	107
6	7	13			橋梁附属物工		
6	7	13	2		伸縮継手工	3-1-3-22 伸縮装置工	29
6	7	13	4		地覆工	6-4-8-5 地覆工	120
6	7	13	5		橋梁用防護柵工	6-4-8-6 橋梁用防護柵工	121
6	7	13	6		橋梁用高欄工	6-4-8-7 橋梁高欄工	121
6	7	13	7		検査路工	6-4-8-8 検査路工	121
6	7	14			現場塗装工		
6	7	14	3		橋梁塗装工	3-1-3-28 現場塗装工	34
<b>6</b>	<b>9</b>				<b>第9章 林道修繕</b>		
6	9	3			工場製作工		
6	9	3	4		桁補強材製作工		125
6	9	3	5		落橋防止装置製作工	3-1-13-6 落橋防止装置製作工	79
6	9	5			舗装工		
6	9	5	3		路面切削工	3-1-7-9 路面切削工	63
6	9	5	4		舗装打換え工	3-1-7-10 舗装打換え工	63
6	9	5	5		切削オーバーレイ工	6-7-3-5 掘削オーバーレイ	123
6	9	5	6		オーバーレイ工	3-1-7-11 オーバーレイ工	64
6	9	6			排水構造物工		
6	9	6	3		側溝工	3-1-3-26 側溝工	32
6	9	6	4		横断工	3-1-3-26 側溝工	32
6	9	6	5		コルゲートパイプ工	3-1-3-26 側溝工	32
6	9	6	6		洗越工	6-1-10-7 洗越工	109
6	9	6	8		集水枿工	3-1-3-27 集水枿工	34
6	9	6	11		法面排水工(小段排水・縦排水工)	3-1-3-26 側溝工	33
6	9	6	12		管渠工	3-1-3-26 側溝工	33

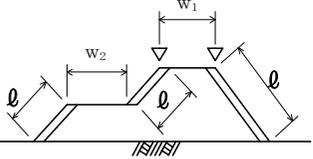
## Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
6	9	6	13		地下排水工	3-1-3-26 暗渠工	33
6	9	6	14		場所打水路工	3-1-3-26 側溝工	33
6	9	7			防護柵工		
6	9	7	3		路側防護柵工	3-1-3-7 路側防護柵	24
6	9	7	4		ボックスビーム工	3-1-3-7 路側防護柵	24
6	9	7	5		車止めポスト工	6-2-5-5 車止めポスト工	110
6	9	8			標識工		
6	9	8	3		小型標識工	3-1-3-6 小型標識工	23
6	9	9			区画線工		
6	9	9	2		区画線工	3-1-3-8 区画線工	24
6	9	10			軽量盛土工		
6	9	10	2		軽量盛土工	1-2-4-3 路体盛土工	21
6	9	11			擁壁工		
6	9	11	3		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36
6	9	11	4		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	9	11	5		場所打擁壁工	3-1-18-2 場所打擁壁工	87
6	9	11	6		プレキャスト擁壁工	3-1-18-3 プレキャスト擁壁工	88
6	9	11	7		補強土壁工	3-1-18-4 補強土壁工	88
6	9	11	8		井桁ブロック工	3-1-18-5 井桁ブロック工	89
6	9	11	9		鋼製擁壁工	5-3-7-3 鋼製枠治山ダム工	100
6	9	11	10		簡易鋼製擁壁工	5-3-7-3 鋼製枠治山ダム工	100
6	9	12			石・ブロック積(張)工		
6	9	12	3		コンクリートブロック工	3-1-5-3 コンクリートブロック工	38
6	9	12	4		石積(張)工	3-1-5-5 石積(張)工	39
6	9	13			カルバート工		
6	9	13	4		既製杭工	3-1-4-4 既製杭工	36
6	9	13	5		場所打杭工	3-1-4-5 場所打杭工	36
6	9	13	6		場所打函渠工	6-1-9-6 場所打函渠工	108
6	9	13	7		プレキャストカルバート工	3-1-3-25 プレキャストカルバート工	32
6	9	13	8		防水工	6-1-9-8 防水工	108
6	9	14			法面工		
6	9	14	2		植生工	3-1-15-2 植生工	84
6	9	14	3		法面吹付工	3-1-15-3 吹付工	85
6	9	14	4		法枠工	3-1-15-4 法枠工	86
6	9	14	5		アンカー工	3-1-15-5 アンカー工	87
6	9	14	6		籠工	3-1-3-24 羽口工	31
6	9	14	7		柵工	6-1-5-7 柵工	107
6	9	15			落石雪害防止工		
6	9	15	4		落石防止網工	6-1-11-4 落石防止網工	109
6	9	15	5		落石防護柵工	6-1-11-5 落石防護柵工	109
6	9	15	6		防雪柵工	6-1-11-6 防雪柵工	110
6	9	15	7		雪崩予防柵工	6-1-11-7 雪崩予防柵工	110
6	9	17			鋼桁工		
6	9	17	3		鋼桁補強工	6-9-3-4 桁補強材製作工	125
6	9	18			橋梁支承工		
6	9	18	3		鋼桁支承工	6-4-5-10 支承工	119

#### Ⅳ 出来型管理基準及び規格値目次

編	章	節	条	項	項 目	準用する出来型管理	頁
6	9	19			橋梁付属物工		
6	9	19	3		伸縮継手工	3-1-3-22 伸縮装置工	30
6	9	19	4		落橋防止装置工	6-4-8-3 落橋防止装置工	120
6	9	19	6		地覆工	6-4-8-5 地覆工	120
6	9	19	7		橋梁用防護柵工	6-4-8-6 橋梁用防護柵工	121
6	9	19	8		橋梁用高欄工	6-4-8-7 橋梁用高欄工	121
6	9	19	9		検査路工	6-4-8-8 検査路工	121
6	9	21			現場塗装工		
6	9	21	3		橋梁塗装工	3-1-3-28 現場塗装工	34

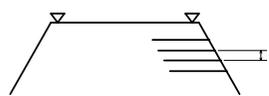
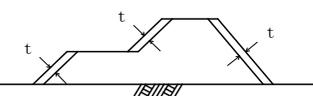
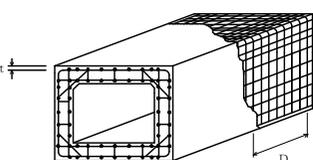
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
1 共通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	1	掘削工	基準高▽		±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書 の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		1-2-3-4		
						法長 $l$	$l < 5m$	-200					
							$l \geq 5m$	法長-4%					
				2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		  	1-2-3-4
						平場	標高較差	±100	±150				
						法面（小段含む）	水平または標高較差	±100	±160				
						法面（軟岩Ⅰ）（小段含む）	水平または標高較差	±100	±330				

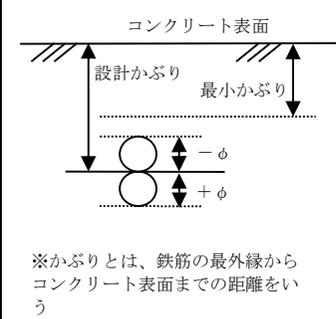
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共 通 編	2 土 工	3 治 山 土 工	4	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)			平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。  3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。		1-2-3-4	
						平場	標高較差	±100	+300以下				
						法面(小段含む)	水平または標高較差	±100	+300以下				
			5	1	盛土工		基準高▽			-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		1-2-3-5
						法長ℓ	ℓ<5m		-100				
							ℓ≥5m		法長-2%				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>			-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	3 治山土工	5	2	盛土工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-3-5
						天端	標高較差	-50	-150			
						法面 4割<勾配	標高較差	-50	-170			
					法面 4割≧勾配 (小段含む)	標高較差	-60	-170				
					※ ただし、ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したもの							
			7		法面整形工 (盛土部)	厚 さ t		※-30		施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-3-7
			8		堤防天端工	厚さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長200mにつき1ヶ所、200m以下は2ヶ所、中央で測定。		1-2-3-8	
	t ≧ 15cm	-50										
	幅 w		-100									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 林道土工	2	1	掘削工	基準高▽		±50		施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。		1-2-4-2	
						法長ℓ	ℓ<5m	-200					
							ℓ≥5m	法長-4%					
						幅 w		-100					
			2	掘削工 (面管理の場合)			平均値	個々の計測値			1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。  3. 計測は平面面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> （平面投影面積当たり）以上とする。  4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。  5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		1-2-4-2
					平場	標高較差	±50	±150					
					法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160					
					法面 (軟岩 I) (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±330					

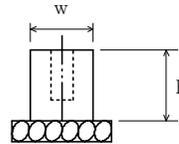
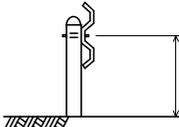
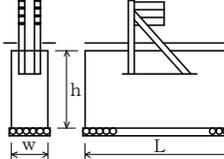
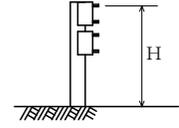


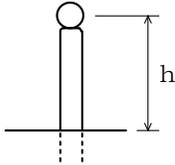
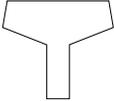
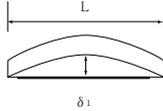
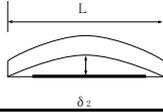
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 林 道 土 工	5		盛土補強工  (補強土(テールアルメ)壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		1-2-4-5
						厚 さ t	-50			
控 え 長 さ	設計値以上									
			7		法面整形工  (盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		1-2-4-7
3 無 筋 、 鉄 筋 コ ン ク リ ー ト	7 鉄 筋 工	4			組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n - 1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書(設計編：標準7編2章2.1)参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書(Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2)による。 注1) 重要構造物 かつ主鉄筋について適用する。 注2) 橋梁コンクリート床版桁(P-C橋含む)の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		1-3-7-4
						かぶり t	設計かぶり±φかつ 最小かぶり 以上			

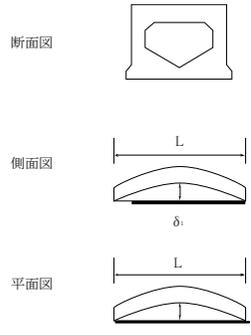
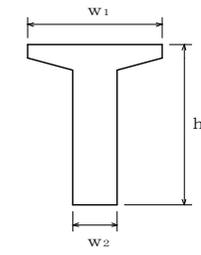


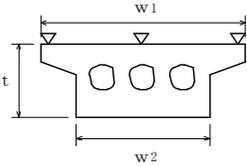
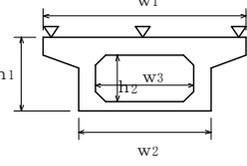
※かぶりとは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう

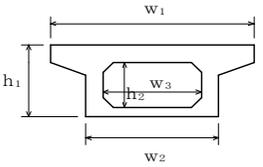
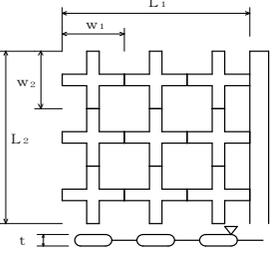
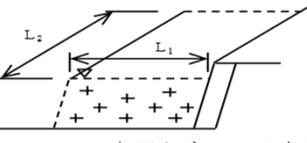
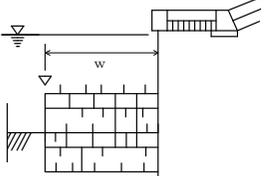
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	4		矢板工〔指定仮設・任意仮設は除く〕  (鋼矢板) (軽量鋼矢板) (コンクリート矢板) (広幅鋼矢板) (可とう鋼矢板)	基準高 $\nabla$	±50	基準高は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-3-4	
						根 入 長	設計値以上				
						変 位 $l$	100				
			5		縁石工  (縁石・アスカーブ)	延 長 $L$	-200	1ヶ所/1施工箇所  ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		3-1-3-5	
			6		小型標識工	設 置 高 さ $H$	設計値以上	1ヶ所/1基  基礎1基毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-6	
						基礎	幅 $w(D)$				-30
							高 さ $h$				-30
							根入長				設計値以上

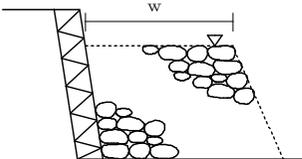
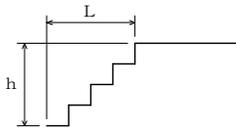
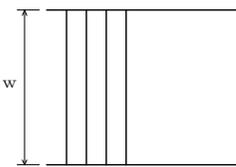
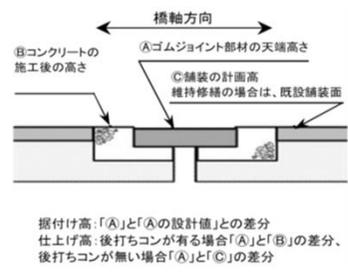
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 w	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-1-3-7				
							高さ h	-30							
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。							
				7		2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	基礎	幅 w			-30	1ヶ所/1基礎毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	 	3-1-3-7
									高さ h			-30			
									延長 L			-100			
			ケーブル取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。										
			8		区画線工		厚さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1ヶ所テストピースにより測定。	3-1-3-8					
							幅 w	設計値以上							

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	1	3	9		道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高 さ h	±30	1ヶ所/10本 10本以下の場合は、2ヶ所測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-9
					10	コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82 「表-Ⅱ.5.5各塗料の標準 使用量と標準膜厚」の標 準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗付作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。	
11	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	1	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	断面図 	3-1-3-11		
				断面の外形寸法	±5					
				橋 桁 の そ り $\delta_1$	±8					
				横方向の曲がり $\delta_2$	±10					
側面図 										
平面図 										

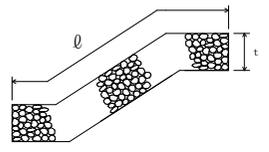
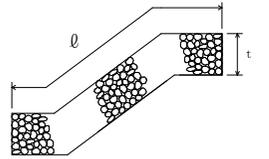
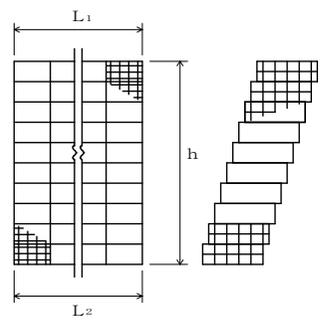
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	11	2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	$\pm 10 \cdots L \leq 10\text{m}$ $\pm L/1000 \cdots L > 10\text{m}$	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。		3-1-3-11
						断面の外形寸法	$\pm 5$			
						橋 桁 の そり $\delta_1$	$\pm 8$			
						横方向の曲がり $\delta_2$	$\pm 10$			
			12		ポストテンション桁製作工	幅 (上) $w_1$	$+10$ $-5$	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスリング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。 $\ell$ : 支間長 (m)		3-1-3-12 注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である中空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する
						幅 (下) $w_2$	$\pm 5$			
						高 さ h	$+10$ $-5$			
						桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \cdots \pm 10$ $\ell \geq 15 \cdots \pm (\ell - 5)$ かつ $-30\text{mm}$ 以内			
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
			13	1	プレキャストセグメント桁製作工 (購入工)	桁 長 $\ell$	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所測定。		3-1-3-13
						断面の外形寸法 (mm)	—			

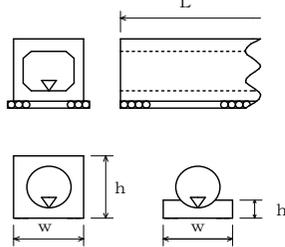
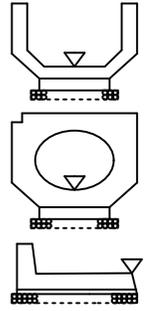
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	13	2	プレキャストセグメント主桁組立工	桁 長 $\ell$ 支間長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする  $\ell$ ：支間長（m）		3-1-3-13
						横方向最大タワミ	0.8 $\ell$			
		14		P Cホーラスラブ製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び厚さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		3-1-3-14 注)新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	
					幅 $w_1, w_2$	-5～+30				
					厚 さ $t$	-10～+20				
					桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内				
		15	1	P C箱桁製作工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	桁全数について測定。 基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で1箇所当たり両端と中央部の3点、幅及び高さは1径間当たり両端と中央部の3ヶ所。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長（m）		3-1-3-15 注)新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する	
					幅（上） $w_1$	-5～+30				
					幅（下） $w_2$	-5～+30				
					内 空 幅 $w_3$	$\pm 5$				
					高 さ $h_1$	+10 -5				
					内空高さ $h_2$	+10 -5				
					桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内				

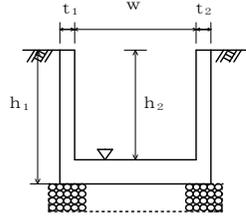
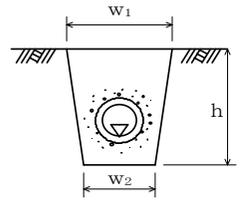
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	15	2	P C押出し箱桁製作工	幅(上) $w_1$	-5~+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。  ※鉄筋の出来形管理基準については、第3編3-2-18-2床版工に準ずる。  $\ell$ ：桁長(m)		3-1-3-15 注)新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する		
						幅(下) $w_2$	-5~+30					
						内空幅 $w_3$	±5					
						高さ $h_1$	+10 -5					
						内空高さ $h_2$	+10 -5					
						桁 長 $\ell$	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm (\ell - 5)$ かつ-30mm以内					
	16					根固ブロック工	層積	基準高▽	±100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。  ただし、鋼製型枠を用いた異形ブロックの場合は、監督員と協議し、測定項目、測定基準を「型枠形状寸法、型枠搬入後適宜観察」及び「ブロック外観、10個に1個以上観察」に替えることができる。		3-1-3-16
								厚さ t	-20			
								幅 $W_1, W_2$	-20			
								延長 $L_1, L_2$	-200			
						乱積	基準高▽	± t / 2	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							延長 $L_1, L_2$	- t / 2				
							1 組 毎					
	17					沈床工	基準高▽	±150	1 組 毎		3-1-3-17	
							幅 w	±300				
							延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	林業土木工事共通編	1	一般施工	3	共通の工種	18	捨石工	基準高 $\nabla$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-3-18	
								幅 w	-100			
								延長 L	-200			
						20	階段工	幅 w	-30	1回/1施工箇所	 	3-1-3-20
								高さ h	-30			
								長さ L	-30			
								段 数	±0段			
						22	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 	3-1-3-22
									表面の凹凸	3		
									仕上げ高さ	舗装面に対し 0~-2		

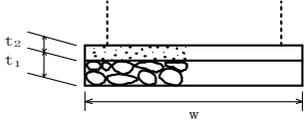
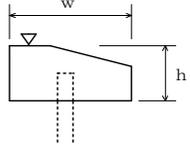
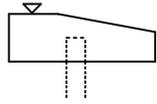
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通的工種	22	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下  歯咬み合い部は車道端部、中央部の計3点		3-1-3-22
							橋軸方向各点 誤差の相対差	3			
						表面の凹凸	3				
						歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2				
						歯咬み合い部の縦方向間隔 W1	±2				
						歯咬み合い部の横方向間隔 W2	±5				
			仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~-2							
			22	3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点  表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下		3-1-3-22	
						仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0~+3				

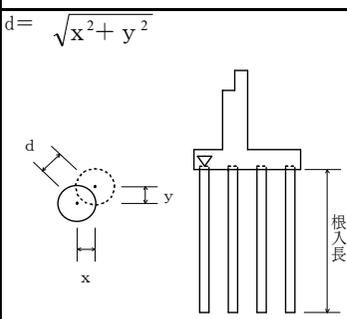
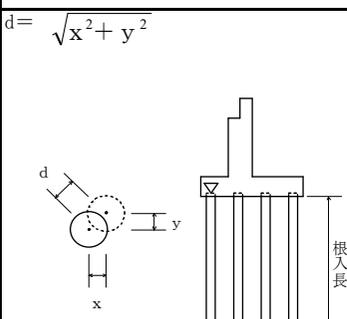
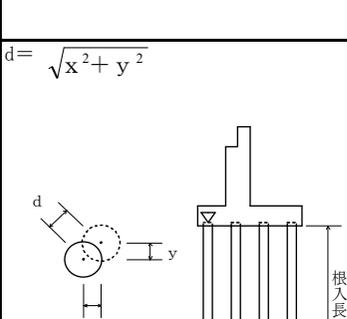
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	林業土木工事共通編	1	一般施工	3	共通の工種	23	1	環境配慮型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	基準高 $\nabla$	$\pm 500$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-3-23
								法 長 $l$	-200			
								延 長 $L$	-200			
						23	2	環境配慮型護岸工 (かごマット)	法 長 $l$	-100	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-3-23
									厚 さ $t$	$-0.2t$		
		延 長 $L$	-200									
		24	1	羽口工 (蛇籠)	法長 $l$	$l < 3m$	-50	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-3-24			
						$l \geq 3m$	-100					
					厚 さ $t$	-50						
					24	2	羽口工 (フトン籠) (カゴ枠) (カゴマット (多段式))			基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 (備考) 1. 大型フトン籠は、5-3-7-3鋼製枠治山ダム工 (大型フトン籠にも準用する。) に準ずる。 2. 高さ又は径については段数及び長さの異なる毎に測定する。 3. 各個の寸法については、全個数の10%程度とする。 
幅 (厚さ) $w$	-50											
高 さ $h$	-50											
延 長 $L_1, L_2$	-200											

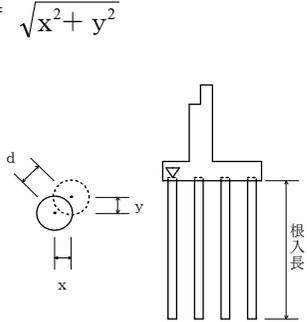
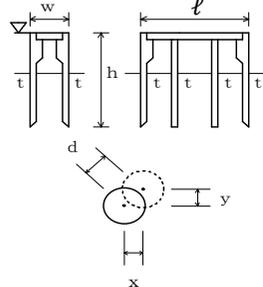
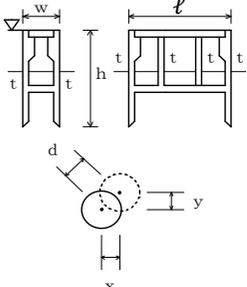
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	林業土木工事共通編	1	一般施工	3	共通の工種	25		プレキャストカルバート工	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。		3-1-3-25	
								(プレキャストボックス工)	※幅 w	-50				
								(プレキャストパイプ工)	※高 さ h	-30				
								延長 L	-200	1 施工箇所毎				
		26	1	側溝工	1	(プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高 ▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-26			
												延長 L	-200	1ヶ所／1施工箇所
														ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。

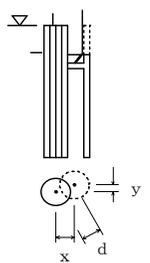
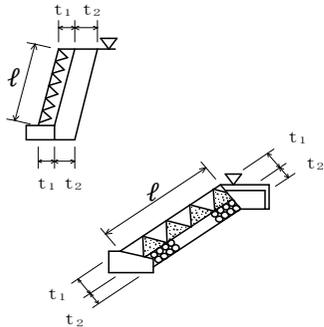
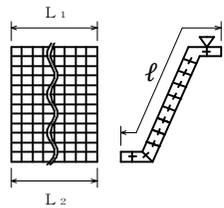
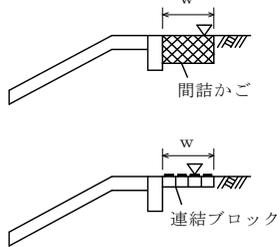
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	26	2	側溝工 (場所打水路工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-26
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						延長 $L$	-200			
			26	3	側溝工 (暗渠工)	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所。 延長40m（または50m）以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-3-26
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						深 さ $h$	-30			
						延長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	27		集水樹工	基準高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合  厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。		3-1-3-27
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
※幅 $w_1, w_2$	-30									
※高さ $h_1, h_2$	-30									
			28		現場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは500㎡とする。</p> <p>1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>	3-1-3-28	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	林業土木工事共通編	1	一般施工	4	基礎工	1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 	3-1-4-2
								厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-30		
								延 長 L	各構造物の規格値による		
				3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 	3-1-4-3	
							幅 w	-30			
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-200			
				3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基 準 高 ▽	±30	施工延長40m (測点間隔25mの場合は50m) につき1ヶ所、延長40m (または50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規程による測定の管理方法を用いることができる。 	3-1-4-3	
							延 長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	4	1	既製杭工  (既製コンクリート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
			4	2	既製杭工  (鋼管ソイルセメント杭)	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-4
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4以内かつ100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計値以上			
			5		場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。  傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-5
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100以内			
						傾斜	1/100以内			
						杭径 D	設計径（公称径）-30以上			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	6		深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※ライナープレートの場合はその内径、補強リングを必要とする場合は補強リングの内径とし、モルタルライニングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-6
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150以内			
						傾斜	1/50以内			
						基礎径 D	設計径（公称径）以上※			
		7	オープンケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-7		
				ケーソンの長さℓ	-50					
				ケーソンの幅 w	-50					
				ケーソンの高さ h	-100					
				ケーソンの壁厚 t	-20					
				偏心量 d	300以内					
		8	ニューマチックケーソン基礎工	基準高▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-8		
				ケーソンの長さℓ	-50					
				ケーソンの幅 w	-50					
				ケーソンの高さ h	-100					
				ケーソンの壁厚 t	-20					
				偏心量 d	300以内					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	1	4	9		鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	3-1-4-9		
						根 入 長	設計値以上					
						偏 心 量 d	300以内					
	5	石・ブロック積（張）工	3	1		コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3	
							法長ℓ	ℓ<3m				-50
								ℓ≥3m				-100
							厚さ（ブロック積張） t <sub>1</sub>	-50				
							厚さ（裏込）t <sub>2</sub>	-50				
							延 長 L	-200				
			2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3			
					法 長 ℓ	-100						
					延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200						
3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-3						
		幅 w	-100									
		延 長 L	-200									

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	林業土木工事共通編	1	一般施工	5	石・ブロック積(張)工	緑化ブロック工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-4	
							法長ℓ	ℓ<3m				-50
								ℓ≥3m				-100
							厚さ(ブロック) t <sub>1</sub>	-50				
							厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50				
							延長 L	-200				
				6	石積(張)工	石積(張)工	基準高▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の2ヶ所を測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-5-5	
							法長ℓ	ℓ<3m				-50
								ℓ≥3m				-100
							厚さ(石積・張) t <sub>1</sub>	-50				
		厚さ(裏込) t <sub>2</sub>	-50									
		延長 L	-200									
		6	コンクリート路面工	2	コンクリート路面工	幅(B)	-30	施工延長20mに1箇所		3-1-6-2		
						厚さ(t)	-10	概ね500㎡につき1箇所コアまたはコアホール				
				3	砂利道路盤工	砂利道路盤工	厚さ t ≥ 15cm	-50	幅は、施工延長20mにつき1箇所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2箇所を測定する。厚さは施工延長200m以下は2箇所、中央で測定。		3-1-6-3	
							厚さ t < 15cm	-25				
							幅 B	-100				

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	6	4	橋面防水工 (シート系床板防水層)	シートの重ね幅	-20～+50	標準重ね幅100mmに対し、1施工箇所毎に目視と測定により全面を確認		3-1-7-6
						根 入 長	設計値以上			
						偏 心 量 d	300以内			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7		
						厚 さ	-45	-45	-15	-15					
						幅	-50	-50	—	—					
				3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10			幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-7-7
						幅	-50	-50	—	—					

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	3-1-7-7
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-1-7-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取もしくは掘り起こしは、1工事最低3個を原則とする。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-7		
					(上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	幅	-50	-50	-	-					
					厚 さ	-15	-20	-5	-7						
			7	7	アスファルト舗装工	(加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-50	-50	-			-	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	3-1-7-7
							幅	-50	-50	-			-		
							厚 さ	-15	-20	-5			-7		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-1-7-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方</p> <p>中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-1-6-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均						
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下					
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	3-1-7-7		
					幅	-25	-25	-	-						
			7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3			<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-1-7-7
						幅	-25	-25	-	-					
						平坦性	-		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下						

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p>	3-1-7-7

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m<sup>2</sup>以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m<sup>2</sup>以上10,000m<sup>2</sup>未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-1-7-7
						平坦性	—		<p>3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下</p> <p>直読式(足付き) (σ)1.75mm以下</p>				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。  幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	3-1-7-8
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
			8	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	3-1-7-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	8	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</p>	3-1-7-8	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取もしくは掘り起こしは、1工事最低3個を原則とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-7-8
						幅	-50		—				
						厚 さ	-9	-12	-3				
	7 一般舗装工	8	7	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	幅	-25		—	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。			3-1-7-8
						厚 さ	-25		—				
						幅	-25		—				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	8	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</p>	3-1-7-8	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	8	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</p>	3-1-7-8	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5		厚さは車線の中心付近で型枠据付後200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定。平坦性は版縁から1mの線上、全延長とする。 なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に車線の中心付近で200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	3-1-7-8
						幅	-25		-				
						平 坦 性	-		コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2						
			8	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	-		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、道路中心線および端部で測定。厚さは、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	3-1-7-8
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		-				
			8	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	3-1-7-8	
						幅	-50		-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-1-7-8
						平坦性	—		<p>コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下</p> <p>人力舗設の場合(σ)3mm以下</p>				
						目地段差	±2						

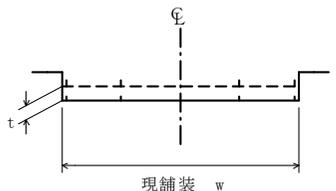
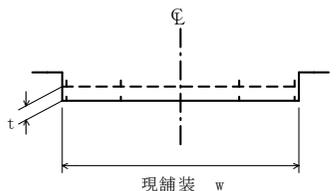
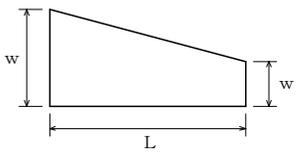
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一 般 施 工	7 一 般 舗 装 工	8	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-1-7-8
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

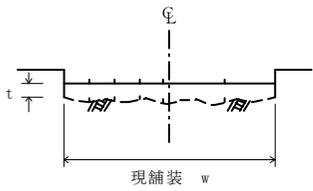
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	1	7	8	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</p>	3-1-7-8	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取もしくは掘り起こしは、1工事最低3個を原則とする。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X10)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。  コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	3-1-7-8
						幅	-50		—				
						厚 さ	-9	-12	-3				
						幅	-25		—				
						厚 さ	-15	-4.5					
						幅	-35		—				
			8	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、厚さは、1000㎡に1個の割合でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。また、コアの採取は、1工事最低3個を原則とする。	維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	3-1-7-8
						幅	-25		—				
						厚 さ	-15	-4.5					
						幅	-35		—				
						厚 さ	-15	-4.5					
						幅	-35		—				
8	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-4.5		厚さは、車線の中心付近で型枠据付後200m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合で測定、平坦性は版縁から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。	3-1-7-8				
			幅	-35		—							
			平 坦 性	—	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。								
			目地段差	±2									

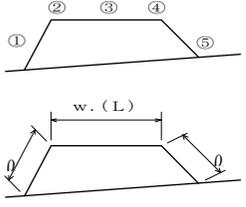
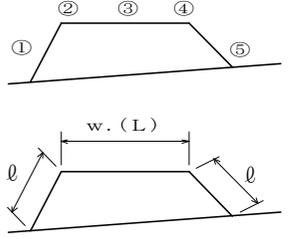
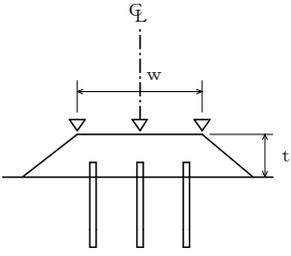
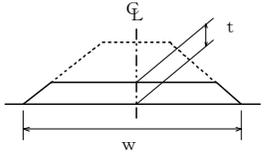
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)  セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m <sup>2</sup> 未満。	3-1-7-8	
			8	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3				1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。  3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。  5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。

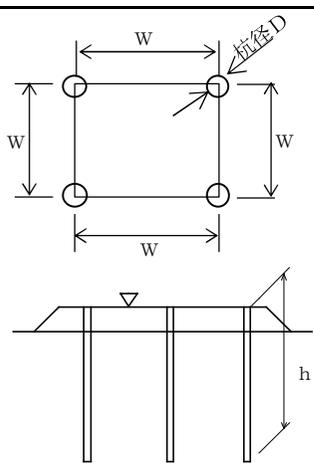
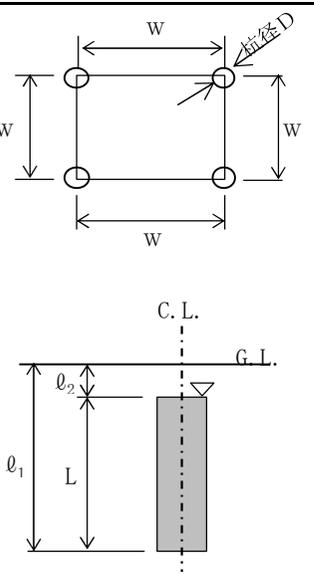
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X10) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m<sup>2</sup>(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m<sup>2</sup>未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	3-1-7-8
						平坦性	—		<p>転圧コンクリートの硬化後、3mプロファイルメーターにより(σ)2.4mm以下。</p>				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	9	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 測定方法は自動横断測定法によることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-7-9
						幅 w	-25	-			
1 一般施工	7 一般舗装工	9	2	路面切削工 (面管理の場合) 標高格差または厚さtのみ	厚 さ t (標高格差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。  4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。		3-1-7-9	
					幅 w	-25	-				
1 一般施工	7 一般舗装工	10		舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-7-10	
						延長L	-100				
						厚さt	該当工種				
					舗設工	幅 w	-25				
						延長L	-100				
						厚さt	該当工種				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	7 一般 舗装 工	11	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		3-1-7-11
						幅 w	-25				
						延 長 L	-100				
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下			
				2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	3-1-7-11	
						平 坦 性	—	3mプロフィールメーター ( $\sigma$ )2.4mm以下 直読式(足付き) ( $\sigma$ )1.75mm以下			

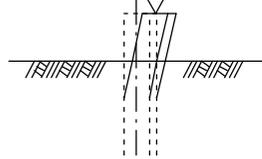
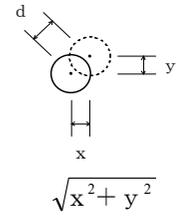
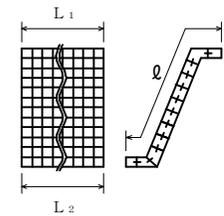
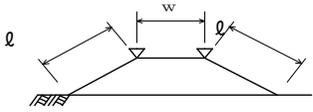
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	8 地盤改良工	2		路床安定処理工	基準高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、天端幅w、天端延長Lを確認(実測は不要)。		3-1-8-2
						施工厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			
	1 一般施工	8 地盤改良工	3		置換工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		3-1-8-3
						置換厚さ t	-50			
						幅 w	-100			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	8 地盤改良工	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  W. (L)は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3箇所。 (L)はセンターライン及び表裏法肩で行う。		3-1-8-4
						法 長 $\ell$	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
	2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基準高 ▽	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端幅W、天端延長Lを確認(実測は不要)		3-1-7-4			
			法 長 $\ell$	-500						
			天 端 幅 w	-300						
			天端延長 L	-500						
1 一般施工	8 地盤改良工	5		パイルネット工	基準高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。		3-1-7-5	
					厚 さ t	-50				
					幅 w	-100				
					延 長 L	-200				
1 一般施工	8 地盤改良工	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。		3-1-7-6	
					幅 w	-100				
					延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	8 地盤改良工	7		パーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔w	±100	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。1ヶ所に4本測定。 ただし、ペーパードレーンの杭径は対象外とする。		3-1-8-7 3-1-8-8	
						杭 径 D	設計値以上	ペーパードレーン工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。			
			打 込 長 さ h		設計値以上	全本数					
			サンドドレーン、袋詰式サンドドレーン、サンドコンパクションパイルの砂投入量		—	全本数 計器管理にかえることができる。  サンドコンパクションパイル工においては、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。					
	1 一般施工	8 地盤改良工	9	1	1	固結工  (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。		3-1-8-9
							位置・間隔w	D/4以内			
							杭 径 D	設計値以上			
							深 度 L	設計値以上	全本数 L = l <sub>1</sub> - l <sub>2</sub> l <sub>1</sub> は改良体先端深度 l <sub>2</sub> は改良体天端深度		

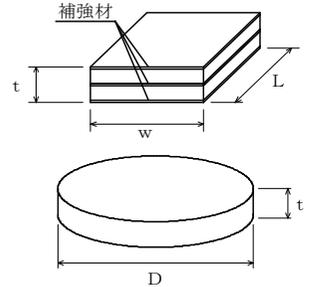
※余長は、適用除外

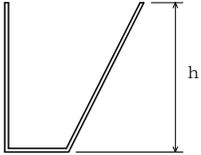
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	8 地盤改良工	9	2	固結工 (スラリー攪拌工)  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編固結工(スラリー攪拌工)・パーチカルドレーン工編」による管理の場合	基準高 ▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認		3-1-8-9	
						位 置	D/8以内	全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						杭 径 D	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認 (掘起しによる実測確認は不要)			
						改 良 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認 (残尺計測による確認は不要)			
	3				3	固結工 (中層混合処理工)	基準高 ▽	設計値以上	1,000㎡～4,000㎡につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、1,000㎡以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。		3-1-8-9
							施工厚さ t	設計値以上			
							幅 w	設計値以上			
							延 長 L	設計値以上			

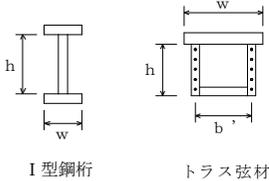
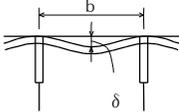
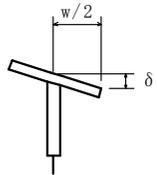
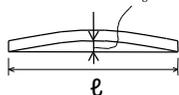
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	11 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 100$	基準高は施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-11-5
						根 入 長	設計値以上			
	1 一般施工	11 仮設工	5	2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ $\varnothing$	設計深さ以上	全数		3-1-11-5
						配 置 誤 差 d	100			
	1 一般施工	11 仮設工	5	3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 $\varnothing$	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-10-5
						延 長 $L_1$ $L_2$	-200			
	1 一般施工	11 仮設工	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基 準 高 $\nabla$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-11-5
						天 端 幅 w	-100			
						法 長 $\varnothing$	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	11 仮設工	5	5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長40mにつき1ヶ所。 延長40m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-11-5

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	1	1	鋳造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。  ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-13-1	
							中心距離	ボスの突起を基準にした孔の位置ずれ				
								≤1000mm				1以下
								ボスの突起を基準にした孔の位置ずれ				
								>1000mm				1.5以下
							アンカーボルト用孔(鋳放し)	孔の直径				≤100mm
						>100mm			+4 -2			
							孔の中心距離 ※1	JIS B 0403-1995 CT13				
						センターボス	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -0				
						ボス ※5	ボスの直径	+0 -1				
							ボスの高さ	+1 -0				

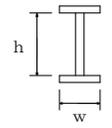
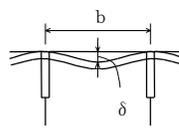
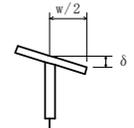
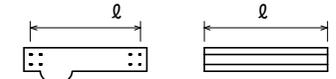
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	1	1	鋳造費（金属支承工）	上沓の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する。 ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ただし、ソールプレート接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用する。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをする。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-13-1									
						※4 全移動量 $\ell$	$\ell \leq 300\text{mm}$				$\pm 2$								
							$\ell > 300\text{mm}$				$\pm \ell / 100$								
						組立高さH コンクリート 構造用	上, 下面加工仕上げ				$\pm 3$								
							H $\leq 300\text{mm}$				$\pm 3$								
							H $> 300\text{mm}$				(H / 200 + 3) 小数点以下切り捨て								
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)				JIS B 0403-1995 CT14								
							鋳放し肉厚寸法 ※2)				JIS B 0403-1995 CT15								
							削り加工寸法				JIS B 0405-1991 粗級								
							ガス切断寸法				JIS B 0417-1979 B級								
						1 一般施工	13 工場製作工 共通				1	2	鋳造費（大型ゴム支承工）	幅w 長さL 直径D	w, L, D $\leq 500$	0 ~ +5	製品全数を測定。 平面度：1個のゴム支承の厚さ（t）の最大相対誤差 詳細は道路橋支承便覧参照		3-1-13-1
															500 < w, L, D $\leq 1500\text{mm}$	0 ~ +1%			
															1500 < w, L, D	0 ~ +15			
														厚さt	t $\leq 20\text{mm}$	$\pm 0.5$			
20 < t $\leq 160$	$\pm 2.5\%$																		
160 < t	$\pm 4$																		
相対誤差	w, L, D $\leq 1000\text{mm}$	1																	
	1000mm < w, L, D	(w, L, D) / 1000																	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	1	3	仮設材製作工	部 材  部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-13-1
	1 一般施工	13 工場製作工 共通	1	4	刃口金物製作工	刃 口 高 さ h (m)	$\pm 2 \cdots h \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < h \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < h \leq 2.0$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-13-1
					外周長L (m)	$\pm (10+L/10)$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要															
								鋼桁等	トラス・アーチ等																	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	部材精度	フランジ幅 w (m)	±2…… ±3…… ±4……	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	 <p>I型鋼桁      トラス弦材</p>	3-1-13-3															
							腹板高 h (m)	±2…… ±3…… ±4……				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h：腹板高 (mm) b：腹板又はリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)		3-1-13-3												
							腹板間隔 b' (m)	±2…… ±3…… ±4……							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート		3-1-13-3									
							フランジの直角度 δ (mm)	±2…… ±3…… ±4……										原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。		3-1-13-3						
							鋼桁及びトラス等の部材の腹板	±2…… ±3…… ±4……													主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		3-1-13-3			
							箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート	±2…… ±3…… ±4……																—	—	—
							フランジの直角度 δ (mm)	±2…… ±3…… ±4……																		
部材長 ℓ (m)	±2…… ±3…… ±4……	—	—	—																						
トラス、アーチなど	±2…… ±3…… ±4……				—	—	—																			
圧縮材の曲がり δ (mm)	±2…… ±3…… ±4……							—	—	—																

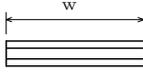
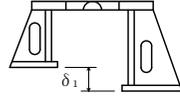
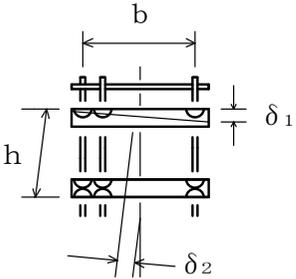
※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。  
ただし、「板の平面度 δ，フランジの直角度 δ，圧縮材の曲り δ」の規格値のh，b，wに代入する数値はmm単位の数値とする。

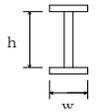
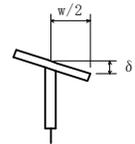
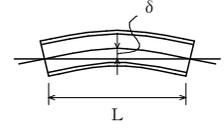
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	3	2	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合)  (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	仮組立精度	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+Ln/10)$	各桁毎に全数測定。			3-1-13-3
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	$\pm 4 \dots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\dots B > 2$	各支点及び各支間中央付近を測定。			3-1-13-3
							主構の組立高さ h (m)	$\pm 5 \dots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\dots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。		3-1-13-3
							主桁、主構の通り δ (mm)	$5+L/5 \dots$ $L \leq 100$ $25 \dots L > 100$	最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)			3-1-13-3
							主桁、主構のそり δ (mm)	$-5 \sim +5 \dots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \dots 20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \dots 40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \dots 80 < L \leq 200$	各主桁について10 ～12m間隔を測定。 L：主桁の 支間長 (m)	各主構の各格点を 測定。 L：主構の支間長 (m)		3-1-13-3
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	$\pm 10$	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。			3-1-13-3
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	$3+h/1000$	各主桁の両端部を 測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央 付近を測定。 h：主構の高さ (mm)		3-1-13-3
							現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	$\pm 5$	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 (例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm)			3-1-13-3
<p>※規格値のL, B, h に代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値のh に代入する数値はmm単位の数値とする。</p>												

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	3	3	桁製作工 (仮組立検査を実施しない場合)	部 材 精 度	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5 ±3…… 5 < w ≤ 1.0	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材の中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-1-13-3		
							腹板高 h (m)	±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)…… 2.0 < w					
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板 h / 250				主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。  h : 腹板高 (mm) b : 腹板又はリブの間隔 (mm) w : フランジ幅 (mm)	
							箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート b / 150						
							フランジの直角度 δ (mm)	w / 200					
部材長 ℓ (m)	鋼桁 ±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	主要部材全数を測定。											
<p>※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ」の規格値のh, b, wに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>													

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	3	4	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		3-1-13-3
						堤 長 L	±30			
						堤 長 l	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			
					次頁に続く					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	1	13	3	4	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮組立時))					3-1-13-3

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
事 3 共 林 通 業 編 土 木 工	1 一 般 施 工	13 工 場 製 作 工	4		検査路製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-13-4	
3 林 業 土 木 工 事 共 通 編	1 一 般 施 工	13 工 場 製 作 工  共 通	5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0 ~ +30	製品全数を測定。  両端部及び中央部付近を測定。		3-1-13-5	
						仮 組 立 時	組合せる伸縮装置との高さの差 $\delta_1$ (mm)	設計値 $\pm 4$				
							フィンガーの食い違い $\delta_2$ (mm)	$\pm 2$				
		13 工 場 製 作 工  共 通	6		落橋防止装置製作工	部材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		3-1-13-6	
						7		橋梁用防護柵製作工				部材
1 一 般 施 工	13 工 場 製 作 工  共 通	8			アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上面水平度 $\delta_1$ (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。		3-1-13-8	
							鉛直度 $\delta_2$ (mm)	$h/500$				
							高さ h (mm)	$\pm 5$				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m)	$\pm 2 \cdots w \leq 0.5$ $\pm 3 \cdots 0.5 < w \leq 1.0$ $\pm 4 \cdots 1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \cdots 2.0 < w$	各支点及び各支間中央付近を測定。	 I型鋼桁	3-1-13-9
							フランジの直角度 $\delta$ (mm)	$w/200$	各支点及び各支間中央付近を測定。		3-1-13-9
							部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。		3-1-13-9
							仮組立時 主桁のそり $\delta$	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots 20 < L \leq 40$	各主桁について10～12m間隔を測定。		3-1-13-9
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	10		鋼製排水管製作工	部 材	部材長 $\ell$ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所を測定。		3-1-13-10

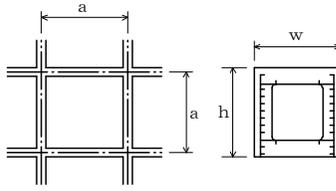
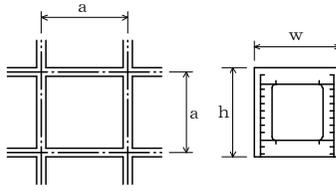
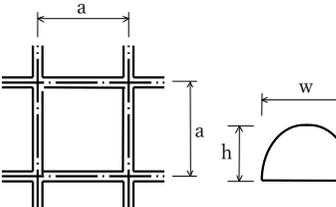
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工 共通	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1 ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1 ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1 ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		3-1-13-11

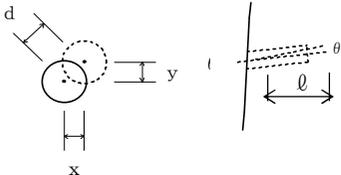
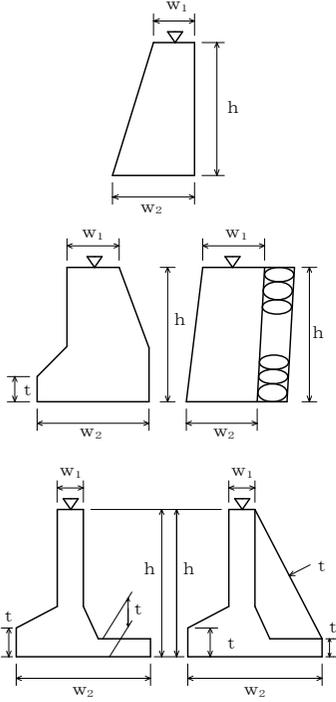
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	14 橋梁架設工	3 4 5 6 7 8		架設工（鋼橋） （クレーン架設） （ケーブルクレーン架設） （ケーブルエレクション架設） （架設桁架設） （送出し架設） （トラベラークレーン架設）	全長L (m) 支間長L <sub>n</sub> (m)	±(20+L/5) ±(20+L <sub>n</sub> /5)	各桁毎に全数測定。		3-1-14
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L：主桁・主構の支間長(m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L：主桁・主構の支間長(m)		
						※主桁、主構の中心間距離B(m)	±4…… B≤2 ±(3+B/2)…… B>2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁（主構）端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。h：主桁・主構の高さ(mm)		
						※現場継手部のすき間 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ <sub>1</sub> , δ <sub>2</sub> のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。 （例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm～8mm）		
								※は仮組立検査を実施しない工事に適用。		
<p>※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度 δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。</p>										

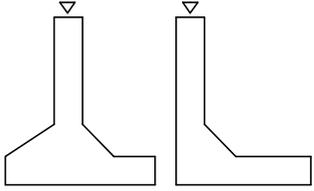
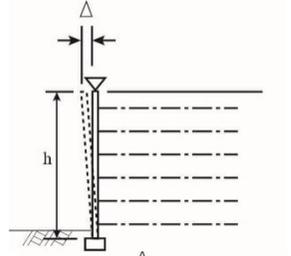
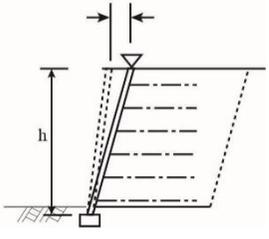
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	14 橋梁架設工	9		架設工（コンクリート橋）  （クレーン架設） （架設桁架設）  架設工支保工（固定） （移動）  架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全長・支間	—	各桁毎に全数測定。		3-1-14	
						桁の中心間距離	—	一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定。			
						そり	—	主桁を全数測定。			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	15 法面工  共通	2	1	植生工  （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法 長 $\varnothing$	$\varnothing < 5m$	—200	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	3-1-15-2	
							$\varnothing \geq 5m$	法長の—4%			
						盛土法 長 $\varnothing$	$\varnothing < 5m$	—100			
							$\varnothing \geq 5m$	法長の—2%			
						延 長 L		—200			1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。

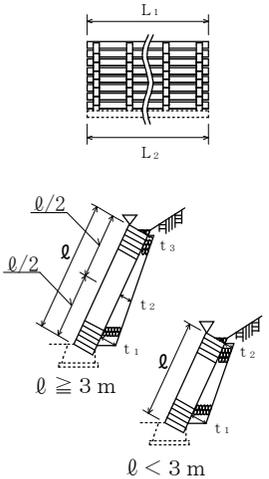
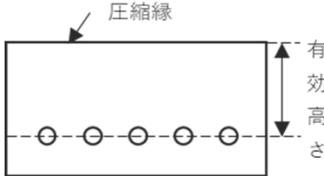
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	15 法面工 共通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 $\phi$	$\phi < 5m$	-200	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-15-2
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	施工面積200㎡につき1ヶ所、面積200㎡以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。		
							$t \geq 5cm$	-20			
							ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。				
延 長 L		-200	1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器用いることができる。								

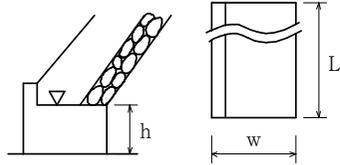
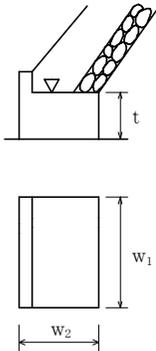
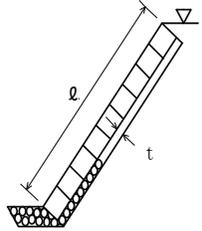
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要						
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	15 法面工 共通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 $\ell$	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-15-3					
						$\ell \geq 3m$	-100									
						厚さ t	$t < 5cm$	-10	200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。							
							$t \geq 5cm$	-20								
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上										
						延 長 L		-200	1 施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。							

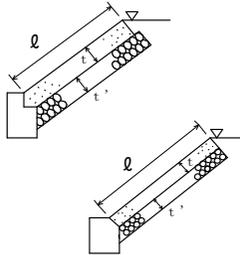
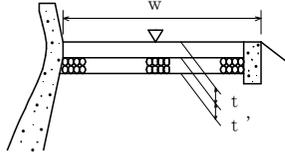
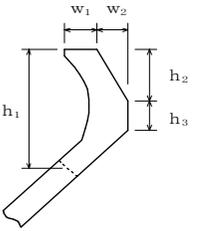
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目		規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	15 法面工 共通	4	1	法枠工 (現場打枠工) (現場吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。		3-1-15-4 曲線部は設計図書による					
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200								
						幅	w	-30				枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。				
						高さ	h	-30								
						枠中心間隔	a	$\pm 100$								
						延長	L	-200					1 施工箇所毎			
						2	法枠工 (プレキャスト法枠工)	法長 $\ell$				$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1 施工箇所毎		3-1-15-4
												$\ell \geq 10\text{m}$	-200			
								延長				L	-200			
				3	法枠工 (簡易吹付法枠工)	法長 $\ell$	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 枠延長100mにつき1ヶ所、枠延長100m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-15-4 曲線部は設計図書による					
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200								
						幅	w	-30								
						高さ	h	-20								
						枠中心間隔	a	$\pm 100$								
						延長	L	-200				1 施工箇所毎				

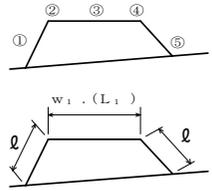
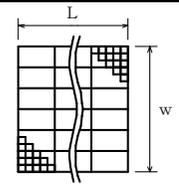
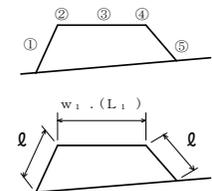
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	15 法面工 共通	5		アンカー工	削孔深さ $\varnothing$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	3-1-15-5 ※鉄筋挿入工にも適用する		
						配置誤差 d	100					
						せん孔方向 $\theta$	±2.5度					
	18 擁壁工 共通	2		2		(一般事項) 場所打擁壁工	基準高 $\nabla$	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-18-2	
							厚 さ t	-20				
							裏 込 厚 さ	-50				
							幅 $w_1, w_2$	-30				
							高 さ h	$h < 3m$				-50
								$h \geq 3m$				-100
延 長 L	-200	1 施工箇所毎										
		「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。										

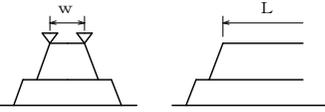
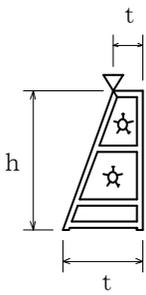
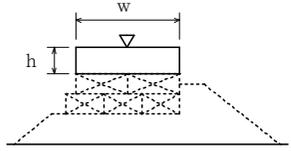
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	18 擁壁工 共通	3		プレキャスト擁壁工	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-18-3	
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
											「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。
1 一般施工	18 擁壁工 共通	4			補強土壁工 (補強土（テールアルメ）壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基準高 ▽	±50	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		3-1-18-4	
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						鉛直度 △	±0.03 h かつ ±300以内				
						控え長さ (補強材の設計長)	設計値以上				
						延長 L	-200				1 施工箇所毎
			「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。								

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	18 擁壁工 共通	5		井桁ブロック工	基準高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長20mにつき1ヶ所、延長20m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		3-1-18-5	
						法長 $\ell$	$\ell < 3\text{ m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{ m}$				-100
						厚さ $t_1, t_2, t_3$					-50
						延長 $L_1, L_2$					-200
3 土木工事共通編	1 一般施工	19 床版工	2		床版工	基準高 $\nabla$	$\pm 20$	基準高は、1径間当たり2ヶ所（支点付近）で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1ヶ所測定。 （床版の厚さは、型枠検査をもって代える。）		3-1-19-2	
						幅 $w$	$0 \sim +30$				
						厚 さ $t$	$-10 \sim +20$				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				1径間当たり3断面（両端及び中央）測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。
						鉄筋の有効高さ	$\pm 10$				
						鉄筋間隔	$\pm 20$				1径間当たり3ヶ所（両端及び中央）測定。 1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。
上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合		$\pm 10$									

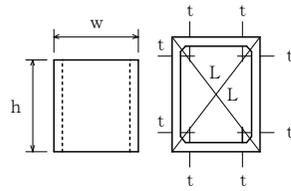
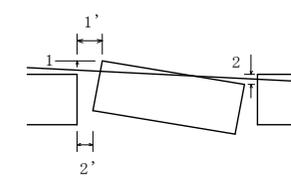
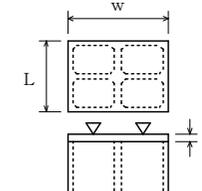
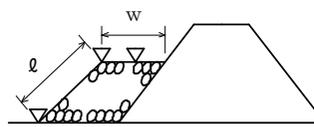
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	1	5	5		現場打コンクリート工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-1-5-5	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
4	1	5	6		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	ブロック個数40個につき1ヶ所の割合で測定。基準高、延長は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-1-5-6	
						ブロック厚 t	-20				
						ブロック縦幅 $w_1$	-20				
						ブロック横幅 $w_2$	-20				
						延 長 L	-200				
4	1	6	4		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		4-1-6-4	
						法長 $l$	$l < 5m$				-100
							$l \geq 5m$				$l \times (-2\%)$
						厚 さ t	-50				
						延 長 L	-200				

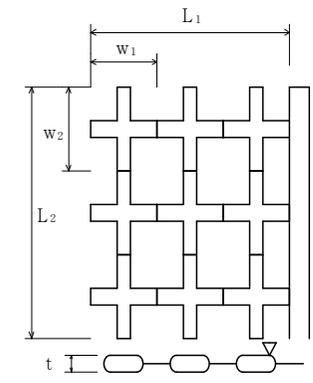
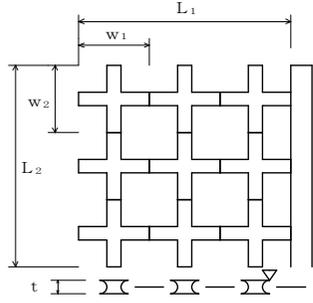
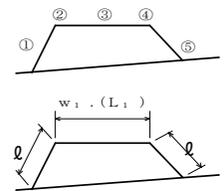
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	1	6	5		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		4-1-6-5	
						法長 $l$	$l < 3m$				-50
							$l \geq 3m$				-100
						厚さ $t$	$t < 100$				-20
							$t \geq 100$				-30
						裏込材厚 $t'$	-50				
						延 長 $L$	-200				
4	1	8	2		コンクリート被覆工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-1-8-2	
						幅 $w$	-50				
						厚 さ $t$	-10				
						基 礎 厚 $t'$	-45				
						延 長 $L$	-200				
4	1	9	3		波返工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 50$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-1-9-3	
						幅 $w_1, w_2$	-30				
						高さ $h < 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-50				
						高さ $h \geq 3m$ $h_1, h_2, h_3$	-100				
						延 長 $L$	-200				

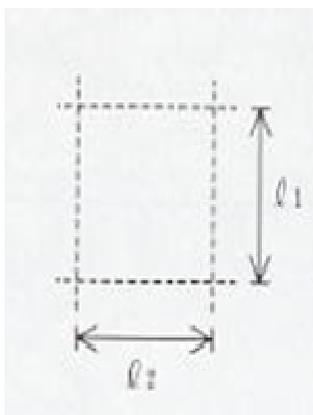
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
4	治山防 潮工	2	突堤	3	突堤基礎工	4		捨石工（基礎工）		4-2-3-4				
											本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。	
											表 面 均 し	±100		
											荒均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500
												異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300
											被覆均し	異形ブロック据付面（乱積）の高さ		±500
												異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ		±300
											法 長 $l$	-100		幅は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。
											天 端 幅 $w_1$	-100		
天 端 延 長 $L_1$	-200													
4	治山防 潮工	2	突堤	3	突堤基礎工	5		吸出し防止工		4-2-3-5				
											幅 $w$	-300	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
											延 長 $L$	-500		
4	治山防 潮工	2	突堤	4	突堤本 体工	2		捨石工（本体工）		4-2-4-2				
											基準高▽	異形ブロック据付面（乱積）の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。
												異形ブロック据付面（乱積）以外の高さ	±300	
											法 長 $l$	-100	幅は施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。	
											天 端 幅 $w_1$	-100		
											天 端 延 長 $L_1$	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	2	4	5		海岸コンクリートブロック工 (突堤本体工)	基準高▽	(層積) ブロック 規格26 t 未満	±300	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。延長は、センターラインで行う。		4-2-4-5
							(層積) ブロック 規格26 t 以上	±500			
							(乱 積)	±ブロックの高さの1/2			
						天 端 幅 w	ーブロックの高さの1/2				
						天 端 延 長 L	ーブロックの高さの1/2				
4	2	4	9		石砕工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-2-4-9	
						厚 さ t	-50				
						高さ h	h < 3m				-50
							h ≥ 3m				-100
						延 長 L	-200				1 施工箇所毎
4	2	4	10		現場打コンクリート工	基準高▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-2-4-10	
						幅 w	-30				
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
4	治山防 潮工	2	突堤	4	突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		4-2-4-11
										コンクリート	±50			
										壁 厚 t <sub>1</sub>	±10	底版完成時、各壁1ヶ所		
										幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
										高 さ h <sub>1</sub>	+30, -10	完成時、四隅		
										長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底版と天端は 両端		
										底版厚さ t <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、各室中央部1ヶ所		
										フーチング高さh <sub>2</sub>	+30, -10	底版完成時、四隅		
4	治山防 潮工	2	突堤	4	突堤本 体工	11	2	ケーソン工 (ケーソン工据付)		法線に対する出入 1、2	ケーソン重量2000 t未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所		4-2-4-11
											ケーソン重量2000 t以上 ±150			
										据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量2000 t未満 100以下	据付完了後、天端2ヶ所		
											ケーソン重量2000 t以上 200以下			
4	治山防 潮工	2	突堤	4	突堤本 体工	11	3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		4-2-4-11
										水 中	±50			
										厚 さ t	±30			
										幅 w	±30			
										長 さ L	±30			

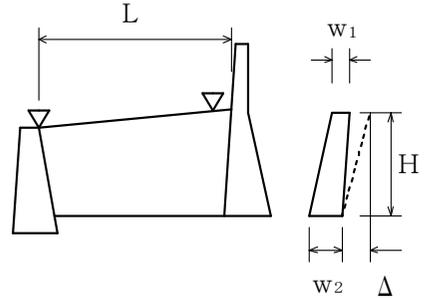
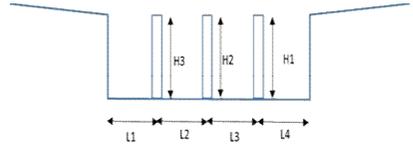
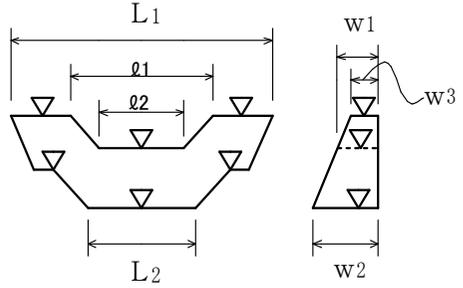
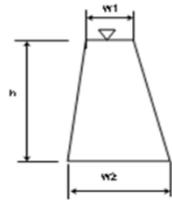
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
4	2	4	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数		4-2-4-12	
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
4	2	4	12	2	セルラー工 (セルラー工掘付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)		4-2-4-12	
						隣接ブロックと の間隔1'、2'	50以下				
4	2	4	12	3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基準高▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		4-2-4-12
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
						長 さ L	±30				
4	2	5	2		捨石工 (根固工)	基準高▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5 点以上測定。		4-2-5-2
							異形ブロック据付面(乱 積)以外の高さ	±300			
						法 長 l	-100	幅は施工延長40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表 裏法肩。			
						天 端 幅 w	-100				
						天 端 延 長 L	-200				

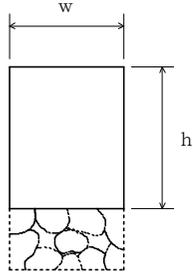
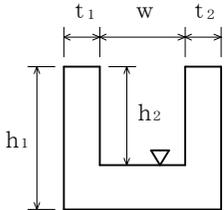
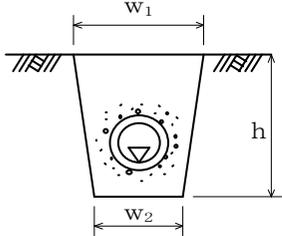
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
4	2	5	3		根固ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-2-5-3	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	層 積	-20	ただし、鋼製型枠を用いた異形ブロックの場合は、監督員と協議し、測定項目、測定基準を「型枠形状寸法、型枠搬入後適宜観察」及び「ブロック外観、10個に1個以上観察」に替えることができる。			
							乱 積	- t / 2				
						延長 L <sub>1</sub> L <sub>2</sub>	層 積	-200	1 施工箇所毎			
							乱 積	- t / 2				
4	2	6	3		消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長40mにつき1ヶ所。延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-2-6-3	
							乱 積	± t / 2				
						厚 さ t	-20	幅、厚さは40個につき1ヶ所測定。				
						幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-20	ただし、鋼製型枠を用いた異形ブロックの場合は、監督員と協議し、測定項目、測定基準を「型枠形状寸法、型枠搬入後適宜観察」及び「ブロック外観、10個に1個以上観察」に替えることができる。				
						延長 L <sub>1</sub> , L <sub>2</sub>	-200					
4	3	3	3		捨石工 (海城堤基礎工)	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。		4-3-3-3	
							荒均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
							被覆均し	異形ブロック付面(乱積)の高さ				±500
								異形ブロック付面(乱積)以外の高さ				±300
						法 長 φ	-100	幅は施工延長40m				
						天 端 幅 w <sub>1</sub>	-100					
						天 端 延長 L <sub>1</sub>	-200					

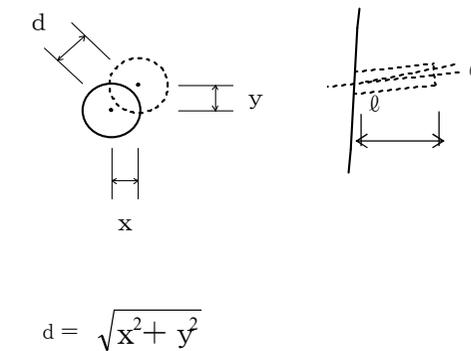
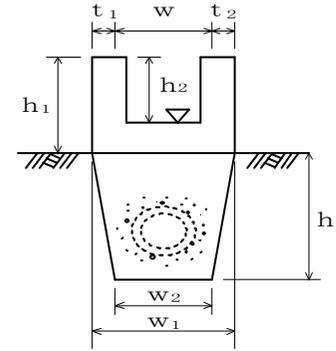
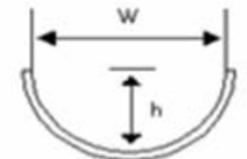
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
4	4	3	2		堆砂工 (堆砂垣)	延長L	-200			4-4-3-2				
											4	2		生育基盤盛土工
		法長 $\ell$	$\ell < 5\text{m}$	-50										
			$\ell \geq 5\text{m}$	-2%										
			幅 w	-100										
		3			防風工 (防風垣)	延長L	-200			4-4-4-3				
					防風工 (防風柵) [間伐材]	延長L	-200			4-4-4-3				
		5				静砂工 (静砂垣)	延長L	-200			4-4-4-5			
							垣間隔 $\ell_1, \ell_2$	$\pm 300$						

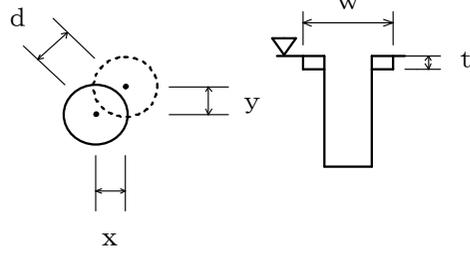
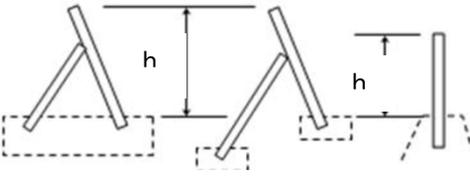
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5	3	5	4	5	コンクリート治山ダム本体工 (コンクリート副ダム工)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図の表示箇所で測定 1. 設計図（構造図、標準図、 模式図等）に表示してある箇所 を測定  「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」の規定によ る測点の管理方法を用いること ができる。 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」の 規定により管理を行う場合は、 延長の変化点で測定。		5-3-5-4 5-5-5-5
						天 端 厚 $w_1$ 堤 底 厚 $w_2$ 袖天端厚 $w_3$	-30			
						放水路上長 $l_1$ 放水路下長 $l_2$	$\pm 50$			
						堤 長 $L_1$ 堤 底 長 $L_2$	-50			
5	3	5	6		コンクリート側壁工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準 は、天端幅・天端高で各測点及 びジョイント毎に測定。 3. 長さとは、天端中心線の水平 延長、又は、測点に直角な水平 延長を測定。  「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」の規定によ る測点の管理方法を用いること ができる。 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」の 規定により管理を行う場合は、 延長の変化点で測定。		5-3-5-6
						厚 さ $w_1, w_2$	-30			
						長 さ L	-50			
5	3	5	8		水叩工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	基準高、幅、延長は図面に表示 してある箇所で測定。 厚さは目地及びその中間点で測 定。  「3次元計測技術を用いた出来 形管理要領（案）」の規定によ る測点の管理方法を用いること ができる。 ただし、「3次元計測技術を用 いた出来形管理要領（案）」の 規定により管理を行う場合は、 延長の変化点で測定。		5-3-5-8
						幅 w	-30			
						厚 さ t	-30			
						延 長 L	-50			

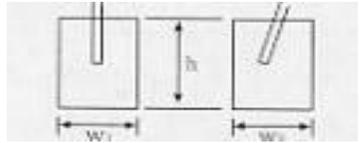
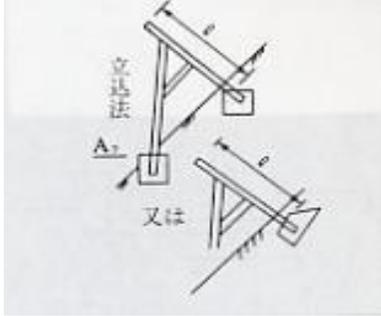
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
5	3	6	5	1	鋼製治山ダム本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ▽	±50	1. 図面の表示箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合 は、堤高、幅、袖高は+の規格 値は適用しない。		5-3-6-5								
							長さ $l_1$ 、 $l_2$	±50											
							幅 $W_1$ 、 $W_3$	±50											
							下流側倒れ△	±0.02H1											
						袖 部	袖 高 ▽	±50											
							幅 $W_2$	±50											
							下流側倒れ△	±0.02H2											
						5	3	6				5	2	鋼製治山ダム本體工 (透過型)	堤長 L 格	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。 格：格子型鋼製治山ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型		5-3-6-5
															堤長 $l$ 格・B・L	±10			
堤幅 W 格	±30																		
堤幅 w 格・B・L	±10																		
堤幅 w A	±5																		
高さ H 格・B・L	±10																		
高さ H A	±5																		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5	3	6	6		鋼製側壁工	堤 高 $\nabla$	$\pm 50$	1. 図面に表示してある箇所で測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		5-3-6-6	
						長 さ L	$\pm 100$				
						幅 $w_1, w_2$	$\pm 50$				
						下流側倒れ $\Delta$	$\pm 0.02H$				
						高さ h	$h < 3m$				-50
							$h \geq 3m$				-100
5	3	6	11		流木補足工	高さ (Hn)	$\pm 30$	1. 高さ、各支柱毎に測定。 2. 長さは、支柱下部、支柱上部の2箇所を測定		5-3-6-11	
						長さ (Ln)	$\pm 30$				
5	3	7	3		鋼製杵治山ダム工 (大型フトン籠にも準用する。)	堤 長 L	-100			5-3-7-3	
						放水路 $\phi$	-50				
						堤 幅 W	-50				
						高 さ	5m未満				-50
							5m以上				-100
						通り (法線) のずれ	$\pm 100$				
基 準 高	$\pm 100$										
5	3	8	6	6	木製治山ダム本體工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	図面の表示箇所で測定。 断面、形状等の変化点毎に測定する。		5-3-8-6	
						長 さ L	-50				
						幅 (厚さ) W	-50				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5	4	3	8		護岸附属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		5-4-3-8
						高さ h	-30			
5	4	4	8		魚道工	基準高 ▽	±30	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		4-4-4-8
						幅 w	-30			
						高さ h <sub>1</sub> , h <sub>2</sub>	-30			
						厚さ t <sub>1</sub> , t <sub>2</sub>	-20			
						延長 L	-200			
5	5	9	2		礫暗渠工	基準高 ▽	±30	施工延長40mにつき1箇所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		5-5-9-2
						幅 w <sub>1</sub> w <sub>2</sub>	-50			
						高さ h	-30			
						延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5	5	9	5		ボーリング暗渠工	削孔深さ $\ell$	設計値以上	全数	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$	5-5-9-5
						配置誤差 d	100			
						せん孔方向 $\theta$	$\pm 2.5$ 度			
5	5	10	4		暗渠併用水路工	基準高 $\nabla$	$\pm 30$	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		5-5-10-4
						厚さ $t_1, t_2$	-20			
						幅 $w$	-30			
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高さ $h_1, h_2$	-30			
						深 さ $h_3$	-30			
						延 長 $L$	-200			
5	5	10	8		練石張水路工 (植生土のう水路工) (張芝水路工)	幅 $w$	-100			5-5-10-8
						高さ $h$	-50			
						延長 $L$	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
5	5	12			筋工 (石筋工) (萱筋工) (丸太筋工) (粗朶筋工) (芝筋工)	長さ L	L/50 ≤ 100の場合 … -100以内 L/50 ≥ 400の場合 … -400以内 上記以外の場合 … -L/50以内	全箇所		5-5-12	
						幅(厚さ) w	-50				延長40m毎に1箇所の割合で測定する。40m以下の場合は2箇所とする。
5	6	6	3		集水井工	基準高 ▽	±50	全数測定。 偏心量は、杭頭と底面の差を測定。		5-6-6-3	
						偏心量 d	組立式				150
							沈下式				L ≤ 10mの場合 150 L > 10mの場合 L * 1.5%以内 かつ500以内
						長さ L					-100
						巻立て幅 w					-50
						巻立て厚さ t					-30
偏心量 d	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$										
5	8	4	2		吹きだめ柵、吹き払い柵	基準高 ▽	±50	図面表示箇所ごと		5-8-4-2	
						長さ L	-50				コンクリート基礎がある場合 3-1-18-1場所打擁壁工による。
						高さ h	-30				

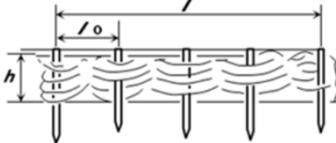
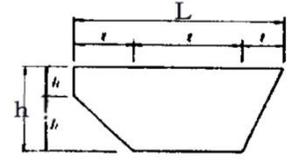
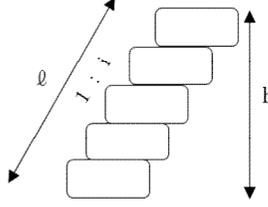
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 溪間・山腹工	8 なだれ防止林造成	5 なだれ予防工	2		階段工	幅	±100	延長40m毎に1箇所割合で測定する。40m以下場合は2箇所とする。		5-8-5-1
						法勾配	±0.5分			
						延長	-200	1施工地ごと		
5 溪間・山腹工	8 なだれ防止林造成	5 なだれ予防工	3		予防柵（なだれ予防柵）	柵高 $l$	±50	1 施工箇所ごと	(基準高(A)の測定箇所は、下足及び上足とする。)	5-8-5-2 (県独自)
						基準高 $A$	±100			
						立込法	±1度			
						基礎	幅 $W1, W2$	-30	基礎 1 基ごと	
							高さ $h$	-30		
										

単位：mm

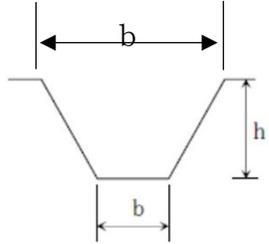
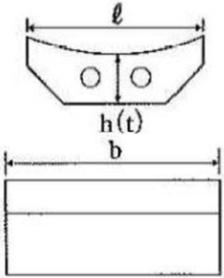
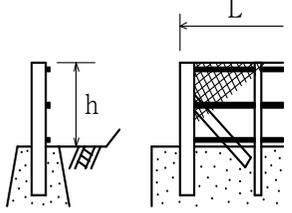
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	2 植栽	2 5 7		地拵 植付け 補植	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-2-2, 5, 7
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						植栽本数	設計値以上	ha当り2箇以上のプロット(10m×10m)設定し、植栽本数を確認・記録する。		
						植付穴 深さD 径L	設計値以上	ha当り2箇以上のプロット(10m×10m)設定し、1箇所5つの植付穴の深さ・径を確認・記録する。		
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	2 植栽	8		施肥	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-2-8
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						実施本数	設計値以上	ha当り2箇以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。		
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	2		下刈り	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-2
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
			5		つる切り	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、測点間を任意の3箇以上抽出して距離、方位角及び傾斜角を測定し記録する。		5-9-3-5
		測点間 方位角 傾斜角				±2°				
		実施本数				設計値以上	ha当り2箇以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。			

単位：mm

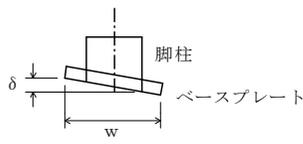
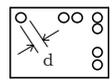
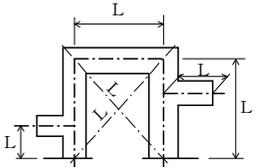
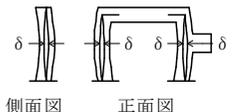
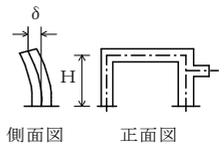
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	6		本数調整伐 受光伐 除伐	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-6
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						伐採指定木 胸高直径	伐採指定木の伐採 設計値	伐採本数の3%以上の伐採木についてNaを確認。胸高直径測定結果とあわせて記録する。		
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	7		枝落し	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-7
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						実施本数	設計値以上	ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。		
						枝落し高さ	±200	ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、1箇所5本以上の枝落し高さ確認・記録する。		
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	8 10		追肥 根踏	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-8, 10
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						実施本数	設計値以上	ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。		
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	3 保育	9		雪起し	測点間 距離	±200	施工地周囲の測点杭を確認し、任意の測点間3箇所以上の距離、方位角及び傾斜角を測定・記録する。		5-9-3-9
						測点間 方位角 傾斜角	±2°			
						実施本数	設計値以上	ha当たり2箇所以上のプロット(10m×10m)設定し、実施本数を確認・記録する。		
5 溪間・山腹工等	9 森林整備	4 歩道整備	2		歩道作設	延長	-200	施工箇所ごとに、延長は全延長、幅員は50mごとに1箇所計測する。		5-9-4-2
						幅員	-150			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	1 林道	1 適用			路線・縦断	IPの位置	交角 ±30分 コンパス測量の場合±1°	IPごとに測定	基準高の測定はアスファルト舗装工（表層工）、コンクリート舗装工（コンクリート舗装版工）、コンクリート路面工、砂利道路盤工に適用する。	6-1-5-7
						IPの距離	L ≤ 40m : ±200 L > 40m : ±0.5%			
						測点間延長	±100	測点ごとに測定		
						中心線からのずれ	100以内	測点ごとに測定		
						基準高	±100	測点ごとに測定		
6 林道編	1 林道	5 法面工	7 柵工		柵工 (編柵工) (木柵) (丸太柵工)	延長 ℓ	ℓ < 10m : -200 ℓ ≥ 10m : -2%	全箇所測定。		6-1-5-7
						杭間延長 ℓ₀	±200			
						柵高 h	-30	杭数の10%以上を測定する。		
6 林道編	1 林道	7 擁壁工	12		木製土留擁壁工 土のう積工	延長 L	-100	断面、形状等変化点毎に測定	 	6-1-7-12
						法勾配 i	-0.5分			
						法長ℓ または 高さh	-100			

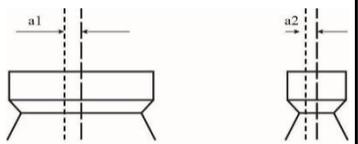
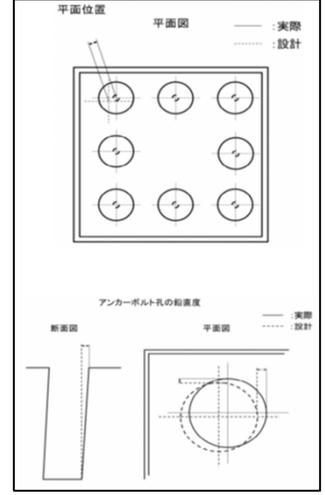
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	1 林道	9 カルバート工	6		場所打函渠工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 30$	両端・施工継手及び図面の寸法表示箇所 所で測定。		6-1-9-6
						厚 さ $t_1 \sim t_4$	-20			
						幅 (内法) $w$	-30			
						高 さ $h$	$\pm 30$			
						延長 L	L < 20m			
	L $\geq$ 20m	-100								
6 林道編	1 林道	9 カルバート工	8	1	防水工 (防水)	幅 $w$	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂 版で測定。		6-1-9-8
6 林道編	1 林道	9 カルバート工	8	2	防水工 (防水保護工)	厚 さ $t$	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測 定。		6-1-9-8
6 林道編	1 林道	9 カルバート工	8	3	防水工 (防水壁)	高 さ $h$	-20	図面の寸法表示箇所 所で測定。		6-1-9-8
						幅 $w$	$\pm 50$			
						厚 さ $t$	-20			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	1 林道	10. 排水施設工	3		素掘り側溝	高 さ h	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2箇所。		6-1-10-3
						幅 b	-50			
						延 長 L	-200	施工箇所毎		
6 林道編	1 林道	10. 排水施設工	7		洗越工	長 さ ℓ	-200	全箇所 断面、形状等の変化点について測定する。		6-1-10-7
						幅 b	-30			
						高 さ h	-200			
6 林道編	1 林道	11 落石雪害防止工	4		落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		6-1-11-4
						延 長 L	-200			
6 林道編	1 林道	11 落石雪害防止工	5		落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-11-5
						延 長 L	-200			
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 林道編	1 林道	11 落石雪害防止工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-1-11-6	
						延 長 L	-200	1施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。			
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。
							高 さ h	-30			
6 林道編	1 林道	11 落石雪害防止工	7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		6-1-11-7	
						延 長 L	-200	1施工箇所毎			
						基礎	幅 w <sub>1</sub> , w <sub>2</sub>	-30			基礎1基毎
							高 さ h	-30			
						アンカー	打込み ℓ	-10%			全数
							埋込み ℓ	-5%			
6 林道	2 舗装	5 防護施設工	5		車止めポスト工（立入防止柵）（転落（横断）防止柵）	基礎	幅 w	-30	単独基礎10基につき1基、10基以下のものは2基測定。測定箇所は1基につき1ヶ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-2-5-5
							高 さ h	-30			
						パイプ取付高 H	+30 -20	1ヶ所／1施工箇所			
								「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6 林道編	3 橋梁下部	3 工場製作工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレートの鉛直度 $\delta$ (mm)	$w/500$	各脚柱、ベースプレートを測定。		6-3-3-3	
							ベ ー ス プ レ ー ト	孔の位置	$\pm 2$	全数を測定。		6-3-3-3
								孔の径 d	0~5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、対角長 L (m)	$\pm 5 \dots L \leq 10m$ $\pm 10 \dots$ $10 < L \leq 20m$ $\pm (10 + (L - 20) / 10) \dots$ $20m < L$	両端部及び片持ばり部を測定。		6-3-3-3	
							はりのキャンバー及び柱の曲がり $\delta$ (mm)	$L/1000$	各主構の各格点を測定。		6-3-3-3	
							柱の鉛直度 $\delta$ (mm)	$10 \dots H \leq 10$ $H \dots H > 10$	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)		6-3-3-3	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		6-8-6-8
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-10			
						天 端 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-10			
						敷 幅 $w_3$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h_1$	-50			
						胸壁の高さ $h_2$	-30			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						胸壁間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
					次項に続く					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 林道編	3 橋梁下部	6 橋台工	8		橋台躯体工	支	計画高	+10~-20	支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。  アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。		6-8-6-8
						承	平面位置	±20			
						部	アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			
						アンカーボルトの箱抜き規格値					
											

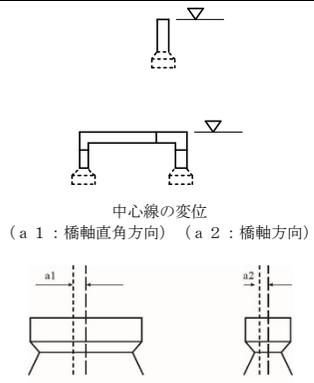
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		6-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$ (橋軸方向)	-20			
						敷 幅 $w_2$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ h	-50			
						天 端 長 $l_1$	-50			
						敷 長 $l_2$	-50			
						橋脚中心間距離 $l$	$\pm 30$			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	$\pm 50$			
					次項に続く					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	6-8-6-8
						平面位置	±20			
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

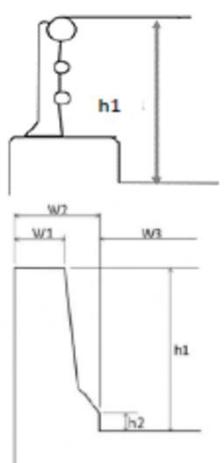
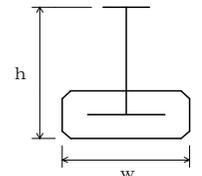
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	3 橋梁下部	7 RC 橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 $\nabla$	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。 (アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		6-3-7-9
						厚 さ t	-20			
						天 端 幅 $w_1$	-20			
						敷 幅 $w_2$	-20			
						高 さ h	-50			
						長 さ $l$	-20			
						橋脚中心間距離 $l$	±30			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	±50			
					次項に続く					

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高	+10~-20	<p>支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。</p>	6-8-6-8
						平面位置	±20			
						アンカーボルト孔の鉛直度	1/50以下			

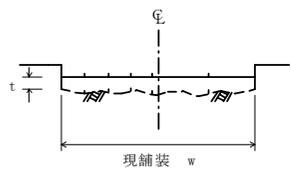
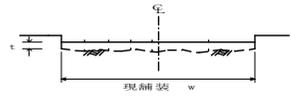
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		6-3-8-9
						幅 $w$ (橋軸方向)	-50			
						高 さ $h$	-50			
						長 さ $\ell$	-50			
6 林道編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		6-3-8-9
						幅 $w_1, w_2$	-50			
						高 さ $h$	-50			
6 林道編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 $\nabla$	$\pm 20$	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		6-3-8-10
						橋脚中心間距離 $\ell$	$\pm 30$			
						支間長及び 中心線の変位	$\pm 50$			

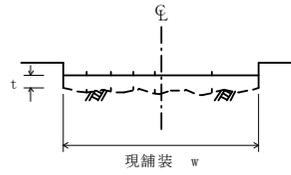
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 林道編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		6-3-8-10	
						橋脚中心間距離 ℓ	±30				
						支間長及び中心線の変位	±50				
6 林道編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	11		現場継手工	現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材（裸使用）の場合		6-3-8-11	
6 林道編	4 鋼橋上部	3 工場製作工	9		橋梁用高欄製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3…ℓ ≤ 10 ±4…ℓ > 10	図面の寸法表示箇所を測定。		6-4-3-9
	5 鋼橋架設工	10	1		支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  支承の平面寸法が300mm以下の場合 は、水平面の高低差を1mm以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける 場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で 測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測 し、支承据付時のオフセット量 δ を考 慮して、移動可能量が道路橋支承便覧 の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設 完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		6-4-5-10	
						可動支承の移動 可能量 注2)	設計移動量 以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート 橋				鋼橋
							±5				±(4+ 0.5×(B -2))
						水平 度	橋軸方向				1/100
橋軸直角方向											
可動支承の橋軸方向のず れ 同一支承線上の相対誤差		5									
可動支承の 機能確認 注3)		温度変化に伴う移 動量計算値の1/2 以上									

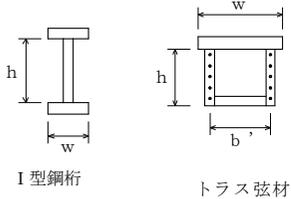
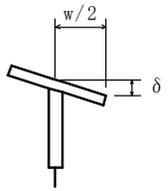
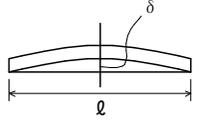
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 林道編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m)  上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が300mm以下の場合には、水平面の高低差を1mm以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。  注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。		6-4-5-10	
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上				
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				± (4 + 0.5 × (B - 2))
							鋼橋				
						水平度	橋軸方向				1/300
							橋軸直角方向				
						可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5				
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上										
6 林道編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定		6-4-8-3	
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内	全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)			
6 林道編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	5		地覆工	地覆の幅 $w_1$	-10～+20	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		6-4-8-5	
						地覆の高さ $h$	-10～+20				
						有効幅員 $w_2$	0～+30				

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天 端 幅 w1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。		6-4-8-6 6-4-8-7
						地 覆 の 幅 w2	-10~+20			
						高 さ h1	-20~+30			
						高 さ h2	-10~+20			
						有 効 幅 員 w3	0~+30			
6 林道編	4 鋼橋上部	8 橋梁付属物工	8		検査路工	幅	±3	1 ブロックを抽出して測定。		6-4-8-8
						高 さ	±4			
6 林道編	5 コンクリート橋上部	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレッシング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ：スパン長		6-5-6-2
						高 さ h	10 -5			
						桁 長 ℓ スパン長	ℓ < 15... ±10 ℓ ≥ 15... ± (ℓ-5) かつ -30mm以内			
						横方向最大タワミ	0.8ℓ			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 林道編	6 木造橋上部	3 木造橋上部	3		木桁	基準高	±100	全箇所 橋軸方向の断面寸法は、中央及び両端部、その他は寸法表示箇所を測定する。 設計図に記入または出来形図等を作成する。		6-5-6-2
						橋長、市間長 $l$	±50			
						全幅B 全幅員B1	±50			
						けた中心距離 $d$	±30			
						橋台土留 (橋軸直角又は斜角方向)	幅 $b$	-50		
							高さ $h$	-30		
						施工部材長さ	±50	けた、はり、ぬき、筋かい、高欄等の各部材		
橋軸の偏心量 $e$	±10									

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
6 林道編	7 林道維持	3 舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。  「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		6-7-3-5
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			
7 林道維持	3 舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高格差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。  2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差(切削)を算出する。計測密度は1点/m <sup>2</sup> (平面投影面積当たり)以上とする。  3. 厚さ t または標高較差(切削)は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。  4. 厚さ(オーバーレイ)は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。  5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。		6-7-3-5	
					厚さ t (オーバーレイ)	-9					
					幅 w	-25					
					延長 L	-100					
					平坦性	—	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 ( $\bar{X}$ )			
6 林道編	7 林道維持	3 舗装工	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、各車線200m毎に左右両端及び中央の3点を掘り起こして測定。		6-7-3-7
							幅 w	-50			
							延長 L	-100			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
6 林道編	9 林道修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	±2… w ≤ 0.5	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。	 <p>I型鋼桁                      トラス弦材</p>	6-9-3-4
							±3… 0.5 < w ≤ 1.0				
						±4… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2)… 2.0 < w					
					フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		6-9-3-4	
					圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)		6-9-3-4	

## V 品質管理基準及び規格値

(空白)

# 品質管理基準及び規格値

## 目 次

1	セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・ 覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	1
2	ガス圧接	4
3	既製杭工	4
4	基礎工	5
5	場所打工	5
6	既成杭工（中掘り杭エコンクリート打設方式）	5
7	下層路盤	5
8	上層路盤	7
9	アスファルト安定処理路盤	9
10	セメント安定処理路盤	9
11	アスファルト舗装	10
12	転圧コンクリート	12
13	路床安定処理工	14
14	表層安定処理工（表層混合処理）	15
15	固結工	15
16	アンカー工	16
17	補強土壁工	16
18	吹付工	17
19	現場吹付法砕工	19
20	河川土工	21
21	海岸土工	22
22	治山土工	23
23	林道土工	23
24	捨石工	24
25	コンクリートダム	25
26	路上再生路盤工	28
27	工場製作工（鋼橋用鋼材）	29
28	ガス切断工	29
29	溶接工	29
30	中層混合処理	31
31	鉄筋挿入工	32
32	生育基盤盛土工	32
33	植栽工	32

(空白)

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国空港第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
		(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度:2.5以上 細骨材の吸水率:3.5%以下 粗骨材の吸水率:3.0%以下 (砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、鋼スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部; 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部; フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部; 鋼スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部; 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部; 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)	○
		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121 JIS A 5005	砕石40%以下 砂利35%以下 舗装コンクリートは35%以下 ただし、積雪寒冷地の舗装コンクリートの場合は25%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 ただし、砂利の場合は工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下  細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○	
		砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
		モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
		骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材:1.0%以下 粗骨材:0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○	
		硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材:10%以下 粗骨材:12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、砕石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
		セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		セメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		セメントの水和熱測定	JIS R 5203	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		セメントの蛍光X線分析方法	JIS R 5204	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
		舗混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
	回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○			

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	製造 (プラント)	その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合： ・コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 ・コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下 ・圧縮強度の偏差率：7.5%以下 ・コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 ・コンシステンシー(スランプ)の偏差率：1.5%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
				連続ミキサの場合： 土木学会標準 JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125	設計図書による	1回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
	施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			単位水量測定	「レディミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 水セメント比の測定を義務付ける重要構造物(プレキャスト製品を除く)については、1日当たりの打設量にかかわらず行うものとし、特記仕様書及び監督員の指示によるものとする。 【コンクリート単位水量測定器による生コンクリートの品質管理について(通知)】を参照。	示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm~25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
I セメント・コンクリート (転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く)	施工	必須	スランブ試験	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm スランブ2.5cm：許容差±1.0cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。 ・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 (1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)	・試験の頻度等は、「コンクリート圧縮強度試験に用いる供試体の取り扱いの一部改訂について(通知)」(平成31年2月18日技第1036号)による。 なお、テストピースの採取は、1回につき6個(σ7・3個、σ28・3個)とする。 ・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個(σ3)を追加で採取する。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>2</sup> ~150m <sup>2</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			コンクリートの曲げ強度試験(コンクリート舗装の場合、必須)	JIS A 1106	1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。 3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。	打設日1日につき2回(午前・午後)の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。		
			コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		
	コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112						
	施工後試験	必須	ひび割れ調査	スケールによる測定	0.2mm	本数 総延長 最大ひび割れ幅等	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない)とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。 フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。	
	施工後試験	必須	テストハンマーによる強度推定調査	JSCE-G 504-2013	設計基準強度	鉄筋コンクリート擁壁及びカルパート類については目地間、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施する。 また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5ヶ所実施。 材齢28日~91日の間に試験を行う。	高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25m <sup>2</sup> 以上の鉄筋コンクリートカルパート類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象。(ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレストレストコンクリートは対象としない。)また、再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。 工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。	
	施工後試験	その他	コアによる強度試験	JIS A 1107	設計基準強度	所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。	コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。 圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。	
	施工後試験	その他	配筋状態及びひび割れ	「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びひび割れ測定要領」による	同左	同左	同左	
施工後試験	その他	強度測定	「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領」による	同左	同左	同左		

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
2 ガス圧接	施工前試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等</li> <li>・ノギス等による計測(詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が $90^{\circ}$ 以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋については手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督職員と協議の上、施工前試験を省略することができる。</li> <li>(1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。</li> <li>・特に確認する必要がある場合は、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。</li> <li>・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul> </li> <li>(2)SD490の鉄筋を圧接する場合手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。</li> </ul>		
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。				
	施工後試験	必須	外観検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ等</li> <li>・ノギス等による計測(詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり等</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ①軸心の偏心が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ②ふくらみは鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。 ③ふくらみの長さが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。 ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が $90^{\circ}$ 以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径(径が異なる場合は、細い方の鉄筋)の1/5以下。 ⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。 ⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目視は全数実施する。</li> <li>・特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観検査を行う。</li> </ul>	熱間押抜法以外の場合 ・規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・①は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> <li>・②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。</li> <li>・④は、圧接部を切り取って再圧接修正する。</li> <li>・⑤は、再加熱して修正する。</li> <li>・⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。</li> </ul>		
					熱間押抜法の場合 ①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない ②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上 ③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。 ④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。				
				超音波探傷検査	JIS Z 3062	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各検査ロットごとに30ヶ所のランダムサンプリングを行い、超音波探傷検査を行った結果、不合格箇所数が1ヶ所以下の時はロットを合格とし、2ヶ所以上のときはロットを不合格とする。</li> <li>ただし、合否判定レベルは基準レベルより-24db感度を高めたレベルとする。</li> </ul>	超音波探傷検査は抜取検査を原則とする。 抜取検査の場合は、各ロットの30ヶ所とし、1ロットの大きさは200ヶ所程度を標準とする。ただし、1作業班が1日に施工した箇所を1ロットとし、自動と手動は別ロットとする。	規格値を外れた場合は、以下による。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・不合格ロットの全数について超音波探傷検査を実施し、その結果不合格となった箇所は、監督員の承諾を得て、圧接部を切り取って再圧接し、外観検査及び超音波探傷検査を行う。</li> </ul>	
	3 既製杭工	材料	必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭)	目視	目視により使用上有害な欠陥(鋼管杭は変形など、コンクリート杭はひび割れや損傷など)がないこと。	設計図書による。		○
施工		必須	外観検査(鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む))	JIS A 5525	【円周溶接部の目違い】 外径700mm未満：許容値2mm以下 外径700mm以上1016mm以下：許容値3mm以下 外径1016mmを超え2000mm以下：許容値4mm以下		上杭と下杭の外周長の差で表す。(許容値× $\pi$ 以下)		
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透探傷試験(溶剤除去性染色浸透探傷試験)	JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6	割れ及び有害な欠陥がないこと。	原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。			

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
3 既製杭工	施工	必須	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・H鋼杭の現場溶接放射線透過試験	JIS Z 3104	JIS Z 3104の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1箇所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。)	中掘り工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波探傷試験とすることができる。	/	
		その他	鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)の現場溶接超音波探傷試験	JIS Z 3060	JIS Z 3060の1類から3類であること	原則として溶接20ヶ所毎に1箇所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。 (20ヶ所毎に1箇所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20箇所から任意の1ヶ所を試験することである。)			
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)水セメント比試験		比重の測定による水セメント比の推定 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。	設計図書による。 また、設計図書に記載されていない場合は60%~70%(中掘り杭工法)、60%(プレボーリング杭工法及び鋼管ソイルセメント杭工法)とする。			試料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。
			鋼管杭(鋼管ソイルセメント杭の鋼管を含む)・コンクリート杭(根固め)セメントミルクの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	設計図書による。			供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの円柱供試体によって求めるものとする。
4 基礎工	施工	必須	支持層の確認	試験杭	試験杭の施工により定めた方法を満足していること		中掘り工法(セメントミルク噴出攪拌方式)、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度極力一定に保ち、掘削抵抗値(オーガ駆動電流値、積分電流値または回転抵抗値)の変化をあらかじめ調査している土質状況図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。		
5 場所杭工	施工	必須	孔底沈殿物の管理	検測テープ	設計図書による		孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。		
6 既成杭工(中掘り杭工コンクリート打設方式)	施工	必須	孔底処理	検測テープ	設計図書による		泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状況を再確認し、必要に応じて再処理する。		
7 下層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧[4]-68	粒状路盤：修正CBR20%以上(再生クラッシュヤラン及びクラッシュヤラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上、アスファルト再生クラッシュヤランは修正CBR40%)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 <sup>3</sup> 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照			○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下		・鉄鋼スラグには適用しない。 ・再生クラッシュヤラン及びアスファルト再生クラッシュヤランにおいては、再生クラッシュヤラン等の材料として路盤再生骨材もしくは路盤発生材を用いる場合のみPIの規定を適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 <sup>3</sup> 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○	
			鉄鋼スラグの水浸膨脹性試験	舗装調査・試験法便覧[4]-80	1.5%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000 <sup>3</sup> 以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満(コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
7 下層路盤	材料	必須	道路用鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュラン等に用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・再生クラッシュラン等に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
施工	必須		現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法（JIS A 1214） 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上  歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 （ ） 書きは車道と同等の締固め度 ・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100㎡以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		・全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
			平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		・中規模以上の工事：異常が認められたとき。	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：6以下			
含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。			

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
S 上層路盤	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む 場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR 80%以上	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	・ただし、鉄鋼スラグには適用しない。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○	
			道路用鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-73	呈色なし	・中規模以上の工事：施工前、 材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-80	1.5%以下	○		

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
S 上層路盤	材料	必須	鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-75	1.2Mpa以上(14日)	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・MS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-131	1.50kg/L以上		・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
	その他		粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下		・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256  砂置換法（JIS A 1214）  砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上 X10 9.5%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100㎡以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
8 上層路盤	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±6%以内			
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215		1,000㎡につき2回の割合で行う。	セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：4以下	観察により異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
9 アスファルト安定処理路盤			アスファルト舗装に準じる					
10 セメント安定処理路盤	材料	必須	一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-102	下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa 上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa (アスファルト舗装)、2.0Mpa (セメントコンクリート舗装)。	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・安定処理材に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	
			骨材の修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	下層路盤：10%以上 上層路盤：20%以上			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205 舗装調査・試験法便覧 [4]-167	下層路盤 塑性指数PI：9以下 上層路盤 塑性指数PI：9以下			
	施工	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	JIS A 1102	2.36mmふるい：±15%以内	・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
			粒度 (75μmフルイ)	JIS A 1102	75μmふるい：±6%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
10 セメント安定処理路盤	施工	その他	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	最大乾燥密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上 歩道箇所：最大乾燥密度の85(93)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・・・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、 10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合： 6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100㎡以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。		
			セメント量試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-293, [4]-297	±1.2%以内	・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1～2回/日）	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
11 アスファルト舗装	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率：3.0%以下		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量：0.25%以下		○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-51	細長、あるいは扁平な石片：10%以下		○	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。		○	
			フィラー（舗装用石灰石粉）の水分試験	JIS A 5008	1%以下		○	
	材料	その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	○
			フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-83	50%以下		○	
			フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-74	3%以下		○	
			フィラーの剥離抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-78	1/4以下		○	
			製鋼スラグの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-94	水浸膨張比：2.0%以下		○	
製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度：2.45g/cm以上 吸水率：3.0%以下		○				
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 砕石：30%以下 CSS：50%以下 SS：30%以下		○				

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
11 アスファルト舗装	材料	その他	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量：12%以下	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）</p>	○
			針入度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.3.4	○		
			軟化点試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3.3	○		
			伸度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3.3	○		
			トルエン可溶分試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・セミプロンアスファルト：表3.3.3.4	○		
			引火点試験	JIS K 2265-1 JIS K 2265-2 JIS K 2265-3 JIS K 2265-4	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.3.4	○		
			薄膜加熱試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.3.4	○		
			蒸発後の針入度比試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1	○		
			密度試験	JIS K 2207	舗装施工便覧参照 ・舗装用石油アスファルト：表3.3.3.1 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3.3 ・セミプロンアスファルト：表3.3.3.4	○		
			高温動粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-212	舗装施工便覧参照 ・セミプロンアスファルト：表3.3.3.4	○		
			60℃粘度試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-224		○		
タフネス・テナシティ試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-289	舗装施工便覧参照 ・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3.3	○					
	必須	粒度 (2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	2.36mmふるい：±12%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日	<p>・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</p> <p>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）</p>	○	

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認					
11 アスファルト舗装	プラント	必須	粒度 (75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-16	75μmふるい：±5%以内基準粒度	・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満 (コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満)	○					
			アスファルト量抽出粒度分析試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-318	アスファルト量：±0.9%以内	印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日		○					
			温度測定 (アスファルト・骨材・混合物)	温度計による。	配合設計で決定した混合温度。	随時		○					
		その他	水浸ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-65	設計図書による。	設計図書による。	アスファルト混合物の耐剥離性の確認	○					
			ホイールラッキング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-44			アスファルト混合物の耐流動性の確認	○					
			ラベリング試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-18			アスファルト混合物の耐摩耗性の確認	○					
	舗設現場	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-218	基準密度の94%以上。 X10 96%以上 X6 96%以上 X3 96.5%以上  歩道箇所：基準密度の90(94)%以上 ( ) 書きは車道と同等の締固め度 ・ ・ ・大型車両が頻繁に走行する場合等に適用する。	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上 (再アス処理の場合は基準密度の93%以上) を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001～10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合 (維持工事を除く) は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事 (100	・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量 (プラント出荷数量) と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 ・コア採取の立会い、試験結果報告書の取扱い (規格値をはずれた場合など) は、土木建築材料試験事務取扱要領 (土木工事標準仕様書その3) による。						
									温度測定 (初転圧前)	温度計による。	110℃以上 ※ただし、混合物の種類によって敷均しが困難な場合や、中温化技術により施工性を改善した混合物を使用する場合、締固め効果の高いローラーを使用する場合などは、所定の締固め度が得られる範囲で、適切な温度を設定。	随時	測定値の記録は、1日4回 (午前・午後各2回)。
									外観検査 (混合物)	目視			
		その他	すべり抵抗試験	舗装調査・試験法便覧 [1]-101	設計図書による	舗設車線毎200m毎に1回							
12 転圧コンクリート		は材料く (JISマーク表示されたレイミクス)	必須	コンシステンシーVC試験	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 修正VC値：50秒	当初							
	マーシャル突き固め試験			転圧コンクリート舗装技術指針 (案) ※いづれか1方法	舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：96%								
	ランマー突き固め試験				舗装施工便覧8-3-3による。 目標値 締固め率：97%								
	含水比試験			JIS A 1203	設計図書による。		含水比は、品質管理試験としてコンシステンシー試験がやむえずおこなえない場合に適用する。なお測定方法は試験の迅速性から付録7に示した直火法によるのが望ましい。						
	コンクリートの曲げ強度試験			JIS A 1106	設計図書による。	2回/日 (午前・午後) で、3本1組/回。							
	その他		骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	舗装施工便覧 細骨材表-3.3.20 粗骨材表-3.3.20	細骨材300㎡、粗骨材500㎡ごとに1回、あるいは1回/日。	○						
	骨材の単位容積質量試験		JIS A 1104	設計図書による。			○						
	骨材の密度及び吸水率試験		JIS A 1109 JIS A 1110	設計図書による。	工事開始前、材料の変更時		○						
粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	35%以下 積雪寒冷地2.5%以下			ホワイテベースに使用する場合：40%以下	○							

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
12 転圧コンクリート	材料（JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く）	その他	骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下） スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外（砂利等） 1.0%以下 細骨材 砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下 それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下）	工事開始前、材料の変更時		○	
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。		・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○	
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、材料の変更時	観察で問題なければ省略できる。	○	
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下		寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○	
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○	
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）			○	
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/ℓ以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/ℓ以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○	
				回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
					水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内（高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内） 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミックスコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○	
					パッチミキサの場合： JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 定格要領（公称容量）の場合： コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミックスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。	○
					連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート内のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート内の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○
		細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミックスコンクリート以外の場合に適用する。	○		
		粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○		
施工	必須	コンシステンシーVC試験		修正VC値の±10秒	1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。				
		マーシャル突き固め試験	舗装調査・試験法便覧 [3]-344 ※いづれか1方法	目標値の±1.5%					
		ランマー突き固め試験							
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106	・試験回数が7回以上（1回は3個以上の供試体の平均値）の場合は、全部の試験値の平均値が所定の合格判断強度を上まわるものとする。 ・試験回数7回未満となる場合は、 ①1回の試験結果は配合基準強度の85%以上 ②3回の試験結果の平均値は配合基準強度以上	2回/日（午前・午後）で、3本1組/回（材令28日）。				
		温度測定（コンクリート）	温度計による。		2回/日（午前・午後）以上				
		現場密度の測定	RI水分密度計	基準密度の95.5%以上。	40m <sup>3</sup> に1回（横断方向に3ヶ所）				
		コアによる密度測定	舗装調査・試験法便覧 [3]-353		1,000m <sup>3</sup> に1個の割合でコアを採取して測定				

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認			
13 路床安定処理工	材料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。					
			CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-227, [4]-230	設計図書による。						
	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類) のいずれかを実施する。	最大粒径 ≤ 53mm : 砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。 ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。				
					最大粒径 > 53mm : 舗装調査・試験法便覧 [4]-257 突砂法						
					または、 「RI計器を用いた盛土の締め管理要領 (案)」	設計図書による。				盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点	・最大粒径 < 100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。
					または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。				1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。	
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締め固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。				
	その他		平板載荷試験	JIS A 1215		延長40mにつき1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路床に適用する。				
			現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。				
			含水比試験	JIS A 1203			500mにつき1回の割合で行う。 ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。				
		たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (「ベンゲルマンビ'-A」)			ブルーフローリングでの不良箇所について実施					

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	試 験 成 績 表 等 に よ る 確 認
14 表層安定処理工 (表層混合処理)	材 料	必 須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			その他					
	施 工	必 須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)	設計図書による。	500mにつき1回の割合で行う。 ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最大粒径<math>&lt; 100\text{mm}</math>の場合に適用する。</li> <li>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。</li> </ul>	
				最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 舗装調査・試験法便覧 [4]-257突砂法	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 1日の1層あたりの施工面積を標準とする。管理単位の面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満：5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満：10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満：15点		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。		
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締め固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288		路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。	
	施 工	必 須	平板載荷試験	JIS A 1215		各車線ごとに延長40mにつき1回の割合で行う。		
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		
				含水比試験	JIS A 1203	500mにつき1回の割合で行う。 ただし、1,500m未満の工事は1工事当たり3回以上。		
たわみ量				舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ハングバルビ'-A)	ブルーフローリングでの不良箇所について実施。			
15 固結工	材 料	必 須	土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
			ゲルタイム試験			当初及び土質の変化したとき。	配合を定めるための試験である。	
	施 工	必 須	改良対全長の連続性確認	ボーリングコアの目視確認		改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督職員の指示による。	・ボーリング等により供試体採取する。 ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	
			土の一軸圧縮試験 (改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したもの	改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
16 アンカー工	施工	必須	モルタルの圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	2回(午前・午後) / 日		
			モルタルのフロー値試験	JSCE-F 521-2018	10~18秒 Pルート (グラウンドアンカー設計施工マニュアルに合わせる)	繰り返せ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。		
			適正試験(多サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	設計アンカー力に対して十分に安全であること。	・施工数量の5%かつ3本以上。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。	ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。	
			確認試験(1サイクル確認試験)	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)		・多サイクル確認試験に用いたアンカーを除くすべて。 ・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、計画最大荷重まで載荷した後、初期荷重まで除荷する1サイクル方式とする。		
		その他	その他の確認試験	グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 (JGS4101-2012)	所定の緊張力が導入されていること。			・定着時緊張力確認試験 ・残存引張力確認試験 ・リフトオフ試験 等があり、多サイクル確認試験、1サイクル確認試験の試験結果をもとに、監督員と協議し行う必要性の有無を判断する。
17 補強土壁工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			外観検査(ストリップ、鋼製壁面材、コンクリート製壁面材等)	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	同左		
			コンクリート製壁面材のコンクリート強度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。				○
		その他	土の粒度試験	補強土壁工法各設計・施工マニュアルによる。	同左	設計図書による。		
施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法(3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径≦53mm: 砂置換法 (JIS A 1214)	最大の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) または、設計図書による。	500㎡につき1回の割合で行う。ただし、1,500㎡未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。	・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
			または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」による	最大の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上(締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上(締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法) または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満: 5点 ・500㎡以上1000㎡未満: 10点 ・1000㎡以上2000㎡未満: 15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。 ・橋台背面アプローチ部における規格値は、下記の通りとする。 【一般的な橋台背面】 平均92%以上、かつ最小90%以上 【インテグラルアバット構造の橋台背面】 平均97%以上、かつ最小95%以上		
			または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500㎡を標準とする。また、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
18 吹付工	材料	必須 その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く)	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国空環第35号、国空建第78号)	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶対密度: 2.5以上 細骨材の吸水率: 3.5%以下 粗骨材の吸水率: 3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び砕石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部: 高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部: フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部: 銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部: 電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部: 石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○		
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○		
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○		
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○		
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材: 1.0%以下 粗骨材: 0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○		
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材: 10%以下 粗骨材: 12%以下	砂、砂利: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合 砕砂、碎石: 工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○		
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○		
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○		
			練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合: JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量: 2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量: 1g/l以下 塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○		
				回収水の場合: JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量: 200mg/L以下 セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月、水質が変わった場合。 スラッシュ水の濃度は1回/日	その原水は、上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○		
			製シクリート(プラント)を使用する場合は除く)	必須 その他	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。	
					粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		
					計量設備の計量精度		水: ±1%以内 セメント: ±1%以内 骨材: ±3%以内 混和材: ±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤: ±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 ・急結剤は適用外	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合: JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合: コンクリート内のモルタル量の偏差: 0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率: 5%以下 圧縮強度の偏差率: 7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率: 10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率: 15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種まで1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、雨渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○		
				連続ミキサの場合: 土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差: 0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差: 5%以下 圧縮強度差: 7.5%以下 空気量差: 1%以下 スランプ差: 3cm以下			○		

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認	
18 吹付工	施工	その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCEC502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		
			スランブ試験(モルタル除く)	JIS A 1101	スランブ5cm以上8cm未満:許容差±1.5cm スランブ8cm以上18cm以下:許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m <sup>3</sup> ~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照		
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108 土木学会規準 JSCE-F561-2023	3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。	吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
			その他	空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20~150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、塩化物総量規制の項目を参照	
				コアによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。		

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法 砕工	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1~5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 細骨材の吸水率：3.5%以下 粗骨材の吸水率：3.0%以下 (砕砂・碎石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)	JIS A 5005 (コンクリート用砕砂及び碎石) JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材) JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材) JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材) JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材) JIS A 5011-5 (コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材) JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H)		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005 JIS A 5308	粗骨材 砕砂 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下) スラグ粗骨材 5.0%以下 それ以外 (砂利等) 1.0%以下 細骨材 砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) 砕砂 (粘土、シルト等を含まない場合) 7.0% (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下) それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下)	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 (山砂の場合は、工事中1回/週以上)		○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122 JIS A 5005	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。 砕砂、碎石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)			○

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
19 現場吹付法 枠工	材料	その他 (H)	練混ぜ水の水质試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合： JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
			回収水の場合： JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/l以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月、水質が変わった場合。 スラッジ水の濃度は1回/日	その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○	
	製造 (JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合は除く)	必須	細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
	その他		計量設備の計量精度		水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合： JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー(スランプ)の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。  ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	○
			連続ミキサの場合： 土木学会標準JSCE-I502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下			○	
	施工	その他	スランプ試験 (モルタル除く)	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満： 許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下： 許容差±2.5cm	・荷卸し時 1回/日以上、建造物の重要度と工事の規模に応じて20~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			必須	コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1107 JIS A 1108  土木学会標準 JSCE-F561-2023	設計図書による	1回6本 吹付1日につき1回行う。 なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコブを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(φ7…3本、φ28…3本、)とする。	・参考値：18N/mm以上(材齢28日) ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照
		その他	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/㎡以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023)または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照	
空気量測定			JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)	・荷卸し時 1回/日以上構造物の重要度と工事の規模に応じて20㎡~150㎡ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50㎡未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当たりの総使用量が50㎡以上の場合は、50㎡ごとに1回の試験を行う。※小規模工種については、スランプ試験の項目を参照		
ロックボルトの引抜き試験			参考資料「ロックボルトの引抜き試験」による	引抜き耐力の80%程度以上。	設計図書による。			
	コブによる強度試験	JIS A 1107	設計図書による。	品質に異常が認められた場合に行う。				

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認		
20 河川土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			
			その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。		
				土粒子の密度試験	JIS A 1202					
				土の含水比試験	JIS A 1203					
				土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205					
				土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。		
				土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説					
				土の圧密試験	JIS A 1217					
				土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説					
				土の透水試験	JIS A 1218					
	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ： 砂置換法 (JIS A 1214)	最大乾燥密度の90%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	築堤は、1,000 $\text{m}^2$ に1回の割合、または堤体延長20 $\text{m}$ に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難い場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。	【砂質土 (25% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満：5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1000 $\text{m}^2$ 未満：10点 ・1000 $\text{m}^2$ 以上2000 $\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。		1. 盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
その他	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		含水比の変化が認められたとき。				
		コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273			トラフィカビリティが悪いとき。				

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認		
21 海岸土工	材料	必須 その他	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。		当初及び土質の変化した時。			
			土粒子の密度試験	JIS A 1202						
			土の含水比試験	JIS A 1203						
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205						
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216			必要に応じて。			
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の圧密試験	JIS A 1217						
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説						
			土の透水試験	JIS A 1218						
	施工	必須		現場密度の測定 ※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。	最大粒径≤53mm： 砂置換法（JIS A 1214） 最大粒径>53mm： 突砂法（舗装調査・試験法便覧 [4]-256）	最大乾燥密度の85%以上。または、設計図書に示された数値。	築堤は、1,000㎡に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。		
				または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。	盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500㎡を標準とし、1日の施工面積が2,000㎡以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500㎡未満：5点 ・500㎡以上1000㎡未満：10点 ・1000㎡以上2000㎡未満：15点	・最大粒径<100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。			
				または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。				
	その他		土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。				
			コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273			トラフィックビリティが悪いとき。			

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
22 治山土工	材料 施工	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化時。		
			現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214) 最大粒径 $> 53\text{mm}$ : 突砂法(舗装調査・試験法便覧 [4]-256)	最大乾燥密度の85%以上。 路体: 最大乾燥密度の85%以上。 路床: 最大乾燥密度の90%以上。 または、設計図書に示された値。	1,000m <sup>2</sup> に1回の割合、または設計図書による。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 路体の場合、1,000m <sup>2</sup> につき1回の割合で行う。但し、5,000m <sup>2</sup> 未満の工事は、1工事当たり3回以上。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。	
			または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)」	1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。 ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。 【砂質土 (25% $\leq$ 75 $\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ )】 空気間隙率 $V_a$ が $V_a \leq 15\%$ 【粘性土 (50% $\leq$ 75 $\mu\text{m}$ ふるい通過分)】 飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または、設計図書による。	盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位的面積は1,500m <sup>2</sup> を標準とし、1日の施工面積が2,000m <sup>2</sup> 以上の場合は、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500m <sup>2</sup> 未満: 5点 ・500m <sup>2</sup> 以上1000m <sup>2</sup> 未満: 10点 ・1000m <sup>2</sup> 以上2000m <sup>2</sup> 未満: 15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする。		
			または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」	施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。	1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。			
24 林道土工	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時(材料が岩砕の場合は除く)。 ただし、法面、路肩部の土量は除く。		
			CBR試験 (路床)	JIS A 1211		当初及び土質の変化した時。 (材料が岩砕の場合は除く)		
		その他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。		
			土粒子の密度試験	JIS A 1202				
			土の含水比試験	JIS A 1203		当初及び土質の変化した時。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205		当初及び土質の変化した時。		
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の三軸圧縮試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土のせん断試験	地盤材料試験の方法と解説				
			土の透水試験	JIS A 1218				

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験 区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績 表等による 確認			
23 林道土工	施工	必須	現場密度の測定 ※右記試験方法 (3種類)のいずれかを実施する。	最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ : 砂置換法 (JIS A 1214)	<b>【砂質土】</b> ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは90%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)  <b>【粘性土】</b> ・路体：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 10\%$ または飽和度 $S_r$ が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ 。 ・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティが確保できる含水比において、空気間隙率 $V_a$ が $2\% \leq V_a \leq 8\%$ ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  その他、設計図書による。	路体の場合、1,000 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^2$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床及び構造物取付け部の場合、500 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^2$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。					
				または、 「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領 (案)」					<b>【砂質土】</b> ・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法)。 ・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) A・B法) もしくは92%以上 (締固め試験 (JIS A 1210) C・D・E法)。  <b>【粘性土】</b> ・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。 ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。  または、設計図書による。	盛土を管理する単位 (以下「管理単位」) に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。 ・500 $\text{m}^2$ 未満：5点 ・500 $\text{m}^2$ 以上1000 $\text{m}^2$ 未満：10点 ・1000 $\text{m}^2$ 以上2000 $\text{m}^2$ 未満：15点	・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、(再) 転圧を行うものとする。
				または、 「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」					施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。		
				ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-288			路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
			その他	平板載荷試験	JIS A 1215			各車線ごとに延長40mについて1ヶ所の割で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。		
				現場CBR試験	JIS A 1222	設計図書による。		各車線ごとに延長40mについて1回の割で行う。			
				含水比試験	JIS A 1203			路体の場合、1,000 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、5,000 $\text{m}^2$ 未満の工事は、1工事当たり3回以上。 路床の場合、500 $\text{m}^2$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $\text{m}^2$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。			
				コーン指数の測定	舗装調査・試験法便覧 [1]-273			必要に応じて実施。 (例) トラフィカビリティが悪い時			
				たわみ量	舗装調査・試験法便覧 [1]-284 (ベンゲルマン $\beta$ -法)			ブルーフローリングでの不良箇所について実施			
		24 捨石工	施工	必須	岩石の見掛比重	JIS A 5006	設計図書による。	原則として産地毎に当初及び岩質の変化時。	・500 $\text{m}^2$ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：約2.7 $\text{g}/\text{cm}^3 \sim 2.5\text{g}/\text{cm}^3$ ・準硬石：約2.5 $\text{g}/\text{cm}^3 \sim 2\text{g}/\text{cm}^3$ ・軟石：約2 $\text{g}/\text{cm}^3$ 未満	○	
岩石の吸水率	JIS A 5006					・500 $\text{m}^2$ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：5%未満 ・準硬石：5%以上15%未満 ・軟石：15%以上	○				
岩石の圧縮強さ	JIS A 5006					・500 $\text{m}^2$ 以下は監督員承諾を得て省略できる。 ・参考値： ・硬石：4903N/ $\text{cm}^2$ 以上 ・準硬石：980.66N/ $\text{cm}^2$ 以上4903N/ $\text{cm}^2$ 未満 ・軟石：980.66N/ $\text{cm}^2$ 未満	○				
その他	岩石の形状			JIS A 5006	うすつぶらなもの、細長いものであってはならない。	5,000 $\text{m}^2$ につき1回の割で行う。ただし、5,000 $\text{m}^2$ 以下のものは1工事2回実施する。	500 $\text{m}^2$ 以下は監督員承諾を得て省略できる。	○			

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
25 コンクリートダム	材料（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く）	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 5005 JIS A 5011-1～5 JIS A 5021	絶乾密度：2.5以上 吸水率：[2023年制定]コンクリート標準示方書ダムコンクリート編による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。	JIS A 5005（コンクリート用砕砂及び砕石） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（骨材コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材） JIS A 5011-4（骨材コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材） JIS A 5011-5（コンクリート用スラグ骨材-第5部：石炭ガス化スラグ骨材） JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）	○
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210（ポルトランドセメント） JIS R 5211（高炉セメント） JIS R 5212（シリカセメント） JIS R 5213（フライアッシュセメント） JIS R 5214（エコセメント）	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
			砂の有機不純物試験	JIS A 1105	標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。	○
			モルタルの圧縮強度による砂の試験	JIS A 1142	圧縮強度の90%以上	試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。		○
			骨材の微粒分量試験	JIS A 1103 JIS A 5005	粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときには3.0%以下。 細骨材：7.0%以下、ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。砕砂の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 （山砂の場合は、工事中1回/週以上）		○
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	細骨材：1.0%以下 粗骨材：0.25%以下	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○
			硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	細骨材：10%以下 粗骨材：12%以下	砂、砂利：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。砕砂、砕石：工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。	寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。	○
	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	40%以下	工事開始前、工事中1回以上/12か月及び産地が変わった場合。		○		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 コンクリートダム	プレキャストコンクリートを使用する場合を除く	その他	練混ぜ水の水質試験	上水道水及び上水道水以外の水の場合：JIS A 5308附属書JC	懸濁物質の量：2g/l以下 溶解性蒸発残留物の量：1g/l以下 塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前及び工事中1回以上/12か月及び水質が変わった場合。	上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。	○
				回収水の場合：JIS A 5308附属書JC	塩化物イオン量：200mg/L以下 セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内 モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上	工事開始前、工事中1回以上/12か月、水質が変わった場合。スラッジ水の濃度は1回/日	・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。	○
ト製を造へ使用する場合は除く	その他	計量設備の計量精度			水：±1%以内 セメント：±1%以内 骨材：±3%以内 混和材：±2%以内 (高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内) 混和剤：±3%以内	工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上	レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。	○
			ミキサの練混ぜ性能試験	パッチミキサの場合：JIS A 1119 JIS A 8603-1 JIS A 8603-2	コンクリートの練混ぜ量 公称容量の場合 コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下 コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下 圧縮強度の偏差率：7.5%以下 コンクリート内空気量の偏差率：10%以下 コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○
			連続ミキサの場合：土木学会標準JSCE-I 502-2013	コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下 コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下 圧縮強度差：7.5%以下 空気量差：1%以下 スランプ差：3cm以下	工事開始前及び工事中1回以上/12か月。		○	
			細骨材の表面水率試験	JIS A 1111	設計図書による	2回/日以上	レディーミクストコンクリート以外の場合に適用する。	○
			粗骨材の表面水率試験	JIS A 1125		1回/日以上		○
施工	必須	塩化物総量規制	「コンクリートの耐久性向上」仕様書	原則0.3kg/m以下	コンクリートの打設が午前と午後またがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2023, 503-2023) または設計図書の規定により行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
25 コンクリートダム	施工	必須	単位水量測定	「レディーミクストコンクリート単位水量測定要領(案)(平成16年3月8日事務連絡)」	1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合はそのまま施工してよい。 2) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> を超え±20kg/m <sup>3</sup> の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。 なお、「15kg/m <sup>3</sup> 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m <sup>3</sup> 以内の値を観測することをいう。 3) 配合設計±20kg/m <sup>3</sup> の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m <sup>3</sup> 以内になるまで全運搬車の測定を行う。 なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。	100m <sup>3</sup> /日以上の場合： 2回/日(午前1回、午後1回)、重要構造物の場合は重要度に応じて100m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。	示方配合の単位水量の上限值は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m <sup>3</sup> 、40mmの場合は165kg/m <sup>3</sup> を基本とする。	
			スランプ試験	JIS A 1101	スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm	・荷卸し時 ・1回/日または構造物の重要度と工事の規模の応じて20m <sup>3</sup> ～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。	・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m <sup>3</sup> 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種あたりの総使用量が50m <sup>3</sup> 以上の場合は、50m <sup>3</sup> ごとに1回の試験を行う。 ※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種)	
			空気量測定	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	±1.5% (許容差)			
			コンクリートの圧縮強度試験	JIS A 1108	(a)圧縮強度の試験値が、設計基準強度の80%を1/20以上の確率で下回らない。 (b)圧縮強度の試験値が、設計基準強度を1/4以上の確率で下回らない。	1回3ヶ 1.1ブロック1リフトのコンクリート量500m <sup>3</sup> 未満の場合1ブロック1リフト当たり1回の割合で行う。なお、1ブロック1リフトのコンクリート量が150m <sup>3</sup> 以下の場合及び数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 2.1ブロック1リフトコンクリート量500m <sup>3</sup> 以上の場合1ブロック1リフト当たり2回の割合で行う。 なお、数種のコンクリート配合から構成される場合は監督員と協議するものとする。 3.ピア、埋設物周辺及び減勢工などのコンクリートは、打設日1日につき2回の割合で行う。 4.上記に示す基準は、コンクリートの品質が安定した場合の標準を示すものであり、打ち込み初期段階においては、2～3時間に1回の割合で行う。		
			温度測定(気温・コンクリート)		温度計による。		1回供試体作成時各ブロック打込み開始時終了時。	
	その他	コンクリートの単位容積質量試験	JIS A 1116	設計図書による	1回2ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。	参考値：2.3t/m <sup>3</sup> 以上		
		コンクリートの洗い分析試験	JIS A 1112		1回 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートのブリーディング試験	JIS A 1123		1回1ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの引張強度試験	JIS A 1113		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			
		コンクリートの曲げ強度試験	JIS A 1106		1回3ヶ 当初及び品質に異常が認められる場合に行う。			

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
26 路上再生路盤工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-68	修正CBR20%以上	・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前	・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する 基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で1,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が100t以上、3,000t未満（コンクリートでは200㎡以上、1,000㎡未満）	
			土の粒度試験	JIS A 1204	舗装再生便覧表-3.2.9 路上で破砕した路上再生骨材の目標粒度範囲による	当初及び材料の変化時		
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。			
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI：9以下			
	その他	必須	セメントの物理試験	JIS R 5201	JIS R 5210 (ポルトランドセメント) JIS R 5211 (高炉セメント) JIS R 5212 (シリカセメント) JIS R 5213 (フライアッシュセメント) JIS R 5214 (エコセメント)	工事開始前、工事中1回/月以上		○
			ポルトランドセメントの化学分析	JIS R 5202				○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-256 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる	基準密度の93%以上。 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。  (例) 3,001~10,000㎡：10孔 10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し、測定箇所が均等になるように設定すること。 例えば12,000㎡の場合：6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔  なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合（維持工事を除く）は、1工事あたり3孔以上で測定する。 *なお、ごく小規模な工事（100㎡以下までを目安）については監督員の指示により省略することができる。		
			土の一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-133	設計図書による。	当初及び材料の変化時		
			C A Eの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-135			C A Eの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。	
				含水比試験	JIS A 1203		1～2回/日	

品質管理基準及び規格値

工 程	種 別	試 験 区 分	試 験 項 目	試 験 方 法	規 格 値	試 験 時 期 ・ 頻 度	摘 要	試 験 成 績 表 等 に よ る 確 認	
27 工場製作工 (鋼橋用鋼材)	材 料	必 須	外観・規格 (主部材)	現物照合、帳票確認		現物立会による目視及びリング マーク照合を行い、一致すること。 その他すべての項目がミルシート で照合して全て一致すること。		○	
			機械試験 (JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材)	JISによる	JISによる	JISによる	試験対象となる材料は監督員と協議のうえ選定する。		
			外観検査 (付属部材)	目視及び計測					
28 ガス切断工	施 工	必 須	表面粗さ	目視	主要部材の最大表面粗さ 50μm以下 二次部材の最大表面粗さ 100μm以下 (ただし、切削による場合は50μm以下)		最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013) に規定する最大高さ粗さRZとする。		
			ノッチ深さ	・目視 ・計測	主要部材：ノッチがあってはならない 二次部材：1mm以下		ノッチ深さとは、ノッチ上縁から谷までの深さを示す。		
			スラグ	目視	塊状のスラグが点在し、付着しているが、痕跡を残さず容易にはく離するもの。				
			上縁の溶け		わずかに丸みをおびているが、滑らかな状態のもの。				
		そ の 他	平面度	目視	設計図書による(日本溶接協会規格「ガス切断面の品質基準」に基づく)				
			ベベル精度	計測器による計測					
			真直度						
29 溶接工	施 工	必 須	引張試験：開先溶接	JIS Z 2241	引張強さが母材の規格値以上。	試験片の形状：JIS Z 3121 1号 試験片の個数：2	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○	
			型曲げ試験(19mm未満裏曲げ)(19mm以上側曲げ)：開先溶接	JIS Z 3122	亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールまたはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。	試験片の形状：JIS Z 3122 試験片の個数：2		○	
			衝撃試験：開先溶接	JIS Z 2242	溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上(それぞれ3個の平均値)。	試験片の形状：JIS Z 2242 V ノッチ 試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.2衝撃試験片 試験片の個数：各部位につき3		○	
			マクロ試験：開先溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の個数：1		○	
			非破壊試験：開先溶接	「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による	同左	試験片の個数：試験片継手全長	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 (非破壊試験を行う者の資格) ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○	

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
29 溶接工	施工	必須	マクロ試験：すみ肉溶接	JIS G 0553に準じる。	欠陥があってはならない。	試験片の形状：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状 試験片の個数：1	・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 ・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。	○
			引張試験：スタッド溶接	JIS Z 2241	降伏点は 235N/mm <sup>2</sup> 以上、引張強さは 400～550N/mm <sup>2</sup> 、伸びは20%以上とする。ただし溶接で切れてはいけない。	試験片の形状：JIS B 1198 試験片の個数：3	なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。	○
			曲げ試験：スタッド溶接	JIS Z 3145	溶接部に亀裂を生じてはならない。	試験片の形状：JIS Z 3145 試験片の個数：3		○
			突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査	JIS Z 3104 JIS Z 3060	試験で検出されたきず寸法は、設計上許容される寸法以下でなければならない。ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。 なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験の結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。 ・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2類以上とする。 ・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104附属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3類以上とする。	放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。 超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。	・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす寸法の内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。  (非破壊試験を行う者の資格) ・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 ・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 ・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。	○
			外観検査（割れ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる。	磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に対応したJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。	
			外観形状検査（ビード表面のビット）	・目視及びノギス等による計測	断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手には、ビード表面にビットがあってはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合、3個を1個として計算する。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査（ビード表面の凸凹）		ビード表面の凸凹は、ビード長さ25mmの範囲で3mm以下。			
			外観形状検査（アンダーカット）		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。		「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たす寸法のアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。	
外観検査（オーバーラップ）	・目視	あってはならない。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。					

品質管理基準及び規格値

工 種	種 別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘 要	試験成績表等による確認
29 溶接工	施工	必須	外観形状検査(すみ肉溶接サイズ)	・目視及びノギス等による計測	すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。 ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。	検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。		
			外観形状検査(余盛り高さ)		設計図書による。 設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ピード形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。  ピード幅(B[mm])余盛り高さ(h[mm]) B<15 : h≦3 15≦B<25 : h≦4 25≦B : h≦(4/25)・B			
			外観形状検査(アークスタッド)		・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上 ・割れ及びスラグ巻込み：あってはならない。 ・アンダーカット：鋭い切欠状のアンダーカットがあってはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げて合格とする。 ・スタッドジベルの仕上り高さ：(設計値±2mm)を超えてはならない。			
		その他	ハンマー打撃試験	ハンマー打撃	割れ等などの欠陥を生じないものを合格。	外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。 外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜取り曲げ検査を行なうものとする。	・余盛りが包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。 ・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたまましておくものとする。	
30 中層混合処理  ※全面改良の場合に適用。 混合処理改良体(コラム)を造成する工法には適用しない。	材料	必須	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	配合を定めるための試験である。	
			土の湿潤密度試験	JIS A 1225				
			テーブルフロー試験	JIS R 5201				
			土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216				
		その他	土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	土質の変化したとき必要に応じて実施する。		
			土の粒度試	JIS A 1204				
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205				
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216				
			土の圧密試験	JIS A 1217				
			土懸濁液のpH試験	JGS 0211				有機質土の場合は必要に応じて実施する
			土の強熱減量試験	JGS 0221				
			施工	必須				深度方向の品質確認(均質性)
土の一軸圧縮試験(改良体の強度)	JIS A 1216	①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。 ②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。 なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。			1,000m~4,000mにつき1回の割合で行う。 試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。 現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。	実施頻度は、監督職員との協議による。		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験時期・頻度	摘要	試験成績表等による確認
31 鉄筋挿入工	材料	必須	品質検査（芯材・ナット・プレート等）	ミルシート	設計図書による。	材料入荷時		○
			定着材のフロー値試験	JSCE-F521-2018	9～22秒	施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
		その他	外観検査（芯材・ナット・プレート等）	・目視 ・寸法計測	設計図書による。	材料入荷時		
	施工	必須	圧縮強度試験	JIS A 1108	設計図書による。	施工開始前1回および施工日ごと1回（3本/回）	定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合	
			引き抜き試験（受入れ試験） 引き抜き試験（適合性試験）	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは1サイクルとする。		
		その他	適合性試験	地山補強土法設計・施工マニュアル	設計図書による。	・地層ごとに3本以上を標準とする。 ・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。 ・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。		
32 生育基盤盛土工	材料	必須	土の粒度試験	JIS A 1204	砂質土(S：砂土、SG：礫質砂、SF：細粒土まじり砂)に区分されるもの。	当初及び土質の変化時に1回。		
			土壌pH	JGS-0211に準拠（地盤工学会基準）	4.0～8.0pH			
		選択	電気伝導率(EC)	JGS-0212に準拠（地盤工学会基準）	1.0mS/cm以下	当初及び土質の変化時に1回。 津波堆積土等の塩類傷害が懸念される盛土材料を使用する場合		
	施工	必須	透水試験	植穴式透水試験または長谷川式透水試験	最終減水能30mm/hr以上	原則として、盛土の完了時に行う。測定は、2,500㎡につき1地点で行う。施工等により必要に応じて試験回数を増減する。		
			土壌硬度試験		山中式土壌硬度計：23mm以下 長谷川式土壌貫入計：1.0cm/drop以上	同上	山中式土壌硬度計で測定する場合は、高さは50cm毎を標準とする。 長谷川式土壌硬度計で測定する場合は、地表面から深さ1m連続して測定を行う。 規格値以下であってもすべてを固結層と判断するのではなく、樹種によって次のように固結層と判断する。 ①クロマツ以外の樹種(クロマツとの混植を含む) 0.7cm/drop以下が5cm以上、あるいは1.0cm/drop以下が10cm以上鉛直方向に連続した場合 ②クロマツ0.7cm/drop以下が10cm以上鉛直方向に連続した場合を固結層と判断する。	
33 植栽工	材料	必須	外観検査（樹木（樹姿））	目視	別表1「樹木の品質規格表（樹姿）」のとおり			
			外観検査（樹木（樹勢））	目視	別表2「樹木の品質規格表（樹勢）」のとおり			
			外観検査（シバ類）	目視	別表3「シバ類の品質規格表」とおり			
			外観検査（草花類）	目視	別表4「草花類の品質規格表」とおり			
			外観検査（その他地被類）	目視	別表5「その他地被類の品質規格表」とおり			

別表1 樹木の品質規格表（樹姿）

項目	規格
樹形（全形）	樹種の特성에応じた自然樹形で、樹形が整っていること。
幹 （高木にのみ適用）	幹が、樹種の特성에応じ、単幹もしくは株立状であること。ただし、その特性上、幹が斜上するものはこの限りでない。
枝葉の配分	配分が、四方に均等であること。
枝葉の密度	樹種の特성에応じて節間が詰まり、枝葉密度が良好であること。
下枝の位置	樹冠を形成する一番下の枝の高さが、適正な位置にあること。

別表2 樹木の品質規格表（樹勢）

項目	規格
生育	健全な成長を呈し、樹木全体で活力のある健康な状態で育っていること。
根	根系の発達が良く四方に均等に配分され、根鉢範囲に細根が多く、乾燥していないこと。
根鉢	樹種の特성에応じた適正な根鉢、根株をもち、鉢くずれのないよう根巻きやコンテナ等により固定され、乾燥していないこと。ふるい掘り（※）では、特に根部の養生を十分にするなど（乾き過ぎていないこと）根の健全さが保たれ、損傷がないこと。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
樹皮（肌）	損傷がないか、その痕跡がほとんど目立たず、正常な状態を保っていること。
枝	樹種の特성에応じた枝を保ち、徒長枝（※）、枯損枝、枝折れ等の処理、及び必要に応じ適切な剪定が行われていること。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものにあつては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

※ふるい掘り：樹木の移植に際し、土のまとまりをつけず掘り上げること。ふるい根、素掘りともいう。

※徒長枝：異常に伸張した枝

別表3 シバ類の品質規格表

項目	規格
葉	正常な葉形、葉色を保ち、萎縮、徒長、蒸れがなく生き生きとしていること。全体に、均一に密生し、一定の高さに刈込んであること。
ほふく茎（※） （日本芝に適用）	ほふく茎が、生氣ある状態で密生していること。
根	根が、平均にみずみずしく張っており、乾燥したり、土くずれのないもの。
病虫害	病害（病斑）がなく、害虫がいないこと。
雑草等	石が混じったり、雑草、異品種等混入していないこと。また、根際に刈りカスや枯れ葉が堆積していないこと。

※ほふく茎：茎の特殊形態の一つで、一見して根のように見えるもの。地中又は地上を長く横走りし、腹側から根を、背側から新しい茎や葉を分枝する。

別表4 草花類の品質規格表

項目	規格
形態	植物の特성에応じた適正な形態であること。
花	花芽の着花が良好か、もしくは花及びつぼみが植物種の特性に応じた正常な形態や花色であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病害	発生がないもの。
虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

別表5 その他地被類の品質規格表

項目	規格
形態	植物の特性に依じた形態であること。
葉	正常な葉形、葉色、密度（着葉）を保ち、しおれ（変色、変形）や衰弱した葉がなく、生き生きしていること。
根	根系の発達が良く、細根が多く、乾燥していないこと。
病虫害	発生がないもの。過去に発生したことのあるものについては、発生が軽微で、その痕跡がほとんど認められないよう育成されたものであること。

[参考資料]

### ロックボルトの引抜試験

(1)計測の目的 ロックボルトの定着効果を確認することを目的とする。

(2)計測の要領

ロックボルトの引抜試験方法に従って行う。

実施時期は施工後3日経過後とし、引抜試験耐力はロックボルト引抜耐力の80%程度以上とする。

(3) 結果の報告

計測結果は図-1の要領で整理する。

(4) 試験後のボルトの処置

引抜試験の結果が荷重変位曲線図-1のA領域に留まっている状態の場合には、試験後のボルトはそのままとし、これを補うボルトは打設しないものとする。

図のB領域に入る場合には、その他のボルトの状況を判断して施工が悪いと思われるものについては、試験したボルトを補うボルトを打設する。また地山条件によると思われる場合には地中変位や、ロックボルトの軸力分布等をして、ロックボルトの設計を修正する。

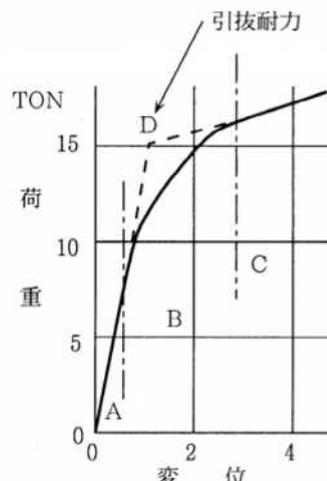


図-1 ロックボルトの引抜試験図

(ロックボルトの引抜試験方法)

この方法はISRMの提案する方法に準拠したものである。

(International Society for Rock Mechanics, Commission on Standardization of Laboratory and Field Tests, Comitee on Field Tests Document No.2. 1974)

(1) 引抜試験準備

ロックボルト打設後に、載荷時にボルトに曲げを発生しないように図-2のように反カプレート(反力プレート)をボルト軸に直角にセットし、地山との間は早強石膏をはりつける。

(2) 引抜試験

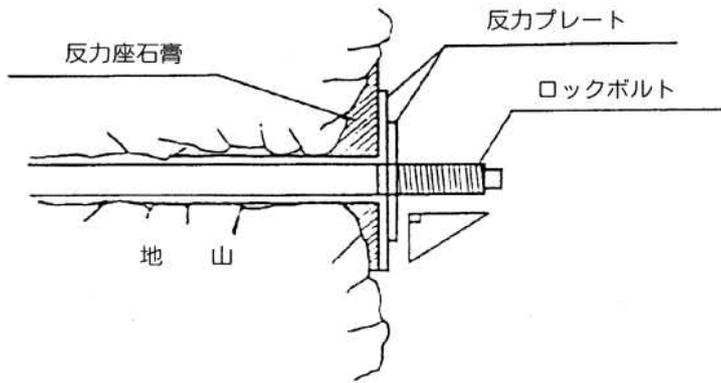
引抜試験は、図-3のようにセンターホールジャッキを用い、油圧ポンプで1ton毎の段階載荷を行って、ダイヤルゲージでボルトの伸びを読み取る。

(3) 全面接着式ボルトの場合の注意事項

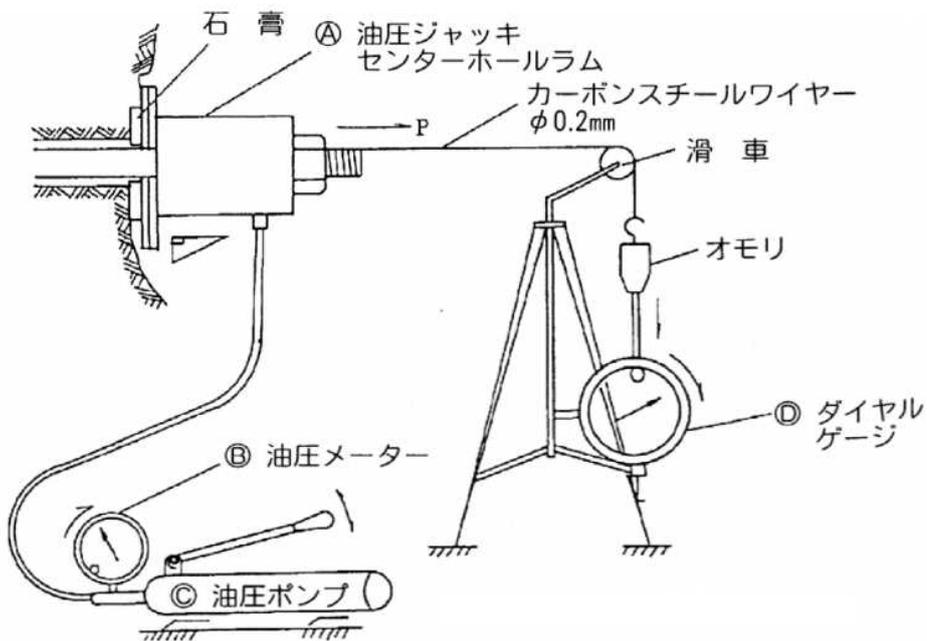
(イ)吹付コンクリートが施工されている時は、コンクリートを取りこわして岩盤面を露出させるか、あるいは、あらかじめ引抜試験用のロックボルトに、吹付コンクリートの付着の影響を無くすよう布等を巻いて設置して試験を行うのが望ましい。ロックボルトに歪みゲージを貼付けて引抜試験の結果が得られている場合には、その結果を活用することにより、特に吹付コンクリートを取り壊す必要がない場合もある。

(ロ)反力は、ロックボルトの定着効果としてピラミッド形を考慮する場合には、できるだけ孔等は大きいものを用い、ボルト周辺岩盤壁面を拘束しないこと。

(ハ)ロックボルトの付着のみを考慮する場合は、反力をできるだけロックボルトに近づけること。



図一2反力座の設置



図一3引抜試験概要図

(空白)



## VI 写真撮影要領

(空白)

# 目 次

写真管理基準(案) .....	1
撮影箇所一覧表(全体) .....	3
品質管理写真撮影箇所一覧表 .....	5
出来形管理写真撮影箇所一覧表 .....	11
(参考) 林業土木工事写真撮影要領 .....	58
「デジタル工事写真の黒板情報電子化基準」 .....	69

(空白)

# 写真管理基準(案)

## 1 総則

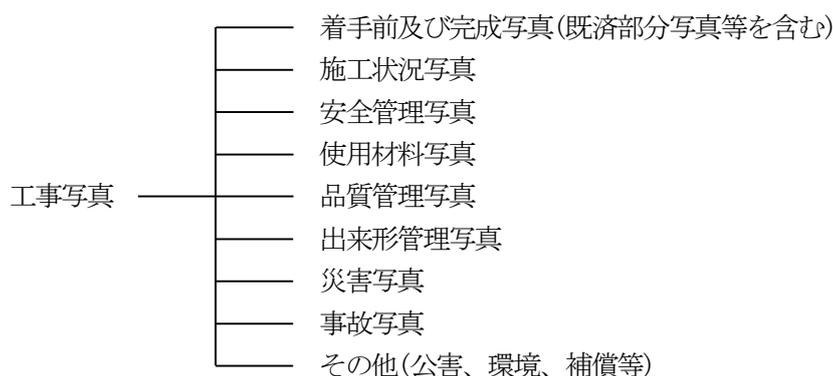
### 1-1 適用範囲

この写真管理基準は、林業土木工事施工管理基準に定める林業土木工事の工事写真による管理(デジタルカメラを使用した撮影～提出)に適用する。

また、写真を映像と読み替えることも可とする。

### 1-2 工事写真の分類

工事写真は以下のように分類する。



## 2 撮影

### 2-1 撮影頻度

工事写真は、撮影箇所一覧表に示す「撮影頻度」に基づき撮影するものとする。

### 2-2 撮影方法

写真撮影に当たっては、以下の項目のうち必要事項を記載した小黒板を文字が判読できるように被写体とともに写し込むものとする。

- ① 工事名
- ② 工種等
- ③ 測点(位置)
- ④ 設計寸法
- ⑤ 実測寸法
- ⑥ 略図

小黒板の判読が困難となる場合には、「デジタル写真管理情報基準」に規定する写真情報(写真管理項目-施工管理値)に必要事項を記入し、整理する。

また、特殊な場合で監督員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。

### 2-3 情報化施工及び3次元データによる施工管理(参考)

ICT技術を試行した場合の施工管理については、「「ICT活用工事の拡大に向けた実施要領等の改定について(通知)」(令和4年10月12日付け技第703号)の規定によるものとする。

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による出来形管理を行った場合には、出来形管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

また、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による品質管理を行った場合には、品質管理写真の撮影頻度及び撮影方法は、写真管理基準のほか、同要領の規定による。

## 2-4 写真の省略

工事写真は以下の場合に省略するものとする。

- (1) 品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合には、撮影を省略するものとする。
- (2) 出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を工種毎に1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。
- (3) 監督員または現場技術員が臨場して段階確認した箇所、検査職員が臨場して臨時検査した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとし、臨場時の状況写真は不要とする。

## 2-5 写真の編集等

写真の信憑性を考慮し、写真編集は認めない。ただし、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について」（令和5年3月15日付け、国技建管第6号）に基づく小黒板情報の電子的記入は、これに当たらない。

## 2-6 撮影の仕様

写真の色彩やサイズは以下のとおりとする。

- (1) 写真はカラーとする。
- (2) 有効画素数については、小黒板の文字が半読できることを指標とする。  
(100万画素程度～300万画素程度=1200×900程度～2000×1500程度)。  
映像と読み替える場合は、以下も追加する。
- (3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は、赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。
- (4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督職員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムラプス映像を撮影することができる。

## 2-7 撮影の留意事項

別紙撮影箇所一覧表の適用について、以下を留意するものとする。

- (1) 「撮影項目」「撮影頻度」等が工事内容に合致しない場合は、監督員の指示により追加、削減するものとする。
- (2) 不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。
- (3) 撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図(撮影位置図、平面図、凡例図、構造図など)を参考図として作成する。
- (4) 撮影箇所一覧表に記載のない工種については、監督員と写真管理項目を協議のうえ取り扱いを定めるものとする。

## 3 整理提出

撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した写真原本を電子媒体に格納し、監督員に提出するものとする。

写真ファイルの整理及び電子媒体への格納方法(各種仕様)は「新潟県電子納品実施要領」に基づくものとする。

また、撮影頻度以上に撮影した写真や編集、つなぎ写真の元写真も原本としてネガCDに格納し提出すること。

## 4 その他

撮影箇所一覧表の用語の定義

- (1) 適宜とは、設計図書の様子が写真により確認できる必要最小限の箇所や枚数のことをいう。
- (2) フィルムカメラを使用した撮影～提出とする場合は、「写真管理基準(案)令和2年3月(土木部)」を参考に監督職員と提出頻度等を協議の上、取扱いを定めるものとする。

### 撮影箇所一覧表(全体)

区分		写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
着手前・完成	着手前	全景又は代表部分写真	着手前1回 [着手前]	工事履行届けに添付する。(工事写真帳への電子納品とは別に、工事履行届と同じ媒体(紙又は電子)で納品[朱書き・引き出し線あり]する)
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回 [完成後]	
施行状況	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回 [月末]	
		施工中の写真	工種、種別毎に設計図書、施工計画書に従い施工していること(施工方法、使用機械など)が確認できるように適宜 [施工中]	
			高度技術・創意工夫・社会性等に関する実施状況が確認できるように適宜 [施工中]	
	仮設(指定仮設)	使用材料、仮設状況、形状寸法	1 施工箇所に1回 [施工前後]	
	図面との不一致	図面と現地との不一致の写真	必要に応じて [発生時] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における空中写真測量(UAV)」による場合は、撮影毎に1回(写真測量に使用したすべての画像(ICONフォルダに格納)) [発生時] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)における地上型レーザースキャナー(TLS)、地上移動体搭載型レーザースキャナー(地上移動体搭載型LS)、無人航空機搭載型レーザースキャナー(UAVレーザー)、TS(ノンプリズム方式)、TS等光波方式、RTK-GNSS)」による場合は、計測毎に1回 [発生時]	工事打合簿に添付する。
安全管理	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回(規制状況がわかる全体的な設置状況) [設置後]	1枚毎の接写は不要

区 分		写 真 管 理 項 目		摘 要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
安全管理	安全管理	各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回 (保安状況がわかる全体的な設置状況) [設置後]	実施状況資料に添付する。
		監視員交通整理状況	各1回 [作業中]	
		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回 [実施中]	
使用材料	使用材料	形状寸法 使用数量 保管状況	各品目毎に1回 [使用前]	品質証明に添付する
		品質証明 (JIS マーク表示)	各品目毎に1回	
		検査実施状況	各品目毎に1回 [検査時]	
品質管理		別添 撮影箇所一覧表(品質管理)に準じて撮影		
		不可視部分の 施工	適宜	
出来形管理		別添 撮影箇所一覧表(出来型管理)に準じて撮影		
		不可視部分の 施工	適宜	
		出来型管理基準 が定められていない	監督員と協議事項	
掲示物	設置状況	建設業許可証 労災保険成立表 建退協適用現場 施工体系図 など諸法令等で 定められたもの	掲示物全体1回 [設置後]	掲示物の区別がつくように撮影する (1枚毎の接写は不要)
建設副産物	搬出状況	状況 許可番号	処分場等搬入時 種別毎1回(1台)	
営繕施設等	設置状況	現場事務所 資材庫 トイレ 等	設置状況全景1回[設置後] (離れている場合は施設毎に1回)	
災害	被災状況	被災状況及び 被災規模等	その都度 [被災前] [被災直後] [被災後]	
事故	事故報告	事故の状況	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	発生前は付近の写真でも可
補償関係外	補償関係	被害又は損害 状況等	その都度 [発生前] [発生直後] [発生後]	
	環境対策、 現場環境改善等	各施設設置状況	各種毎1回 [設置後]	

## 品質管理写真撮影箇所一覧表

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]		
1	セメント、コンクリート(転圧コンクリート、コンクリートダム、覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く) (施工)	塩化物総量規制	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験に使用したコンクリートの供試体が、当該現場の供試体であることが確認できるもの	
		スランプ試験			
		コンクリートの圧縮強度試験			
		空気量測定	品質に変化が見られた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの曲げ強度試験	コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		コンクリート舗装の場合適用
	セメント、コンクリート(転圧コンクリート、コンクリートダム、覆工コンクリート、吹付けコンクリートを除く) (施工後試験)	コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		コンクリートの洗い分析試験			
		ひび割れ調査	対象構造物毎に1回 [試験実施中]		
		テストハンマーによる強度推定調査			
		コアによる強度試験	テストハンマー試験により必要が認められた時 [試験実施中]		
2	ガス圧接	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]		
		超音波探傷検査			
3	既製杭工	外観検査	検査毎に1回 [検査実施中]		
		浸透探傷試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		放射線透過試験			
		超音波探傷試験			
		水セメント比試験			
セメントミルクの圧縮強度試験					
7	下層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		プルーフローリング	路盤毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		骨材のふるい分け試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		土の液性限界・塑性限界試験			
		含水比試験			

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]		
8	上層路盤	現場密度の測定	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		粒度			
		平板載荷試験			
		土の液性限界・塑性限界試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		含水比試験			
9	アスファルト安定処理路盤	アスファルト舗装に準拠			
10	セメント安定処理路盤 (施工)	粒度	各種路盤毎に1回 [試験実施中]		
		現場密度の測定			
		含水比試験	観察により異常が認められた場合 [試験実施中]		
		セメント量試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
11	アスファルト舗装 (プラント)	粒度	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		アスファルト量抽出 粒度分析試験			
		温度測定			
		水浸ホイールトラッキング試験			
		ホイールトラッキング試験			
		ラベリング試験			
	アスファルト舗装 (舗設現場)	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		温度測定			
		外観検査			
		すべり抵抗試験			
	12	転圧コンクリート (施工)	コンシステンシーVC試験		コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]
マーシャル突き固め試験					
ランマー突き固め試験					
コンクリートの曲げ強度試験			コンクリートの種類毎に1回 [試験実施中]		
温度測定(コンクリート)					
現場密度の測定				コンクリートの種類毎に1回 [温度測定中]	
コアによる密度測定					

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]		
13	路床安定処理工	現場密度の測定	路床毎又は施工箇所毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
		プルーフローリング	路床毎に1回 [試験実施中]		
		平板載荷試験			
		現場CBR試験			
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認められた場合 [試験実施中]		
たわみ量	プルーフローリングの不良個所について実施 [試験実施中]				
16	アンカー工	モルタルのフロー値試験	適宜 [試験実施中]		
		モルタルの圧縮強度試験			
		多サイクル確認試験			
		1サイクル確認試験			
17	補強土壁工	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による場合は、写真管理を省略する		
18	吹付工(施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]		
		コンクリートの圧縮強度試験			
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		コアによる強度試験			品質に異常が認められた場合 [試験実施中]
19	現場吹付法砕工	コンクリートの圧縮強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]		
		塩化物総量規制			
		コアによる強度試験	品質に異常が認められた場合 [試験実施中]		
		スランブ試験	品質に変化がみられた場合 [試験実施中]		モルタルを除く
		空気量測定			
		ロックボルトの引抜き試験			試験毎に1回 [試験実施中]

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
22	治山土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写 真管理を省略する	
		土の含水比試験	含水比に変化が認められた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
23	林道土工 (施工)	現場密度の測定	土質毎に1回 [試験実施中] ただし、「TS・GNSSを用いた盛土の 締固め管理要領」による場合は、写 真管理を省略する	
		ブルーフローリング	工種毎に1回 [試験実施中]	
		平板載荷試験	土質毎に1回 [試験実施中]	
		現場CBR試験		
		含水比試験	降雨後又は含水比の変化が認めら れた場合 [試験実施中]	
		コーン指数の測定	トラフィカビリティが悪い場合 [試験実施中]	
		たわみ量	ブルーフローリングの不良個所に ついて実施 [試験実施中]	
24	捨石工	岩石の見掛比重	産地又は岩質毎に1回 [試験実施中]	
		岩石の吸水率		
		岩石の圧縮強さ		
		岩石の形状		
25	コンクリートダム (材料)	アルカリ骨材反応対策	採取地毎に1回 [試験実施中]	
		骨材の密度及び吸水率 試験		
		骨材のふるい分け試験		
		砂の有機不純物試験	砂質毎に1回 [試験実施中]	
		モルタルの圧縮強度 による砂の試験		
		骨材の微粒分量試験	骨材毎に1回 [試験実施中]	
		粗骨材中の軟石量試験		
		骨材中の粘土塊量の 試験		
		硫酸ナトリウムによ る骨材の安定性試験		
		粗骨材のすりへり試験		
		骨材中の比重 1.95 の 液体に浮く粒子の試 験		
		練り混ぜ水の水質試験		

番号	工種	写真管理項目		摘要
		撮影項目	撮影頻度[時期]	
25	コンクリートダム (施工)	塩化物総量規制	配合毎に1回 [試験実施中]	圧縮強度試験 に使用したコン クリートの 供試体が、当 該現場の供試 体であること が確認できる もの  気温、コンク リート
		スランプ試験	品質に変化が認められた場合[試験 実施中]	
		空気量測定		
		コンクリートの圧縮 強度試験	配合毎に1回 [試験実施中]	
		温度測定		
		コンクリートの単位 容積質量試験		
		コンクリートの洗い 分析試験		
		コンクリートのプリー ディング試験		
		コンクリートの引張 強度試験		
		コンクリートの曲げ 強度試験		
26	路上再生路盤工 (材料)	修正CBR試験	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の粒度試験		
		土の含水比試験		
		土の液性限界・塑性限 界試験		
	路上再生路盤工 (施工)	現場密度の測定	材料毎に1回 [試験実施中]	
		土の一軸圧縮試験		
		CAEの一軸圧縮試 験		
		含水比試験		

番号	工種	写真管理項目		摘要	
		撮影項目	撮影頻度[時期]		
11	簡易舗装工	現場密度の測定	合材の種類毎に1回 [試験実施中]		
		粒度			
		アスファルト量抽出			
		粒度分析試験			
		プルーフローリング			
		温度測定			
27	工場製作工	含水比試験	1橋に1回又は1工事に1回 [現物照合時]		
		外観検査			
		在庫品切出			当初の物件で1枚 [切出時] ※他は焼き増し
		機械試験			1橋に1回又は1工事に1回 [試験実施中]
28	ガス切断工	表面粗さ	試験毎に1回 [試験実施中]		
		ノッチ深さ			
		スラグ			
		上縁の溶け			
		平面度			
		ベベル精度			
		真直度			
29	溶接工	引張試験	試験毎に1回 [試験実施中]		
		型曲げ試験			
		衝撃試験			
		マクロ試験			
		非破壊試験			
		突合せ継手の内部欠陥に対する検査			
		外観検査			
		曲げ試験			
		ハンマー打撃試験	外観検査が不合格となったスタッドジベルについて [試験実施中]		
30	中層混合処理	テーブルフロー試験	適宜 [試験実施中]		
		土の一軸圧縮試験	材料毎に1回 [試験実施中]		

## 出来形管理写真撮影箇所一覧表

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通編	2 土工	3 治山土工	4		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	1-2-3-4	
						法長 *右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所に1回 [掘削後]		
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 [掘削後]		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
			5		盛土工	卷出し厚	200mに1回 [卷出し時]	1-2-3-5	
									「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要
							締固め状況		転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	3 治山土工	5		盛土工  法長 幅 *右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	1-2-3-5	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 [掘削後]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影	
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。		
			7		法面整形工 (盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所 に1回 [仕上げ時]	1-2-3-7
			8		堤防天端工	厚さ 幅	200mに1回 [施工後]	1-2-3-8

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
1 共通編	2 土工	4 林道土工	2		掘削工	土質等の判別	地質が変わる毎に1回 [掘削中]	1-2-4-2	
						法長 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 [掘削後]		
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回 [掘削後]		・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。		
1 共通編	2 土工	4 林道土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	巻出し厚	200mに1回 [巻出し時] 「TS/GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」における「締固め層厚分布図」を提出する場合は写真不要	1-2-4-3.4	
						締固め状況	転圧機械又は地質が変わる毎に1回 [締固め時]		
						法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	200m又は1施工箇所 [施工後]		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
1 共通編	2 土工	4 林道土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	法長 幅 ※右のいずれかで撮影する。	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事1回[掘削後]	・出来映えの撮影 ・TS等の設置状況と出来形計測対象点上のプリズムの設置状況(プリズムが必要な場合のみ)がわかるように撮影
							「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)多点計測技術(面管理の場合)における空中写真測量(UAV)および地上写真測量」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることができる。	
1 共通編	2 土工	4 林道土工	5		盛土補強工(補強土(テールアルメ)壁工法)(多数アンカー式補強土工法)(ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	厚さ	120m又は1施工箇所1回[施工後]	1-2-4-5
			7		法面整形工(盛土部)	仕上げ状況 厚さ	200m又は1施工箇所1回[仕上げ時]	1-2-4-7
	3 無筋・鉄筋コンクリート	7 鉄筋工	4	1	組立て	平均間隔	コンクリート打設毎に1回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)	1-3-7-4
				かぶり	コンクリート打設毎に1回(重要構造物かつ主鉄筋について適用)			
			2		組立て ※新設のコンクリート構造物のうち、橋梁上部工事と下部工事	非破壊試験(電磁誘導法、電磁波レーダ法)	試験毎に1回[試験実施中]	1-3-7-4

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	3 共通 的工 種	4		矢板工 [指定仮設、 任意仮設は 除く] (鋼矢板) (軽量鋼矢 板) (コンクリ ート矢板) (広幅鋼矢 板) (可とう鋼 矢板)	根入長	40m又は1施工箇所 に1回 [打込前後]	3-1-3-4
						変位	40m又は1施工箇所 に1回 [打込後]	
						数量	全数量 [打込後]	
			5		縁石工 (縁石、ア スカーブ)	出来ばえ	種別毎に1回 [施工後]	3-1-3-5
			6		小型標識工	基礎幅 基礎高さ 根入れ長	基礎タイプ毎5箇所 に1回 [施工後]	3-1-3-6

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	7	1	路側防護柵工 (ガードレール)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1 施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある場合) [施工後]	3-1-3-7
						ビーム取付高	1 施工箇所につき1回 [施工後]	
			2	路側防護柵工 (ガードケーブル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※基礎延長	1 施工箇所につき1回 (※印は現場打ち部分がある場合) [施工後]	3-1-3-7	
					ケーブル取付高	1 施工箇所につき1回 [施工後]		
			8	区画線工	材料使用量	全数量 [施工前後]	3-1-3-8	
					出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]		
			9	道路付属物工 (視線誘導標) (距離標)	高さ	1 施工箇所につき1回 [施工後]	3-1-3-9	
			10	コンクリート 面塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	3-1-3-10	
					素地調整状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]		
					塗装状況	各層毎につき1回 [塗装後]		
			11	1	プレテンション 桁製作工 (購入工) (桁橋)	断面の外形寸法 橋桁の反り 横方向の曲がり	1 スパンにつき1回 [製作後]	3-1-3-11
						断面の外形寸法 橋桁の反り 横方向の曲がり	1 スパンにつき1回 [製作後]	
			12	1	ポストテンション 桁製作工	シーす、PC 鋼 材配置状況	桁毎につき1回 [打設前]	3-1-3-12
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎につき1回 [型枠取外後]	
						中詰め及びグ ラウト状況	1 スパンにつき1回 [施工時]	
			13	1	プレキャスト セグメント製 作工 (購入工)	断面の外形寸法	1 スパンにつき1回 [製作後]	3-1-3-13
組立状況	1 スパンにつき1回 [組立時]							
			2	プレキャスト セグメント主 桁組立工	組立状況	1 スパンにつき1回 [組立時]	3-1-3-13	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	14		PC ホロースラブ製作工	シーす、PC 鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-1-3-14
						幅 厚さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 [施工時]	
			15	1	PC 箱桁製作工	シーす、PC 鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-1-3-15
						幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]	
						内空幅 内空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]	
						中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 [施工時]	
			2	PC 押出し箱桁製作工	シーす、PC 鋼材配置状況	桁毎に1回 [打設前]	3-1-3-15	
					幅(上) 幅(下) 高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]		
					内空幅 円空高さ	桁毎に1回 [型枠設置後]		
					中詰め及びグラウト状況	1 スパンに1回 [施工時]		
			16	根固めブロック工	数量	全数量 [製作後]	3-1-3-16	
					ブロックの形状寸法	形状寸法変わる毎に1回 [製作後]		
			17	沈床工	格子寸法 厚さ 割石状況 幅	40m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	3-1-3-17	
18	捨石工	幅	200m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	3-1-3-18				
20	階段工	幅 高さ 長さ	1 施工箇所に1回 [施工後]	3-1-3-20				
22	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	設置状況	1 スパンに1回 [設置後]	3-1-3-22			
			2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)		設置状況	1 スパンに1回 [設置後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	3 共通の工種	23	1	環境配慮型護岸工 (巨石張り、巨石積み)	胴込裏込厚	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-1-3-23
					法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
				2	環境配慮型護岸工 (籠マット)	高さ 法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-3-23
			24	1	羽口工 (蛇籠)	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-3-24
				2	羽口工 (フトン籠、籠枠)	高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-3-24
			25		プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-1-3-25
						※幅 ※高さ	200m又は1施工箇所に1回 (※印は場所打ちのある場合) [埋戻し前]	
			26	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝) (自由勾配側溝) (管渠)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	3-1-3-26
				2	側溝工 (場所打水路工)	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	
				3	側溝工 (暗渠工)	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	
			27		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	3-1-3-27
			28		現場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	3-1-3-28
						ケレン状況 (塗替)	スパン毎、部材別 [施工前後]	
						塗装状況	各層毎1スパンに1回 [塗装後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 林業 土木 工事 共通 編	1 一般 施工	4 基礎 工	1		一般事項 (切込砂利) (碎石基礎工) (割栗石基礎工) (均しコンク リート)	幅	40m又は1 施工箇所 に1回 [施工後]	3-1-4-1	
						高さ			
			3	1	基礎工護岸 (現場打)	幅	200m又は1 施工箇所 に1回 [型枠取外し後]	3-1-4-3	
						高さ			
			2		基礎工護岸 (プレキャスト)	据付状況	200m又は1 施工箇所 に1回 [施工後]	3-1-4-3	
			4	1	既製杭工 (既製コンク リート杭) (鋼管杭) (H鋼杭)	偏心量	1 施工箇所 に1回 [打込後]	3-1-4-4	
						根入長			1 施工箇所 に1回 [打込前]
						数量			全数量 [打込後]
						杭頭処理状況			1 施工箇所 に1回 [処理前・中・後]
			2		既製杭工 (鋼管ソイル セメント杭)	偏心量(鋼管 杭・掘削心)	1 施工箇所 に1回 [打込後]	3-1-4-4	
						根入長(鋼管 杭、ロッド)			1 施工箇所 に1回 [打込前]
						数量、杭径(ソ イルセメント 柱径)			全数量 杭頭余盛部の撤去前、 杭頭処理後
						杭頭処理状況			1 施工箇所 に1回 [処理前・中・後]
			5		場所打杭工	根入長	1 施工箇所 に1回 [施工中]	3-1-4-5	
						偏心量			1 施工箇所 に1回 [打込後]
						数量、杭径			全数量 杭頭余盛部の撤去前、 杭頭処理後
						杭頭処理状況			1 施工箇所 に1回 [処理前・中・後]
						鉄筋組立状況			1 施工箇所 に1回 [組立後]
			6		深礎工	根入長	全数量 [掘削後]	3-1-4-6	
						偏心量、数量、 基礎径			全数量 [施工後]
ライナープレ ート設置状況	1 施工箇所 に1回 [掘削後]								
土質	土質の変わる毎に1回 [掘削中]								
鉄筋組立状況	全数量 [組立後]								

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	4 基礎工	7		オープンケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]	3-1-4-7		
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回 [設置後及び型枠取外し後]			
						載荷状況	1基に1回 [載荷時]			
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]			
			8		ニューマチックケーソン基礎工	沓	1基に1回 [据付後]		3-1-4-8	
						ケーソンの長さ ケーソンの幅 ケーソンの高さ ケーソンの壁厚 偏心量 鉄筋組立状況	1ロットに1回[設置後及び型枠取外し後]			
						載荷状況	1基に1回 [載荷時]			
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]			
			9		鋼管矢板基礎工	沓	1基に1回 [据付後]			3-1-4-9
						根入長 偏心量 鉄筋組立状況	1基に1回 [設置後]			
						載荷状況	1基に1回 [載荷時]			
						封鎖コンクリート 打設状況 中埋状況	1基に1回 [施工時]			
			10		木杭工	根入長	1 施工箇所に1回 [施工中]			
偏心量	1 施工箇所に1回 [打込後]									
数量、杭径	全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後									

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	1	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-1-5-3	
						法長 厚さ (ブロック積張)	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
				2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回	3-1-5-3	
			3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-5-3		
			4	緑化ブロック工	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-1-5-4		
					法長 厚さ (ブロック)	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回			
			5	石積(張)工	厚さ (裏込)	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-1-5-5		
					法長 厚さ (石積・張)	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、根入部は40mに1回			
			6	コンクリート路面工・砂利路盤工	2	コンクリート路面工	厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後]	3-1-6-2
							金網寸法 位置	80mに1回 [据付後]	
							目地段差	1工事に1回	
			3	砂利路盤工	3	砂利路盤工	整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	3-1-6-3
							厚さ	各層毎200mに1回 [整正後]	
							幅	各層毎80mに1回 [整正後]	

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-1-7-7
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回	
							[整正後]	
		厚さ	各層毎200mに1回					
			[整正後]					
			ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回					
			[整正後]					
幅	各層毎80mに1回							
	[整正後]							
	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回							
	[整正後]							
7	7	2	7	2	アスファルト舗装工(上層路盤工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ	各層毎400mに1回	3-1-7-7
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎400mに1回	
							[整正後]	
厚さ	各層毎200mに1回							
	[整正後]							
	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回							
	[整正後]							
幅	各層毎80mに1回							
	[整正後]							
	ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回							
	[整正後]							

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	7	7	3	アスファルト 舗装工(上層路 盤工) セメント(石 灰)安定処理工	敷均し厚さ	各層毎 400mに 1回	3-1-7-7
						転圧状況	[施工中]	
						整正状況	各層毎 400mに 1回	
					[整正後]			
				厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に 1回			
					[整正後] ※コアを採取した場合は写真 不要 ただし、「3次元計測技術を 用いた出来形管理要領(案)」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎 1工事に 1回			
	[整正後]							
					幅	各層毎 80mに 1回		
						[整正後]		
						ただし、「3次元計測技術を 用いた出来形管理要領(案)」 による場合は各層毎 1工事に 1回		
						[整正後]		
				4	アスファルト 舗装工(加熱ア スファルト安 定処理工)	敷均し厚さ	各層毎 400mに 1回	3-1-7-7
					転圧状況	[施工中]		
					整正状況	各層毎 400mに 1回		
						[整正後]		
					幅	各層毎 80mに 1回		
						[整正後]		
						ただし、「3次元計測技術を 用いた出来形管理要領(案)」 による場合は各層毎1工事に 1 回		
						[整正後]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	7	5	アスファルト舗装工(基層工)	整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]	3-1-7-7	
						タックコート、プライムコート	各層毎1回 [散布時]		
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
				6	アスファルト舗装工(表層工)	整正状況	各層毎400mに1回 [整正後]		3-1-7-7
						タックコート、プライムコート	各層毎1回 [散布時]		
						平坦性	1工事毎1回 [実施中]		
			8	1	コンクリート舗装工(下層路盤工)	敷均し厚さ	各層毎400mに1回 [施工中]	3-1-7-8	
						転圧状況	各層毎400mに1回 [整正後]		
						厚さ	各層毎200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3	1	7	8	2	コンクリート舗装工(粒度調整路盤工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに 1 回 [施工中]	3-1-7-8
						整正状況	各層毎 400mに 1 回 [整正後]	
						厚さ	各層毎 200mに 1 回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎 1 工事に 1 回 [整正後]	3-1-7-8
				幅	各層毎 80mに 1 回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎 1 工事に 1 回 [整正後]			
				3	コンクリート舗装工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに 1 回 [施工中]	
						整正状況	各層毎 400mに 1 回 [整正後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	3		厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	3-1-7-8
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
				4	コンクリート舗装工(アスファルト中間層)	修正状況	400mに1回 [修正後]	3-1-7-8
						タックコート、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	
						幅	各層毎80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	
				5	コンクリート舗装工(コンクリート舗装版工)	石粉、プライムコート	各層毎に1回 [散布時]	3-1-7-8
						スリップバー、タイバー寸法、位置	80mに1回 [据付後]	
						鉄網寸法、位置	80mに1回 [据付後]	
						平坦性	1工事に1回 [実施中]	
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	5				3-1-7-8
						目地段差	1 工事に1回	
				6	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 下層路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 [施工中]	3-1-7-8
						整正状況	各層毎 400mに1回 [整正後]	
						厚さ	各層毎 200mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
						幅	各層毎 80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [整正後]	
				7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 [施工中]	3-1-7-8
						整正状況	各層毎 400mに1回 [整正後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	7	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚さ	各層毎 200mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]	3-1-7-8	
						幅	各層毎 80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		
				8	コンクリート舗装工(転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	敷均し厚さ 転圧状況	各層毎 400mに1回 [施工中]		3-1-7-8
						修正状況	各層毎 400mに1回 [修正後]		
						厚さ	1,000 m <sup>2</sup> に1回 [修正後] ※コアを採取した場合は写真不要 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		
						幅	各層毎 80mに1回 [修正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は各層毎1工事に1回 [修正後]		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	1	7	8	9	コンクリート 舗装工(転圧コ ンクリート版 工) アスファルト 中間層	整正状況	400mに1回 [整正後]	3-1-7-8	
						タックコート、 プライムコート	各層毎に1回 [散布時]		
						幅	各層毎80mに1回 [整正後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 による場合は各層毎1工事に 1回 [整正後]		
				10	コンクリート 舗装工(転圧コ ンクリート版 工)	敷均し厚さ 転圧状況	400mに1回 [施工中]		3-1-7-8
						厚さ	各層毎200mに1回 [型枠据付後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 により「厚さあるいは標高較 差」を管理する場合は各層毎 1工事に1回 [整正後]		
						平坦性	1工事1回 [実施中]		
				11	コンクリート 舗装工(連続鉄 筋コンクリート 舗装工)	石粉、プライム コート	各層毎に1回 [散布時]		3-1-7-8
						鉄筋寸法、位置	80mに1回 [据付後]		
						横膨張目地部ダ ウエルバー寸 法、位置	1 施工箇所に1回 [据付後]		
						縦そり突合せ目 地部・縦そりダ ミー目地部タイ バー寸法、位置	80mに1回 [据付後]		
						平坦性	1 工事1回 [実施中]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	7 一般舗装工	8	11	コンクリート舗装工(連続鉄筋コンクリート舗装工)	厚さ	各層毎 200mに1回 [型枠据付後] [スリップフォーム工法の場合は打設前後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により「厚さあるいは標高較差」を管理する場合は各層毎 1工事に1回 [修正後]	3-1-7-8
						目地段差	1工事に1回	
			9		路面切削工	幅 厚さ(基準高)	1施工箇所に1回 [施工後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による場合は1工事に1回 [施工後]	3-1-7-9
						10		
			11		オーバーレイ工	平坦性	1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-7-11
						タックコート	各層毎に1回 [散布時]	
						修正状況	400mに1回 [施工後]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	8 地盤改良工	2		路床安定処理工	施工厚さ 幅	40mに1回 [施工後]	3-1-8-2
					3		置換工	置換厚さ 幅
			5		パイルネット工	厚さ 幅	40m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-8-5
						6		
			7 8		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーパードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工) 締固改良工 (サンドコンパクションパイル工)	打込長さ 出来ばえ	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 [打込み前後、施工中]	3-1-8-7.8
						杭径 位置・間隔	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 [打込後]	
						砂の投入量	全数量 [打込前後]	

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	8 地盤改良工	9	1	固結工 (粉末噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	位置・間隔 杭径	1 施工箇所に1回 [打込後]	3-1-8-9
						深度	1 施工箇所に1回 [打込前後] ただし、(スラリー攪拌工) において、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	8 地盤改良工	9	2	固結工 (中層混合処理)	施工厚さ 幅	1,000m <sup>3</sup> ~4,000m <sup>3</sup> につき1回、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1回。 [施工厚さ 施工中] [幅 施工後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」により出来形管理資料を提出する場合は、出来形管理に関わる写真管理項目を省略できる。	3-1-8-9

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	11 仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	変位 根入長	40m又は1施工箇所 に1回 [打込前]	3-1-11-5	
						数量	全数量 [打込後]		
				2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削孔深さ	1 施工箇所に1回 [削孔後]	3-1-11-5	
						配置誤差	1 施工箇所に1回 [施工後]		
				3	土留・仮締切工 (連節ブロック 張り工)	法長	200m又は1 施工箇所に1回 [施工後]  ただし、根入部は40mに1回	3-1-11-5	
				4	土留・仮締切工 (締切盛土)	天端幅 法長	250m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	3-1-11-5	
		5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	出来ばえ	250m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	3-1-11-5			
		20	法面吹付工		第3編 第1章 3-1-15-3 吹付工に準ずる	3-1-11-20			
		13 工場製作工	1	1	1	鑄造費(金属支 承工)	製作状況	適宜 [製作中]	3-1-13-1
					2	鑄造費(大型ゴ ム支承工)	製作状況	適宜 [製作中]	3-1-13-1
					3	仮設材製作工	原寸状況	1 橋に1回又は 1 工事に1回 [原寸時]	3-1-13-1
							製作状況	適宜 [製作中]	
		4	刃口金物製作 工	刃口高さ 外周長	1 施工箇所に1回 [仮組立時]	3-1-13-1			

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工	3	1	桁製作工 (仮組立による 検査を実施する 場合) (シミュレーシ ョン仮組立検 査を行う場合)	原寸状況	1橋に1回又は 1工事に1回 [原寸時]	3-1-13-3  ※シミュ レーシ ョン仮組立 検査の場 合は仮組 立寸法を 省略
						製作状況	適宜 [製作中]	
						仮組立寸法(撮 影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	
			2	桁製作工(仮組 立検査を実施 しない場合)	原寸状況	1橋に1回又は 1工事に1回 [原寸時]	3-1-13-3	
					製作状況	適宜 [製作中]		
			3	桁製作工(鋼製 堰堤製作工(仮 組立時))	仮組立寸法(撮 影項目は適宜)	1基に1回又は 1工事に1回 [仮組立時]	3-1-13-3	
			4	検査路製作工	原寸状況	1橋に1回又は 1工事に1回 [原寸時]	3-1-13-4	
					製作状況	適宜 [製作中]		
			5	鋼製伸縮継手 製作工	原寸状況	1橋に1回又は 1工事に1回 [原寸時]	3-1-13-5	
					製作状況	適宜 [製作中]		
					仮組立寸法	1橋に1回又は 1工事に1回 [仮組立時]		
			6	落橋防止装置 製作工	原寸状況	1橋に1回又は 1工事に1回 [原寸時]	3-1-13-6	
					製作状況	適宜 [製作中]		
			8	アンカーフレ ーム製作工	仮組立寸法(撮 影項目は適宜)	1橋に1回又は 1工事に1回 [仮組立時]	3-1-13-8	
			9	プレビーム用 桁製作工	原寸状況	1橋に1回又は 1工事に1回 [原寸時]	3-1-13-9	
製作状況	適宜 [製作中]							
仮組立寸法	1橋に1回又は 1工事に1回 [仮組立時]							

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
3 林業土木工事共通編	1 一般施工	13 工場製作工	10		鋼製排水管製作工	原寸状況	1橋に1回又は 1工事に1回 [原寸時]	3-1-13-10
						製作状況	適宜 [製作中]	
		11		工場塗装工	材料使用量 (塗料缶)	全数量 [使用前後]	3-1-13-11	
					素地調整状況 (塗替)	部材別 [施工前後]		
					塗装状況	各層毎に1回 [塗装後]		
		14 橋梁架設工	2 3 4 5 6 7 8		架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラベラークレーン架設)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]	3-1-14-2
								-3
								-4
								-5
								-6
								-7
					-8			
		15 法面工	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工、 植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	材料使用量	1工事に1回 [混合前]	3-1-15-2
						土羽土の厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工中]	
法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]							
2			植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	3-1-15-2		
				ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]			
				厚さ(検測孔)	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 [吹付後]			
				法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]			
				材料使用量	1工事に1回 [混合前]			

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]				
3	1	15	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	3-1-15-3			
						ラス鉄網の重ね 合せ寸法	200m又は1施工箇所に1回 [吹付前]				
						法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]				
						厚さ(検測孔)	200 m <sup>2</sup> 又は1施工箇所に1回 [吹付後]				
						4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 幅 高さ 枠中心間隔	200m又は1施工箇所に1回 [施工後] ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき写真測量に用いた画像を納品する場合には、写真管理に代えることが出来る。	3-1-15-4
						2		法枠工 (プレキャスト 法枠工)	法長	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-15-4
						5		アンカー工	削孔深さ	1 施工箇所に1回 [削孔後]	3-1-15-5
					配置誤差				1 施工箇所に1回 [施工後]		
					18	2		場所打擁壁工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-1-18-2
									厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	
						3		プレキャスト 擁壁工	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	3-1-18-3
						4		補強土壁工 (補強土(テール アルメ)壁工法) (多数アンカー 式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた 補強土工法)	高さ 鉛直度	120m又は1施工箇所に1回 [施工後]	3-1-18-4

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
3	1	18	5		井桁ブロック工	裏込厚さ	120m又は1施工箇所に1回 [施工中]	3-1-18-5	
						法長厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]		
		19	2		床版・横組工	幅 厚さ 鉄筋の有効高さ 鉄筋のかぶり 鉄筋間隔	1スパンに1回 [打設前後]	3-1-19-2	
4	1	5	5		場所打コンクリート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外後]	4-1-5-5	
						数量	全数量 [製作後]		4-1-5-6
		ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 [製作後]						
		据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]						
		6	4			海岸コンクリートブロック工	数量	全数量 [製作後]	4-1-6-4
							ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 [製作後]	
							法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	
		5				コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-1-6-5
裏込材厚	40m又は1施工箇所に1回 [施工中]								

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
4	1	8	2		コンクリート被覆工	法長 厚さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-1-8-2
						基礎厚	40m又は1施工箇所に1回 [施工中]	
		9	3		波返工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-1-9-3

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]					
4	治山防 潮工等	2	3	突堤 基礎工	4	捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-2-3-4			
					5	吸出防止工	幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-2-3-5			
		4	突堤本 体工	2	捨石工	法長 天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-2-4-2				
				5	海岸コンク リートブロ ック工	数量	全数量 [製作後]	4-2-4-5				
						ブロックの形状 寸法	形状寸法が変わる毎に1回 [製作後]					
						天端幅	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]					
				9	石砕工	厚さ 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-2-4-9				
						間詰石状況	1施工箇所に1回 [施工後]					
				10	場所打コン リート工	幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	4-2-4-10				
				11	1	ケーソン工(ケ ーソン工製作)	壁厚 幅 高さ 長さ 底版厚さ フーチング高さ	1基毎に1回 [製作後]	4-2-4-11			
							2	ケーソン工(ケ ーソン工据付)		据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]	4-2-4-11
							3	ケーソン工(突 堤上部工) 場所打コン リート 海岸コンク リートブロ ック		厚さ 幅	1施工箇所に1回 [施工後]	4-2-4-11
		12	1	セルラー工(セ ルラー工製作)	壁厚 幅 高さ	1基毎に1回 [製作後]	4-2-4-12					
					2	セルラー工(セ ルラー工据付)		据付状況	1施工箇所に1回 [据付後]	4-2-4-12		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要				
						撮影項目	撮影頻度[時期]					
4	治山防潮工等	2	4	12	3	セルラー工(突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブロック	厚さ	1 施工箇所に1回 [施工後]	4-2-4-12			
							幅					
		5	根固工	2	3	捨石工	法長	200m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	4-2-5-2			
							天端幅					
		6	消波工	3	3	根固ブロック工	数量	全数量 [製作後]	4-2-5-3			
							ブロックの形状寸法			形状寸法が変わる毎に1回 [製作後]		
	3	離岸堤・潜堤	3	3	捨石工	法長	200m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	4-3-3-3				
						天端幅						
	4	砂丘造成	3	2	2	堆砂工(堆砂垣・丘頂編柵)	高さ	100m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	4-4-3-2			
							延長					
4		森林造成	3	3	3	盛土工(土塁工)		第1編 1-2-3-5 盛土工に準じる。	4-4-3-3			
							防風工(防風垣) (間伐材)			高さ	100m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	4-4-4-3
							静砂工(静砂垣)			延長		
							植栽工・保育				100m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	4-4-4-5
6	1	1	植栽工・保育		第5編 第9章 第2節 植栽及び第3節 保育に準じる。	4-4-4-6						

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]				
5	溪間・山腹工等	1	共通施工	4	掘削工及び残土処理	1		掘削工	第1編 第2章 第3節 1-2-3-4 掘削工 に準じる。	5-1-4-1	
				6	盛土工	1		盛土工	第1編 第2章 第3節 1-2-3-5 盛土工 に準じる。	5-1-6-1	
				7	基礎工	1	切込砂利 栗石基礎		幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 [施工後]	5-1-7-1
						2	胴木基礎			1施工箇所に1回 [施工後]	5-1-7-2
						3	木杭基礎	根入長		1施工箇所に1回 [施工中]	5-1-7-3
				偏心量				1施工箇所に1回 [打込後]			
				数量、杭径				全数量 杭頭余盛部の撤去前、杭頭処理後			
				8	石積(張)工・コンクリート積(張)工	1 2				第3編 第1章 第5節 石・ブロック積(張)工 に準じる。	5-1-8-1.2
				9	鉄線籠工	1		鉄線籠工	長さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-1-9-1

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
5	1	11	2		管渠工	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	5-1-11-2		
					鉄筋コンクリート方格枠・片法枠工	長さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-1-12-2		
						鋼製枠工	長さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-1-12-3	
					13		鋼製柵工	据付状況	1 施工箇所に1回 [施工後]	5-1-13
					14		金網張工	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	5-1-14
	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]								
	3	1	5	4		コンクリート治山ダム本体工	打継目処理・打込・養生	4リフト毎に1回	5-3-5-4	
						天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 [施工後]			
						6		コンクリート側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]
		8		水叩工	幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-3-5-8			
6		5	1	鋼製堰堤本体工(不透過型)	長さ 幅 下流側倒れ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-3-6-5			
				2	鋼製堰堤本体工(透過型)	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-3-6-5		
7		2		基礎工	幅 厚さ	40m又は1施工箇所に1回 [施工後]	5-3-7-2			
	3			鋼製枠治山ダム工	堤長 堤幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-3-7-3			

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
5	3	8	5		基礎工	幅 厚さ	40m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	5-3-8-5		
					木製治山ダム 本体工	天端幅 堤幅 水通しの幅	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-3-8-6		
					木製側壁工	天端幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-3-8-7		
					木製水叩工	幅 長さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-3-8-9		
	4	4	8			魚道工	幅 高さ 厚さ	200m又は測定箇所毎に1回 [施工後]	5-4-4-8	
	5	6	6			丸太積土留工	長さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-5-6-6	
						コンクリート 板土留工	長さ 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-5-6-7	
						鉄線籠土留工	長さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-5-6-9	
						土のう積土留 工	長さ 幅 高さ	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-5-6-10	
		8	3				鋼製落石防止 壁工	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	5-5-8-3
							落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	5-5-8-4
							落石防護網工	幅	1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-8-5
							固定工(ロープ 伏工)	据付状況	1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-8-6
		9	2				礫暗渠工	幅 深さ	100m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	5-5-9-2
							鉄線籠暗渠工	据付状況	100m又は1施工箇所 に1回 [埋戻し前]	5-5-9-4
	ボーリング暗 渠工						削孔深さ 配置誤差	1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-9-6	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
5	5	10	3		野面石水路工 練石張・空石張 水路工 編柵水路工 鉄線籠水路工	高さ	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-10-3		
						高さ		-4		
						幅		-6		
						幅		-7		
					9		場所打水路工	高さ 高さ 幅	100m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し後]	5-5-10-9
					10		植生土のう水路工	高さ 幅	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-10-10
					11		張芝水路工	高さ 幅	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-10-11
					11		柵工	高さ 延長	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-11
					12		筋工	延長	100m又は1施工箇所に1回 [施工後]	5-5-12
					13		伏工	清掃状況	200m又は1施工箇所に1回 [清掃後]	5-5-13
								法長		
		14		実播工	施工状況	1施工箇所に1回 [施工中]	5-5-14			
		15		吹付工		第3編 第1章 第15節 法面工に準じる。	5-5-15			
		16		法枠工		第3編 第1章 第15節 法面工に準じる。	5-5-16			
		17		植栽工		第5編 第9章 第2節 植栽に準じる。	5-5-17			

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5	6	4	4		集排水ボーリング工	削孔深さ 配置誤差	1 施工箇所 [施工後]	5-6-4-4

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5 溪間・山腹工等	6 地すべり防止工	6			集水井工	偏心量 長さ 巻立て幅 巻立て厚さ	1 施工箇所に1回 [施工後]	5-6-6
		7	2		掘削	岩質	岩質の変わる毎に1回 [掘削中]	5-6-7-2
		3	4		支保工	設置状況	200m又は1 施工箇所に1回 [設置後]	5-6-7-3.4
		5			覆工	幅 厚さ	200m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	5-6-7-5
		8	2		排土工		第1編 第2章 第3節 1-2-3-4 掘削工 に準じる。	5-6-8-2
			3		押え盛土工		第1編 第2章 第3節 1-2-3-5 盛土工 に準じる。	5-6-8-3
		9	2		鋼管杭 合成杭		第3編 第1章 第4節 3-1-4-4 既製杭工 に準じる。	5-6-9-2
		3		場所打杭工		第3編 第1章 第4節 3-1-4-5 場所打杭工 に準じる。	5-6-9-3	
	11			アンカー工		第3編 第1章 第15節 3-1-15-5 アンカー工 に準じる。	5-6-11	
	8 なだれ防止林造成	4 雪庇予防工	2		吹きだめ柵 吹き払い柵	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1 施工箇所に1回 [施工後]	5-8-4-2

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要			
						撮影項目	撮影頻度[時期]				
5	溪間・山腹工等	8	なだれ防止林造成	5	なだれ予防工	2	階段工	法長 幅	測定箇所毎に1回 [施工後]	5-8-5-2	
						3	予防柵 防止柵	長さ 幅 高さ	1基毎に1回 [施工後]	5-8-5-3	
						4	吊柵 吊柱	長さ 幅 高さ	1基毎に1回 [施工後]	5-8-5-4	
	9	森林整備	2	植栽	5	7	地拵え 植付け 補植	全景 近景 作業状況	団地毎に各1回 [作業中] [作業実施前後]	5-9-2- 2.5.7 作業手順が 分かるよう に撮影す る。	
								作業完了確認	団地毎にh a 当り2箇所以上 なお、植付穴に関しては各箇所 につき5本(穴)以上 [作業実施前後]	管理プロッ トを中心に 植栽本数、 植付穴の深 さ、径が確 認できるよ うに撮影 し、撮影位 置を示した 縮小平面図 を添付す る。	
							8	施肥	全景 近景 作業状況	団地毎に各1回 [作業中] [作業実施前後]	5-9-2-8 作業前後の 写真に年月 日を入れて 撮影し、撮 影位置を示 した縮小平 面図を添付 する。
									作業完了確認	団地毎にh a 当り2箇所以上 [作業実施前後]	管理プロッ トを中心に 施肥実施本 数が確認で きるよう に撮影し、撮 影位置を示 した縮小平 面図を添付 する。

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要					
						撮影項目	撮影頻度[時期]						
5	9	3	2 3 4		下刈り 刈出し 伐木に伴う刈 払い	全景 近景 作業状況	団地毎に各1回 [作業中] [作業実施前後]	5-9-3- 2.3.4 作業前後の 写真に年月 日を入れて 撮影し、撮 影位置を示 した縮小平 面図を添付 する。					
									5 8 10	つる切 追肥 根踏み	全景 近景 作業状況	団地毎に各1回 [作業中] [作業実施前後]	5-9-3- 5.8.10 作業前後の 写真に年月 日を入れて 撮影し、撮 影位置を示 した縮小平 面図を添付 する。
									6	本数調整伐 受光伐 除伐	全景 近景 作業状況	団地毎に各1回 [作業中] [作業実施前後]	5-9-3-6 作業前後の 写真に年月 日を入れて 撮影する。
			作業完了確認	伐採本数の3%以上 [作業実施前後]	伐採木及び No.テープと 周囲が確認 できるように 撮影し、撮 影位置を示 した縮小平 面図を添付 する。								
			7	枝落し	全景 近景 作業状況	団地毎に各1回 [作業中] [作業実施前後]	5-9-3-7 作業前後 の写真に 年月日を入 れて撮影す る。						

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
5	溪間・山腹工等	9	3	保育	7	枝落し	作業完了確認	団地毎にh a 当り 2 箇所以上 なお、枝落し高さに関しては 各箇所につき 5 本以上 [作業終了後]	管理プロットと周囲及びスタッフ等を入れ枝下高が確認できるように撮影し、撮影位置を示した縮小平面図を添付する。
							9	雪起し	全景 近景 作業状況
									作業完了確認
		11	獣害防護柵(防鹿柵)設置	高さ 延長	100m又は1 施工箇所に 1 回 [施工後]	5-9-3-11			
		4	2	歩道作設	法長 幅	100m又は1 施工箇所に 1 回 [施工後]	5-9-4-2		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
5	溪間・山腹工等	11	仮設工	2	工事用仮設道路	法長幅	100m又は1施工箇所 に1回 [施工後]	5-11-2
				3	仮締切工	施工状況	1 施工箇所に1回 [施工後]	5-11-3
				4	水替工	施工状況	1 施工箇所に1回 [施工後]	5-11-4
				5	仮水路工	施工状況	1 施工箇所に1回 [施工後]	5-11-5
				6	足場工	施工状況	1 施工箇所に1回 [施工後]	5-11-6
				7	作業構台工	施工状況	1 施工箇所に1回 [施工後]	5-11-7
				8	2	ケーブルクレーン架設	架設状況	1 架設毎に1回 [施工後]

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要		
						撮影項目	撮影頻度[時期]			
5	溪間・山腹工等	11	9		モノレール	架設状況	1 架設毎に1回 [施工後]	5-11-9		
6	林道	7	10		鋼製擁壁工	高さ	120m又は1 施工箇所に1回	6-1-7- 10.11		
			11		簡易鋼製擁壁工	鉛直度	[施工後]			
		12	13		木製土留擁壁工	高さ	120m又は1 施工箇所に1回	6-1-7- 12.13		
					土のう積工		[施工後]			
		9	カルバート工	6		場所打函渠工	厚さ 幅(内空) 高さ	100m又は1 施工箇所に1回	6-1-9-6	
				8	1	防水工(防水)	幅	100m又は1 施工箇所に1回		6-1-9-8
					2	防水工(防水保護工)	厚さ	100m又は1 施工箇所に1回		
					3	防水工(防水壁)	高さ 幅 厚さ	1 施工箇所に1回		
		10	排水施設工	3	4	側溝工 (プレキャストU型側溝)	据付状況	200m又は1 施工箇所に1回	6-1-10-3.4.5.6	
					5	(L型側溝)				
					6	(自由勾配側溝)				
					6	横断工				
					コルゲートパイプ工					
	コルゲートフリューム工									
7		洗越工	厚さ 幅	200m又は1 施工箇所に1回	6-1-10-7					
8		呑口工 吐口工	裏込厚さ	120m又は1 施工箇所に1回	6-1-10-8					
9		集水柵工	厚さ 幅 高さ	1 施工箇所に1回	6-1-10-9					

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
6 林道	1 林道	10 排水 施設工	11		流末工	厚さ 幅	120m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し前]	6-1-10-11	
			12		地下排水工	幅 深さ	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	6-1-10-12	
			13		法面排水工(小 段排水工・縦排 水工)	据付状況	200m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	6-1-10-13	
			14		管渠工	据付状況	120m又は1施工箇所に1回 [埋戻し前]	6-1-10-14	
			15		場所打水路工	厚さ 幅 高さ	200m又は1施工箇所に1回 [型枠取外し前]	6-1-10-15	
		11 落石 雪害 防止工	4		落石防止網工	幅	1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-11-4	
			5		落石防護柵工	高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-11-5	
			6		防雪柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ	200m又は1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-11-6	
			7		雪崩予防柵工	高さ 基礎幅 基礎高さ アンカー長	1施工箇所に1回 [施工後]	6-1-11-7	
		2 舗装	5 防護 施設工	3	1	路側防護柵工 (ガードレー ル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) [施工後]	6-2-5-3
							ビーム取付高	1施工箇所に1回 [施工後]	
				2	路側防護柵工 (ガードケーブ ル)	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) [施工後]	6-2-5-3	
						ケーブル取付高	1施工箇所に1回 [施工後]		
				4	ボックスビー ム工	※基礎幅 ※基礎高さ ※配筋状況	1施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある 場合) [施工後]	6-2-5-4	
						ビーム取付高	1施工箇所に1回 [施工後]		

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
6	2	5	5		車止めポスト工	※基礎幅 ※基礎高さ	1 施工箇所に1回 (※印は現場打ち部分がある場合) [施工後]	6-2-5-5	
						パイプ取付高	1 施工箇所に1回 [施工後]		
		6	2		区画線工	材料使用量	全数量 [施工前後]	6-2-6-2	
3	3	3	3		鋼製橋脚製作工	原寸状況	1 脚に1回又は1工事に1回 [原寸時]	6-3-3-3	
						製作状況	適宜 [制作中]		
						仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1 脚に1回又は1工事に1回 [仮組立時]		
		6	8			橋台躯体工	厚さ 天端幅(橋軸方向) 敷幅(橋軸方向) 高さ 胸壁の高さ 天端長 敷長	全数量 [型枠取外後]	6-3-6-2
		8	9	1		橋脚フーチング工(門型)	幅 高さ	全数量 [型枠取外後]	6-3-8-9
							橋脚フーチング工(I型・T型)	幅 高さ 長さ	
			10	1		橋脚架設工(門型)	架設状況	架設工法が変わる毎に1回 [架設中]	6-3-8-10
							橋脚架設工(I型・T型)	架設状況	
				11			現場継手工	継手部の隙間	1 施工箇所に1回 [施工後]
	4	3	9			橋梁用高欄製作工	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	6-4-3-9
製作状況							適宜 [制作中]		

編	章	節	条	枝番	工 種	写 真 管 理 項 目		摘 要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 林道	4 鋼橋上部工	5 鋼橋架設工	10	1	支承工(鋼製支承)	支承取付状況	1 スパンに1回 [取付後]	6-4-5-10
				2	支承工(ゴム支承)	支承取付状況	1 スパンに1回 [取付後]	
			11	現場継手工	継手部の隙間	1 スパンに1回 [架設後]	6-4-5-11	
		8 橋梁付属物工	3	3	落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	1 施工箇所に1回 [削孔後]	6-4-8-3
				5	地覆工	地覆の幅 地覆の高さ 有効幅員	1 施工箇所に1回 [施工後]	6-4-8-5
				6	橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	幅	1 施工箇所に1回 [施工後]	6-4-8-6.7
				7		高さ		
				8	検査路工	幅 高さ	1 施工箇所に1回 [施工後]	6-4-8-8
5 コンクリート橋上部工	6 プレビーム桁橋工	2		プレビーム桁製作工(現場)	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	6-5-3-2	
				製作状況	適宜 [製作中]			
				仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1 橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]			
				幅 高さ	桁毎に1回 [型枠取外し後]			
6 木造橋上部工	3 木造橋上部工	3		木桁	原寸状況	1 橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	6-6-3-3	
					製作状況	適宜 [製作中]		
7 林道維持	3 舗装工	5		切削オーバーレイ工	平坦性	1 施工箇所に1回 [施工後]	6-7-3-5	
					タックコート	各層毎に1回 [散布時]		
					整正状況	400mに1回 [施工後]		
		7	路上再生工	敷均厚 転圧状況	各層毎400mに1回 [施工中]	6-7-3-7		
整正状況 厚さ	各層毎400mに1回 [整正後]							

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
6 林道	9 林道修繕	3 工場製作工	4		桁補強材製作工	原寸状況	1橋に1回又は1工事に1回 [原寸時]	6-9-3-4
						製作状況	適宜 [製作中]	
						仮組立寸法(撮影項目は適宜)	1橋に1回又は1工事に1回 [仮組立時]	
	19 橋梁付属物工	4		落橋防止装置工	長さ 径 材質	1橋に1回又は1工事に1回 [材料搬入時]	6-9-19-4	
出来ばえ					適宜 [施工中]			

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要	
						撮影項目	撮影頻度[時期]		
その他					舗装工関係	橋面防水工	塗布又は設置状況	1 施工箇所につき1回 [施工中]	
					ダム工関係	仮排水路	厚さ 高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 [型枠取外し後]	
						仮締切(土石)	巻出し厚	100m又は1 施工箇所につき1回 [巻出し時]	
					転圧状況		転圧機械が変わる毎につき1回 [締固時]		
					仮締切(コンクリート)	厚さ 高さ	100m又は1 施工箇所につき1回 [型枠取外し後]		
					基礎掘削	組合せ機械	組合せ機械	組合せ機械が変わる毎につき1回 [施工中]	
							土質・岩質	土質・岩質が変わる毎につき1回 [掘削中]	
						岩盤清掃状況	1 施工箇所につき1回 [清掃前後]		
					堤体コンクリート打設	骨材採取製造・コンクリート製造、運搬	月に1回 [施工中]		
						打継目処理 打込養生	8 リフト毎につき1回 [施工中]		
					堤体止水	止水板の厚さ・幅 埋設位置 岩着及び溶接	各ブロック毎、先行ブロック について4リフト毎につき1回 [据付後]		
					堤体排水工	排水孔の位置 箱抜断面 排水管取付箇所	各ブロック毎、先行ブロック について4リフト毎につき1回 [据付後]		
					維持修繕工関係	アスファルト舗装	打換パッチング	施工日に1回 [施工前後]	
						コンクリート舗装	目地掃除	3,000 m <sup>2</sup> につき1回 [施工前後]	
							目地充填	3,000 m <sup>2</sup> につき1回 [施工後]	

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					維持修繕工関係 コンクリート舗装	注入工 削孔状況(位置、 間隔)	2,000 m <sup>2</sup> に1回 [削孔後]	
						注入工 注入圧	2,000 m <sup>2</sup> に1回 [注入時]	
						目地亀裂防止材、 張付け状況	3,000 m <sup>2</sup> に1回 [張付け後]	
						局部打換 各層厚さ	各層毎100mに1回又は1施工 箇所1回 [施工前後]	
					路肩・路側 路盤工	厚さ	100mに1回又は1施工箇所に 1回 [施工後]	
					道路除草	出来ばえ	2kmに1回(1回刈毎) [施工前後]	
					路肩整正	出来ばえ	1kmに1回 [施工前後]	
					新設・更新・ 修理、防護 柵類	出来ばえ	1施工箇所に1回(施工前は必 要に応じて) [施工前後]	
					新設・更新・ 修理、標識 類	基礎幅 深さ 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) [施工前後]	
					新設・更新・ 修理、照明 灯	基礎幅 深さ 出来ばえ	基礎タイプ毎5カ所に1回(施 工前は必要に応じて) [施工前後]	
					視線誘導標	出来ばえ	施工日に1回 [施工後]	
					清掃(路面、 標識、側溝、 集水桝)	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	
					区画線路面 表示	出来ばえ	施工日に1回 [施工前後]	
材料使用量	全数量 [施工前後]							
排雪 除雪	施工状況 機種	施工中に1回 [施工中]						

編	章	節	条	枝番	工種	写真管理項目		摘要
						撮影項目	撮影頻度[時期]	
その他					維持修繕工関係 応急処置	処理の状況	その都度 [施工前後]	
					鉄筋・無筋 配筋	位置 間隔 継手寸法	打設ロット毎に1回又は1施 工箇所に1回 [組立後]	
					コンク リート 打設	打継目処理 締固施工状況	工種種別毎に1回 [施工時]	
					養生 ク リート 関係	養生状況	工種種別毎に1回、養生方法 毎に1回 [養生時]	

## (参考) 林業土木工事写真撮影要領

### 1 溪間工

区分	撮影事項	撮影内容
工事着手前	施工箇所	上・下流から見た施工箇所の全景及び袖取付部、溪床等局所的なものを撮影する。全景には、構造物の計画高を標示する。位置は固定して完成後も同一箇所から撮れるように配慮する。
工事完成	施工箇所及び構造物の完成	上・下流から見た施工箇所の全景及び局所的なものを撮影する。全景写真を撮る位置は、工事着手前と同一の箇所とする。完成後の流路の整理状況を撮影する。
丁張	丁張	方向線、天端丁張、提体丁張を撮影する。また、丁張の施工状況の全景を撮影する。
	BM	BM、仮BMの設置状況、特にBMと構造物との関連が分かるように撮影する。
締切	廻排水・締切	廻排水・締切等の方式、構造、位置、寸法が分かるように撮影する。ポール、箱尺、スケール等を用いて寸法表示する。同時に平水位の状態を撮影する。
	水替	排水の方法、状況が分かるように撮影する。
床掘	床掘状況	土質の状況、床掘方法、床掘状況等を撮影する。
	床掘確認	深さ、幅、長さ等が十分であることを確認できるように撮影する。ポール、箱尺、スケール等を用いて寸法表示する。止水壁、袖部分の突込み、提底部分等各部分についても寸法、位置が分かるように撮影する。床掘仕上げ、法面処理状況、捨土の処理状況も分かるように撮影する。撮影方法は、現地状況に応じて定める。
基礎	基礎の状況	掘り過ぎ箇所、補強状況を撮影する。基礎部分が土砂の場合は、突固め状況を撮影する。基礎部分が岩盤の場合は、洗浄状況、敷モルタルの状況を撮影する。湧水がある場合は、その処理状況を撮影する。
足場	足場の状況	足場の組み方、足場の位置、規模が分かるように撮影する。ミキサの踊り場、骨材運搬足場、コンクリート小運搬足場等についても、その組み方、規模、位置を撮影する。足場の組替えをした場合は、その都度撮影する。
型枠	型枠管理の状況	型枠の構造、取付けの状況、洗浄、剥離剤の塗布の状況、特にフォームタイの状況、丸セパレーターの取付状況等の状況が分かるように撮影する。高さ、幅、延長等が分かるように撮影する。ポール、箱尺、スケール、スランートルール等を用いて寸法表示する。構造物の高さ5m毎に原則1箇所撮影する。
工事材料	各種材料の規格管理状況	骨材、レディーミクストコンクリート、コンクリートブロック及び鋼材等の搬入、集積、保管等の状況を撮影する。特にレディーミクストコンクリート及び鋼材の納入時の検収の状況が分かるように撮影する。

区分	撮影事項	撮影内容
コンクリート	一般	特に基礎部分等の不可視部分については入念に撮影する。ポール、箱尺、スケール等を用いて寸法表示する。
	鉄筋組立て	組立、寸法、間隔の検測寸法がわかるように撮影する。
	コンクリートの練り混ぜ	練り混ぜ設備の状況、現場配合の状況、骨材計量の状況を撮影する。
	コンクリートの運搬	運搬方法、運搬状況が分かるように撮影する。
	打込み	ポンプ車、トラッククレーン等による打込みの状況、シュートの使用方法が分かるようにリフト毎に撮影する。
	締固め	バイブレーター等による締固めの状況が分かるようにリフト毎に撮影する。
	打継目の処理	清掃、洗浄、レイタンスの取除き作業、敷モルタル、その他打設準備の状況について撮影する。
	継目止水板の取付け	継目の処理、止水板の取付け状況を撮影する。
	表面仕上げ	ボルト穴等の跡埋め及びその他表面仕上げの状況を撮影する。
	養生	養生用シート等のかけ方、散水方法等養生の状況が分かるように撮影する。
	コンクリートの諸試験	骨材試験、スランプ、空気量、強度(テストピース)等の諸試験、表面水の測定、試験練りの状態等について撮影する。
	打設量の確認	幅、高さ、延長等の検測寸法が分かるようにリフト毎に撮影する。
コンクリートブロック	コンクリートブロックの施工状況	ブロックの積み方、目地の付け方、胴込コンクリートの打込み等の施工状況が分かるように撮影する。また、水抜きパイプの据付状況についても併せて撮影する。
	裏込材料及び施工状況	裏込の施工状況について撮影する。裏込材料がコンクリートの場合にはコンクリートに準じて撮影するが、裏込が礫の場合には、材料の品質規格、充填の状況について撮影する。
	その他	コンクリートに準じる。
鋼製ダム	鋼材の組立	鋼材の仮組立及び本締め等の施工状況を撮影する。
その他の工種	施工状況・出来形・寸法等	コンクリート、コンクリートブロックに準じて撮影する。特に不可視部分については、工事施工が適正であることを確認できるように撮影する。
間詰、埋戻し	間詰、埋戻しの施工状況	施工前、施工中、施工後の状況、特に不可視部分の寸法が分かるように撮影する。
機械、共通仮設	機械の設備状況	機械の種類、設置(保管)及び使用状況を撮影する。
	仮設建物	仮設建物の規模、位置等の設置状況を撮影する。
	運搬道、ケーブル架設、材料置場等の状況	規模及び状況を撮影する。

区分	撮影事項	撮影内容
安全管理	安全管理の状況	防護柵、崩落防止対策、交通対策の状況を撮影する。
災害	施工地の被災状況	被災状況(全景、局所的な状況が分かるもの)、被災時の防護措置、出水状況等、被災前後の対比ができるように留意する。
	施工地付近の被災状況	上・下流の被災状況を撮影する。
その他	設計変更箇所	設計変更箇所は、その経緯が分かるように撮影する。
	その他	穿孔、注水及び破壊検査の場合は、その状況を撮る。

## 2 山腹工

区分	撮影事項	撮影内容
工事着手前	施工箇所	施工箇所の全景及び工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局所的なものを撮影する。位置は固定して完成後も同一箇所から撮れるように配慮する。
工事完成	施工箇所及び構造物の完成	施工箇所の全景及び工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局所的なものを撮影する。全景写真を撮る位置は、工事着手前と同一の箇所とする。
法切	法切状況	施工前、施工中、施工後の状況を撮影する。特に法切の出来高数量の確認のため、ポール、箱尺、スケール等を用いて寸法表示する。
丁張	丁張及びBM	構造物、緑化工等の丁張及び土留コンクリート等のBMの設置状況が分かるように撮影する。
基礎工	土留コンクリート、暗渠、柵工	溪間工に準じるが、特に埋設工、暗渠工のように明視できなくなる部分については入念に撮影する。
その他の工種	施工状況、出来形、寸法等	施工位置及び構造、施工状況等が分かるように撮影する。緑化工については、間隔、延長、整地状況等が分かるように、ポール、箱尺、スケール等を用いて寸法表示する。筋工等の簡易なものは代表的なものを撮影する。

(注) その他必要な事項については、溪間工に準じる。

## 3 地すべり防止工

区分	撮影事項	撮影内容
工事着手前	施工箇所	施工箇所の全景及び工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局所的なものを撮影する。位置は固定して完成後も同一箇所から撮れるように配慮する。
工事完成	施工箇所及び構造物の完成	施工箇所の全景及び工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局所的なものを撮影する。全景写真を撮る位置は、工事着手前と同一の箇所とする。
暗渠工	ポーリング暗渠工	ポーリングの穿孔位置、配列方向、勾配等が分かるように撮影する。ストレーナーの大きさ及び配置の状況を撮影する。地下水の湧水状況を撮影する。(穿孔後約1時間経過後の状況)

区分	撮影事項	撮影内容
集水井工 シャフト工	掘削状況	0.5～1.0m毎に、箱尺、リボンテープ等を用いて寸法表示し、掘削状況が分かるように撮影する。地層の変化点、化石、亀裂等の状況を撮影する。掘削中の崩壊、湧水等の異状についても撮影する。最終基礎地盤の状況についても撮影する。
トンネル工	推進状況	掘削前の保安施設の整備の状況を撮影する。掘進状況、地質、湧水等の状況を撮影する。
	支保工	支保工設置作業中及び完成後の状況を適当な間隔で撮影する。覆工の鉄筋及び埋め殺しする支保工材料の組立状況を撮影する
杭工	鋼管杭工等	現場に搬入された杭は、番号を付して検査の状況を撮影する。杭を現場溶接する場合には、杭番号、溶接位置が分かるように撮影する。 削孔間隙の充填、中詰め作業の状況を撮影する。杭の建込み状況については、杭番号、杭長等が分かるように撮影する。当初の設計長を必要としない場合の切断状況を、ポール、スケール等を用いて寸法表示しながら撮影する。
アンカー工	施工状況等	搬入された材料の規格、保管等の状況を撮影する。アンカーの削孔位置、長さ及び方向が分かるように撮影する。アンカー体及び引張材の挿入状況を撮影する。耐力確認試験の状況を撮影する。

(注) その他必要な事項については、溪間工等に準じる。

#### 4 防災林造成

区分	撮影事項	撮影内容
工事着手前	施工箇所	施工箇所の全景及び工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮影する。位置は固定して完成後も同一箇所から撮れるように配慮する。
工事完成	施工箇所及び構造物の完成	施工箇所の全景及び工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮影する。全景写真を撮る位置は、工事着手前と同一の箇所とする。
防潮堤等	基礎工等	施工中及び基礎工の完了状況を撮影する。
	伸縮目地	止水板、スリッパの施工位置及び施工状況を撮影する。
	養生	海水からの保護の状況を撮影する。
	根固ブロック	異形ブロックの製作状況及び検査の状況を撮影する。据付に先だって据付箇所の検査の状況を撮影する。乱積み、層積み等異形ブロックの据付施工状況を撮影する。
砂丘造成	砂丘造成等	溪間工、山腹工に準じて撮影する。
森林造成	森林造成	溪間工、山腹工、森林整備に準じて撮影する。
なだれ防止	床掘	掘削残土の処理状況を撮影する。
	鋼材検査	鋼材等の納入時の検査状況を撮影する。
	鋼材組立	鋼材組立の状況及び各部材のボルト締め直しの状況を撮影する。基礎部をアンカーで固定する場合には、前記のアンカー工に準じて撮影する。

(注) その他必要な事項については、溪間工等に準じる。

## 5 森林整備

区分	撮影事項	撮影内容
事業着手前	事業箇所	事業地の遠景、近景等事業着手前の森林の状況を撮影する。
事業完成	施工箇所及び各工種	着手前と同一箇所から遠景、近景及び工種毎に施工箇所の代表的なものについて、局部的なものを撮影する。緑化工については、発芽状況。植栽については、活着状況、生育状況について時期を定めて撮影する。
植栽	仮植	仮植地の全景及び苗木の仮植の状況について撮影する。
	地拵え、植栽	地拵え、植穴、施肥、植付け等の状況について撮影する。ポール、箱尺、スケール等を用いて寸法表示する。
保育	各作業	代表的な箇所について、作業毎に、施工前、施工中、施工後の状況を撮影する。
保護	各作業	保育に準じる。
被害	被害状況	被害状況(全景、局部的な状況が分かるもの)、枯損、病虫害の種類・状況等が分かるように撮影する。
各種試験	各種試験	発芽試験、活着試験、各種適応状況が分かるように撮影する。

(注) その他必要な事項については、溪間工等に準じる。

## 6 林道

区分	撮影事項	撮影内容		
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度
工事着手前	施工箇所	全景又は代表部分	着手前	着手前200m以下毎に1回
工事完成	施工箇所	全景又は代表部分	完成後	施工完成後200m以下毎に1回
施工状況	工事進捗状況	全景又は代表部分の工事進捗状況	主要工種の完成時	
		施工中の写真	施工中	
仮設	指定仮設	使用材料、仮設状況、形状寸法	施工前 施工後	1 施工箇所毎に1回
	任意仮設	工法の全景又は代表部分	施工前 施工後	1 施工箇所毎に1回
施工機械	機械の設備状況	使用機械の形状、型式	現場搬入時	必要に応じて機械毎に1回
図面との不一致	図面と現地との不一致の場合	該当箇所	発生時	
安全管理	安全管理の状況	各種標識類の設置状況	設置後	種類毎に1回
		各種保安・防護等の施設の設置状況	設置後	
		保安要員等の配置状況	作業中	各1回

区分	撮影事項	撮 影 内 容		
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
材料検査	検査指定外材料	形状、寸法	搬入時	品目毎に1回
	検査指定材料	検査実施状況	検査時	
施工検査	施工検査指定・指示等工種	検査実施状況	検査時	検査毎に1回
鉄筋・無筋コンクリート	配筋	位置、間隔、継手寸法	組立後	40m又は1施工単位に1回
	コンクリート打込み	打継目処理、締固め施工状況	施工時	工種、種別毎に1回
	養生	養生状況	養生時	工種、種別毎又は養生方法が変わる毎に1回
土工	伐開除根	施工状況	施工前 施工後	100mに1回
	段切	施工状況、幅、深さ	施工前 施工後	1施工単位毎に1回
	切土 土取り	地山の状況	施工前	100m又は1施工単位に1回
		土質等の判別	施工中	土質が変わる毎又は1施工単位に1回
		法長	施工後	100m又は1施工単位に1回
	盛土 残土	基礎地盤の状況	施工前	100m又は1施工単位に1回
		盛り立て状況	施工中	100mに1回
		締固め状況	施工中	1施工単位又は締固め方法毎に1回
	盛土・残土法面	締固め状況	施工中	40m又は1施工単位に1回
	路盤工	施工状況、幅、深さ	施工中 施工後	施工状況は1施工単位又は100mに1回 幅、厚さは100m以下毎に1回

区分	撮影事項	撮影内容			
		撮影項目	撮影時期	撮影頻度	
植生工 構造物による法 面保護工	筋芝工 張芝工 人工植生芝工	使用材料、土羽工の厚 さ、締固め状況	施工中	100m又は1施工単位に 1回	
	種子吹付工 種子散布工 植生基材吹付 工	材料の使用量	混合前	1工事に1回	
		施工状況	施工中	100m又は1施工単位に 1回	
		厚さ、植被率	施工中 施工後	測定箇所毎に1回	
	モルタル・コン クリート吹付	清掃状況	施工後	500㎡又は1施工単位に 1回	
		鉄網等の重ね合わせ寸法	吹付前		
		厚さ(測定箇所)	吹付後	全数量の2%程度	
	一般構造物	コンクリート ブロック張又 は擁壁、石張工 又は石積擁壁、 練石張及び空 石張開渠	胴込め、裏込め厚さ	施工中	40m又は1施工単位に 1回とし、厚さは測定箇 所とする
			法長又は高さ	施工後	
落石防護網		アンカー基礎の形状寸法	施工後	1施工箇所毎に1回	
		アンカーの位置、間隔	施工後	1施工単位に1回	
鉄線籠		床均し状況 背面埋戻し状況	施工中	40本程度又は1施工単 位に1回	
		布設高さ、長さ1個の幅・ 高さ・径	施工中 施工後		
コンクリート 側溝		幅、高さ、厚さ	型枠取外 し後	100本又は1施工単位に 1回	
二次製品側溝		据付け状況	埋戻し前		
コンクリート 横断溝		幅、高さ、厚さ	型枠取外 し後		
二次製品横断 溝		据付け状況	埋戻し前		
溝渠、地下排水 工、法面排水 工、集水工、流 末工		幅、高さ(径)、厚さ	埋戻し前	1施工単位に1回	
		据付け状況	埋戻し前		
		基床、裏込めの施工状況、 幅、厚さ	施工中		
ボックスカル バート		幅、高さ、厚さ	施工中		
		据付け状況	施工中		
コンクリート 擁壁	背面埋戻し状況	施工中	40m又は1施工単位に 1回		
	幅、高さ、高さ又は法長	型枠取外 し後			

区分	撮影事項	撮 影 内 容		
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
一般構造物	特殊擁壁	背面埋戻し状況	施工中	40m又は1 施工単位に1回
		幅、厚さ、高さ又は法長	施工後	
基礎工	床掘	土質の判別	施工中	土質が変わる毎に1回
		施工状況、幅、深さ	施工中 施工後	1 施工単位毎に1回
	フーチング基礎 置換基礎	厚さ、幅、長さ	施工後	40m又は1 施工単位に1回
	土台木基礎	据付寸法	据付後	100mに1回
	打込み杭基礎	杭長、径	打込み前	1 施工単位に1回
		位置、打込み状況、杭頭処理	打込み後 処理前	
		数量	処理中 処理後	全数量
	場所打ち杭基礎	位置、間隔、配筋、杭頭処理	打込み後	1 施工単位に1回
		数量	打込み後	全数量
	矢板工	矢板長	打込み前	1 施工単位に1回
		位置、打込み状況	打込み後	40m又は1 施工単位に1回
		数量	打込み後	全数量
橋梁	鋼橋工場製作	原寸状況	原寸検査時	1 橋又は1 工事に1回
		工作状況	工作中	適宜
		仮組立寸法	仮組立検査中	1 橋又は1 工事に1回
	床版	厚さ、配筋	打込み前 打込み後	1 スパンに1回
	塗装	材料使用量(塗料罐)	使用前 使用后	全数量
		ケレン状況(塗替え)	使用前 使用后	スパン毎部材別
		塗装状況	塗装後	各層毎1 スパンに1回
		塗膜厚測定	測定時	

区分	撮影事項	撮 影 内 容		
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
橋梁	コンクリート橋	シーす、PC鋼線、鉄筋配置状況	打込み前	桁毎に1回
		幅、厚さ、高さ	型枠取外し後	
		中埋め及びグラウト状況	施工時	1 スパンに1回
	架設	搬入状況	搬入時	適宜
		支承取付け状況	取付け後	1 スパンに1回
		桁架設状況	架設中	架設工法が変わる毎に1回
	木造橋	工作状況	工作中	適宜
		杭打ち、建込み状況	施工中	打込み杭基礎に準じる
		土留寸法	施工後	1 基に1回
	橋台、橋脚	幅、厚さ、高さ	施工後	1 基に1回
	トンネル	掘削	岩質	掘削中
湧水状況			掘削中	適宜
巻立て空間			型枠組立後	型枠1 スパンに1回
覆工		厚さ	型枠取外し後	厚さ測定毎に1回
ロックボルト		削孔状況、長さ、間隔	施工中	長さが変わる毎に1回又は1 施工単位に1回
吹付コンクリート		金網の継目状況	施工中	40m又は1 施工単位に1回
		清掃状況	清掃後	
		厚さ	吹付後	
埋設支保工		建込み間隔	建込み後	40m又は1 施工単位に1回
		寸法	建込み後	
		基数	建込み後	全数量
湧水処理		設置状況	設置後	全数量
集水渠		幅、高さ、位置	設置後	100m又は1 施工単位に1回
地下排水工		管接合状況、管据付状況	設置後	100m又は1 施工単位に1回
		フィルター厚さ	投入前 投入後	
インバート		厚さ	埋戻し前	40～50m又は1 施工単位に1回
坑門工		厚さ、幅、高さ	埋戻し後	1 施工単位に1回
矢板		設置状況	設置後	岩質の変わる毎に1回
グラウト		材料使用量	使用前 使用后	全数量

区分	撮影事項	撮 影 内 容		
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
舗装 (打換え、修繕含む)	路盤工	敷均し厚、転圧状況	施工中	各層毎100mに1回
		整正状況	整正後	
		厚さ	整正後	
	アスファルト舗装工	タックコート プライムコート	散布時	各層毎に1回
		敷均し、転圧状況	施工中	各層毎100mに1回
		抜取り、コア厚	コア抜取り後	
		コンクリート舗装工	敷均し、転圧状況	施工中
	整正状況	整正後		
	厚さ	整正後		
	幅	整正後	各層毎80mに1回	
コンクリートの品質	スランプ測定	試験実施状況	試験実施中	コンクリートの種類毎に1回
	空気量測定	試験実施状況	試験実施中	
	強度試験	試験実施状況	試験実施中	
	骨材粒度試験	試験実施状況	試験実施中	
盛土、路床、路盤の品質	粒度試験	試験実施状況	試験実施中	各種路盤毎に1回
	支持力測定	試験実施状況	試験実施中	路床及び下層路盤毎に1回
	密度測定	試験実施状況	試験実施中	
	ブルーフローリング測定	試験実施状況	試験実施中	
盛土材料の品質	粒度試験	試験実施状況	試験実施中	
	突固め試験	試験実施状況	試験実施中	
	密度試験	試験実施状況	試験実施中	
	支持力測定	試験実施状況	試験実施中	
鋼橋の品質	材料試験	試験実施状況	試験実施中	各試験項目毎に1回
	高力ボルト締付け	締付け状況	締付け作業中	1橋につき1回
コンクリート橋の品質	プレストレス導入	プレストレス導入状況	プレストレス導入時	主桁、横桁、床版毎に1回
アスファルト舗装工の品質	抽出試験	試験実施状況	試験実施中	合材の種類毎に1回
	骨材粒度試験	試験実施状況	試験実施中	
	合材温度測定	試験実施状況	試験実施中	
	マーシャル試験	試験実施状況	試験実施中	

区 分	撮影事項	撮 影 内 容		
		撮 影 項 目	撮 影 時 期	撮 影 頻 度
災害	被災状況	被害状況及び被災規模	被災又は兆候時、被災又は発生中、被災又は発生後、ただし、可能な場合	その都度
その他	補償関係	被害又は損害状況		

# デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準

## 1 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

## 2 対象工事

デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黑板情報電子化対象工事（以下「対象工事」という。）とすることができる。

対象工事では、以下の3から6の全てを実施することとする。

## 3 対象機器の導入

- (1) 受注者は、デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）については、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）「2-2撮影方法」に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。
- (2) 受注者は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。
- (3) 使用機器の事例として、URL「<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>」記載の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」を参照すること。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

## 4 デジタル工事写真における小黑板情報の電子的記入

- (1) 受注者は、3の使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合は、被写体と小黑板情報を電子画像として同時に記録してもよい。  
小黑板情報の電子的記入を行う項目は、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）「2-2撮影方法」による。
- (2) 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

## 5 小黑板情報の電子的記入の取扱い

工事写真の取扱いは、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）及びデジタル写真管理情報基準（国土交通省）に準ずるが、4に示す小黑板情報の電子的記入については、新潟県林業土木工事標準仕様書（その2）写真管理基準（案）「2-5写真の編集等」及びデジタル写真管理情報基準「6写真編集等」で規定されている写真編集には該当しない。

## 6 小黑板情報の電子的記入を行った写真の提出

- (1) 受注者は、4に示す小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ提出するものとする。
- (2) 受注者は提出時に、URL（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真

管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

- (3) 提出された信憑性確認の結果を、監督員が確認することがある。

## VII 監督技術基準・施工管理関係資料

(空白)

1. 生コンクリート標準配合表

単価コード	設計表示名称	仕様内訳(配合)					
		コンクリートの種類による記号	呼び強度	スランプ(cm)	粗骨材の最大寸法(mm)	セメントの種類	水セメント比W/C (%)
T1634	18-8-25(20) (普通) w/c ≤ 65%	普通	18	8~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	普通	65以下
TZJ2010001	18-8-25(20) (普通) w/c ≤ 60%	普通	18	8~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	普通	60以下
TZJ2010036	18-8-40 (普通) w/c ≤ 60%	普通	18	8~15 <sup>注6</sup>	40	普通	60以下
TZJ2010009	21-8-25(20) (普通) w/c ≤ 55%	普通	21	8~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	普通	55以下
TZJ2010048	21-8-40 (普通) w/c ≤ 55%	普通	21	8~15 <sup>注6</sup>	40	普通	55以下
TZJ2010018	24-12-25(20) (普通) w/c ≤ 55%	普通	24	12~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	普通	55以下
TZJ2010059	24-12-40 (普通) w/c ≤ 55%	普通	24	12~15 <sup>注6</sup>	40	普通	55以下
TZJ2010029	30-12-25(20) (普通) w/c ≤ 55%	普通	30	12~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	普通	55以下
T1631	18-8-25(20) (高炉) w/c ≤ 65%	普通	18	8~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	高炉	65以下
TZJ2012001	18-8-25(20) (高炉) w/c ≤ 60%	普通	18	8~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	高炉	60以下
TZJ2012010	18-8-40 (高炉) w/c ≤ 60%	普通	18	8~15 <sup>注6</sup>	40	高炉	60以下
TZJ2012008	18-5-40 (高炉) w/c ≤ 60%	普通	18	5~15 <sup>注6</sup>	40	高炉	60以下
T1644	21-8-40 (高炉) w/c ≤ 60%	普通	21	8~15 <sup>注6</sup>	40	高炉	60以下
TZJ2012002	21-8-25(20) (高炉) w/c ≤ 55%	普通	21	8~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	高炉	55以下
TZJ2012019	21-8-40 (高炉) w/c ≤ 55%	普通	21	8~15 <sup>注6</sup>	40	高炉	55以下
TZJ2012005	24-12-25(20) (高炉) w/c ≤ 55%	普通	24	12~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	高炉	55以下
T1642	24-12-40 (高炉) w/c ≤ 55%	普通	24	12~15 <sup>注6</sup>	40	高炉	55以下
T1650	30-12-25(20) (高炉) w/c ≤ 55%	普通	30	12~18 <sup>注6</sup>	25(20) <sup>注7</sup>	高炉	55以下
TZJ2010071	曲げ4.5-6.5-40(普通) w/c ≤ 45%	舗装	曲げ4.5	6.5	40	普通	45以下
TZJ2012029	曲げ4.5-6.5-40(高炉) w/c ≤ 45%	舗装	曲げ4.5	6.5	40	高炉	45以下

- 基本 1. 用途については標準的なものを示したもので、構造物の目的、現場・施工条件等を考慮して水セメント比、スランプ等の配合を決定する。
2. コンクリートの配合は、原則として構造物の設計基準強度または要求性能上必要な水セメント比のいずれか厳しい条件で選定する。
- セメント 3. セメントは、橋梁上部工に用いるコンクリートを除き、原則として高炉セメントB種を使用する。なお、海岸・砂防以外の用途では、確実なひび割れ対策が必要な場合、早期強度を必要とする場合や寒中コンクリートの場合等、必要に応じて高炉セメントB種以外のセメントを使用できる。
- 強度 4. 呼び強度は、早強ポルトランドセメント及び特殊な配合を使用する場合を除き材齢28日の供試体強度とし、圧縮強度試験は、JIS A 1108及びJIS A 1132、曲げ強度試験は、JIS A 1106及びJIS A 1132による。
- 空気量 5. 空気量は4.5%を標準とする。
- スランプ 6. コンクリートのスランプは「設計表示名称」欄の値を標準(鉄筋コンクリートのスランプは12cmを標準)とするが、「スランプ」欄に示す範囲で変えることができる。  
設計表示名称のスランプ値と異なるスランプ値のコンクリート単価を計上する場合は、該当するスランプの単価値(当該の単価コード、物価資料の掲載単価、又は見積単価)を計上すること。
- 骨材 7. 粗骨材規格欄の25(20)は、25mm砂利か、20mm碎石のいずれかを使用する生コンであることを示す。
- 条件明示 8. 注3、5、6で標準と異なる条件となる場合は、施工条件総括表に明示する。